
第3次砺波市障がい者福祉計画

令和3年度～令和8年度

第6期砺波市障がい福祉計画 第2期砺波市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

砺波市

はじめに

本市では平成 28 年 3 月に「第 2 次砺波市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、国では、障がいのある人の地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（平成 30 年）や、文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成 30 年）など、障がい者が自立し、共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。

このような状況の中、本市では今後 6 年間の障がい者施策を推進していくため、「第 3 次砺波市障がい者福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「障がいの有無に関わらず誰もが差別を受けることなく尊重され、地域の中で自立し共に支えあって生きる『共生社会』の実現」を、基本理念に掲げ、各種施策に取り組むこととしています。

また、障がい者福祉計画のうち、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画となる「第 5 期砺波市障がい者福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの実績や、本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、第 6 期計画を策定し、障がい福祉サービス等の確保に努めていくこととしています。

今後、コロナ禍で「新しい生活様式」が求められる中、この計画を実現していくためには、福祉関係者のみならず、市民の皆様を始めとして、広く関係機関や団体、企業などがお互いに連携して取り組んでいくことが従前にも増して大切であると考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力をいただきました砺波市福祉計画策定委員の皆様をはじめ、地区懇談会、アンケート調査等を通じてご意見等をいただきました障がい者団体や関係機関の方々に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

砺波市長 夏 野 修

目 次

 第1編 第3次 砺波市障がい者福祉計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	3
5 計画策定の体制	3
第2章 障がい者を取りまく現状	4
1 市の概況と人口構造の変化	4
2 障がい者の現状	6
3 福祉サービス利用の状況	17
4 当事者とその家族の意見からみえる障がい者福祉の課題	19
5 障がい者福祉についてのアンケート結果	22
6 第2次計画の評価と課題	28
7 課題の整理	34
第3章 基本構想	36
1 基本理念	36
2 基本方針	37
3 基本的視点	37
4 基本目標	38
第4章 施策の方向	40
目標1 障がい福祉サービスと就労支援の充実	40
(1) 総合的な自立支援体制の構築	40
(2) 就労支援の推進	43
(3) 療育・教育体制の充実	46
目標2 社会参加と相談支援の充実	49
(1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実	49
(2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進	52
(3) 健康づくりの推進	54
(4) 生活環境の整備	58
(5) 防犯・防災対策の充実	62

第5章 計画の推進	64
1 総合的な取組の推進	64
2 地域における関係団体、民間企業等との連携	64
3 国・県の制度との調整	64
4 計画の達成状況の点検及び評価	64

附属資料

〔資料1〕 砺波市福祉計画策定委員会等開催状況	65
〔資料2〕 砺波市福祉計画策定の経過	66
〔資料3〕 砺波市福祉計画策定委員等名簿	67
〔資料4〕 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱	69

第2編 第6期 砺波市障がい福祉計画 第2期 砺波市障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	70
1 計画策定の趣旨	70
2 計画の位置付け	71
3 計画の基本理念	72
4 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	73
5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	74
6 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	74
7 計画の期間	75
8 計画の策定体制	76
9 障がい福祉サービスの体系	82
第2章 令和5年度の数値目標の設定	84
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	84
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	86
3 地域生活支援拠点等有する機能の充実	87
4 福祉施設から一般就労への移行等	88
5 障がい児支援の提供体制の整備等	91
6 相談支援体制の充実・強化等	92
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	92
8 障がい福祉サービス等のサービス見込量	93
(1) 訪問系サービス	93
(2) 日中活動系サービス	95
(3) 居住系サービス	98
(4) 相談支援	100

9	児童福祉法による障がい児支援のサービス見込量-----	102
10	その他の活動指標-----	105
	(1) 発達障がい児に対する支援-----	105
	(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築-----	105
	(3) 相談支援体制充実・強化のための取組-----	106
	(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組-----	106
11	地域生活支援事業のサービス見込量-----	107
	(1) 理解促進研修・啓発事業-----	107
	(2) 自発的活動支援事業-----	108
	(3) 相談支援事業-----	109
	(4) 成年後見制度利用支援事業-----	111
	(5) 意思疎通支援事業-----	112
	(6) 日常生活用具給付等事業-----	113
	(7) 手話奉仕員養成研修事業-----	114
	(8) 移動支援事業-----	115
	(9) 地域活動支援センター-----	116
	(10) その他の事業（任意事業）-----	117
第3章	計画の推進-----	121
1	計画の達成状況の点検・評価と見直し-----	121
2	関係機関等との連携-----	121
3	国・県の制度との調整-----	121
附属資料		
〔資料1〕	障がい福祉計画策定委員会等開催状況-----	122
〔資料2〕	砺波市障がい福祉計画策定委員会等名簿-----	123
〔資料3〕	砺波市福祉計画策定委員会設置要綱-----	125
	用語解説-----	126
	障がい福祉サービス事業者一覧-----	133

「障がい者」等の表記について

本計画では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。

第 1 編

第 3 次砺波市障がい者福祉計画

令和 3 年度～令和 8 年度

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

全国的に、少子高齢化や核家族化が進み、障がい者が日常生活や地域生活を営むための支援のニーズは多様化する中、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障がいのある人も地域の構成員として、地域の活動に参加、参画し地域社会の一員として責任を分かちあい、地域を支える役割も期待されています。

そのためには、地域住民の障がいについての理解や障がい者が地域生活に移行するための支援を充実させることが必要となっています。

国では、障がいのある人の地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正（平成30年）や、文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年）など法整備が進められました。

富山県では、平成30年に策定した「富山県民福祉基本計画（第2次改定版）」を踏まえ、障がい者施策の一層の推進を図るため、平成31年3月に「富山県障害者計画（第4次）」を令和元年度から令和5年度までを計画期間として策定されました。

また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、社会・経済活動が制限され、障がい福祉施策の推進においても、感染予防対策を行うことが求められています。

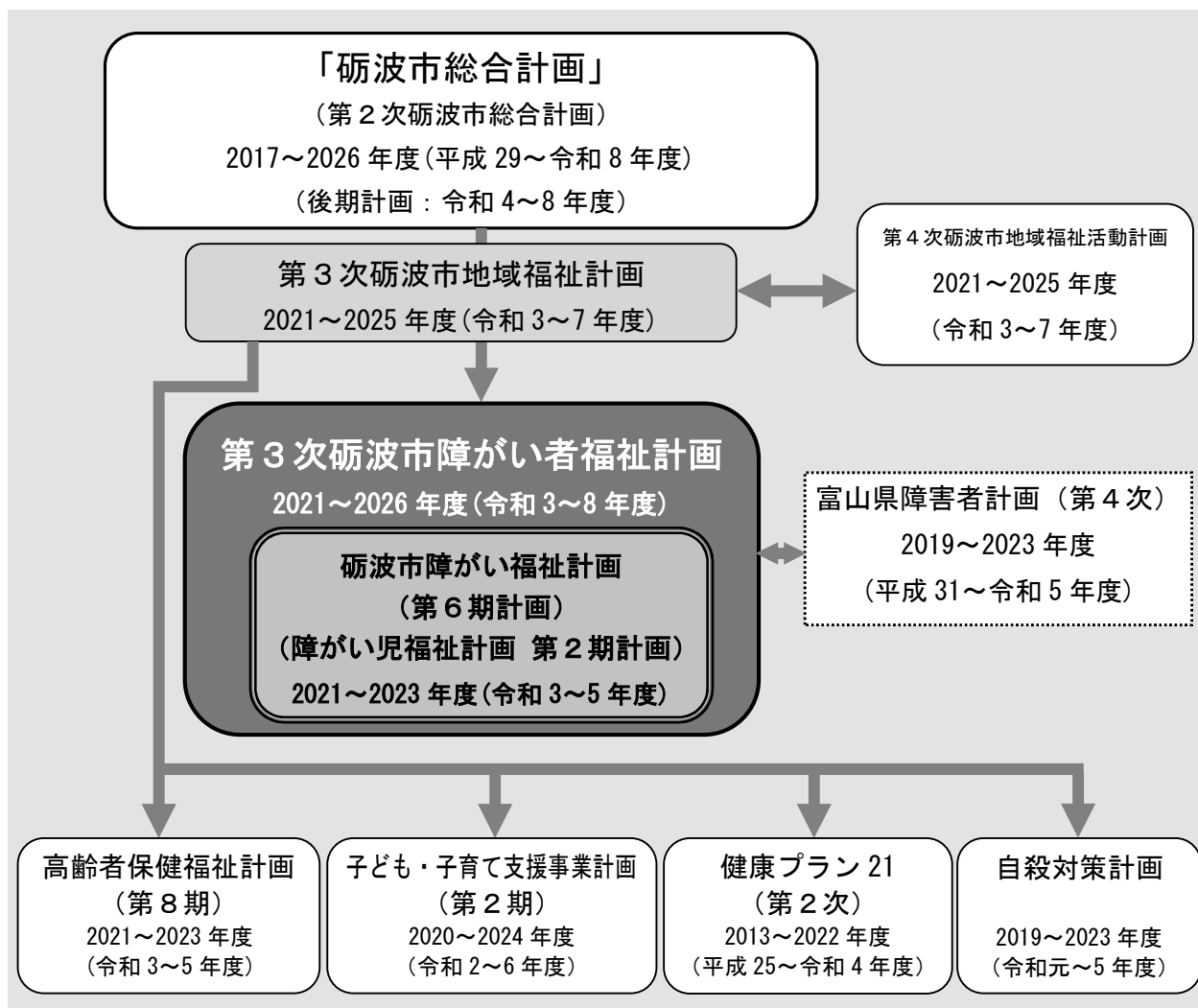
本市では、こうした社会状況を踏まえながら、国の動向やこれまでの取組を基礎に、障がい者を取りまく環境の変化や新たな課題、ニーズに対応した「第3次砺波市障がい者福祉計画」を策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、障がい者に係る施策の基本的な方向性を定める計画であり、別に策定する第6期障がい福祉計画（障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス量等を確保するための方策を示す実施計画）と相互に補完し合う計画として位置付けています。

障がい者福祉施策については、第2次砺波市総合計画の基本方針「なごやかな暮らしを育む安心づくり」に基づき、「障がい者（児）福祉の推進」を目標としています。

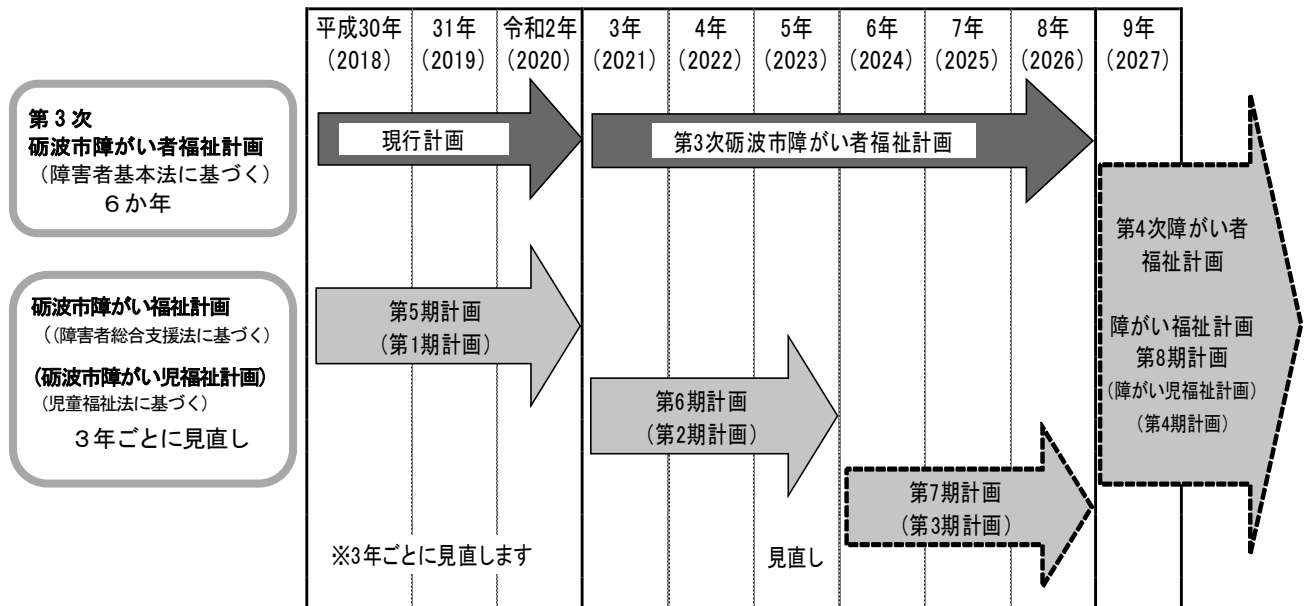
計画の策定に際しては、第2次砺波市総合計画との整合性を図るとともに、「第3次砺波市地域福祉計画」等に関連する他の計画^{*1}と連携を図りながら、障がい者施策の一層の推進を図っていきます。



^{*1}「砺波市地域福祉計画」の具体的な施策を推進するために、「障がい者福祉計画」、「高年齢者保健福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康プラン21」、「自殺対策計画」の各個別計画があります。

3 計画の期間

障害者基本法に基づく「第3次砺波市障がい者福祉計画」は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6か年とします。



4 計画の対象者

この計画における「障がい者」とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障がい者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人、障害者総合支援法の対象疾病となる難病等患者等を含め、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

5 計画策定の体制

障がい者団体の意向調査や地区懇談会において、様々なご意見や事業に対する提案を受け、これらに基づき施策の調整を図り、各担当課長で構成する幹事会において素案を協議しました。

さらに、各種福祉団体の代表者で組織する策定委員会に諮って、本計画を策定しました。

第2章

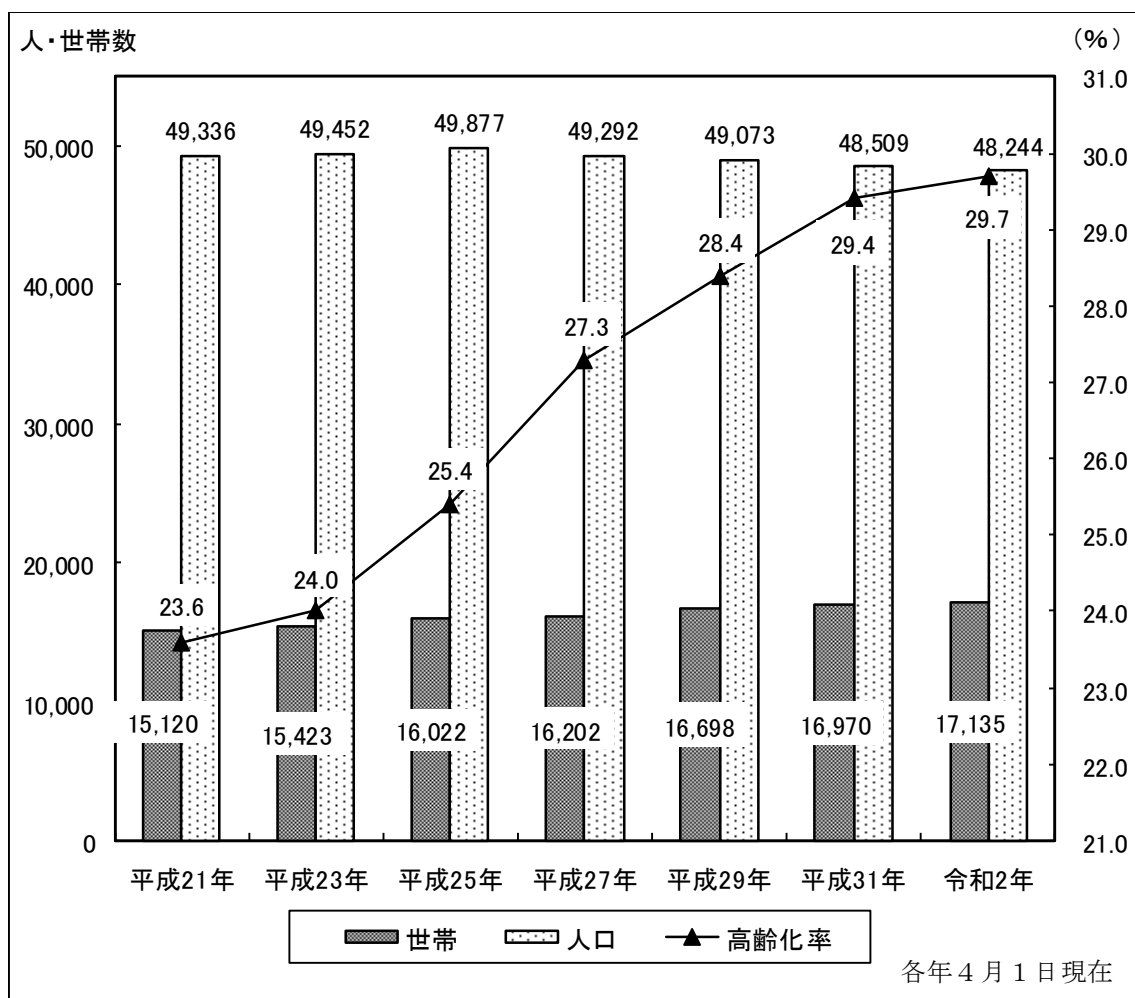
障がい者を取りまく現状

1 市の概況と人口構造の変化

(1) 総人口と年齢階層別人口及びその割合の推移

全国的に少子高齢化が進行しており、本市においても着実に進行しています。一般に65歳以上の高齢者（老年人口）の総人口に占める割合が21%を超えると「超高齢社会」と言われますが、本市は既にその率を超えており、令和2年4月1日現在では29.7%となっています。

■人口と高齢者比率



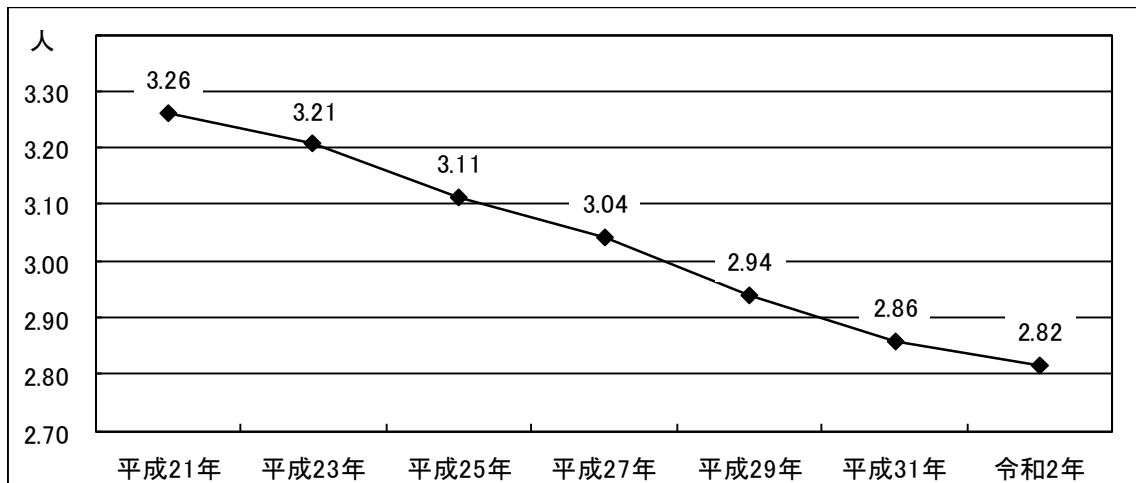
(2) 世帯数・世帯人員構成などの推移

世帯人員構成の推移をみると、1世帯当たり世帯人員数は年々減少しており、令和2年は2.82人となっています。

また、平成27年の国勢調査から世帯の状況をみると、1人世帯（単身世帯）が22.4%、2人世帯が23.5%と、平成22年に比べてそれぞれ多くなっており、5人以上の世帯は17.2%（平成22年：19.7%）と少なくなっています。

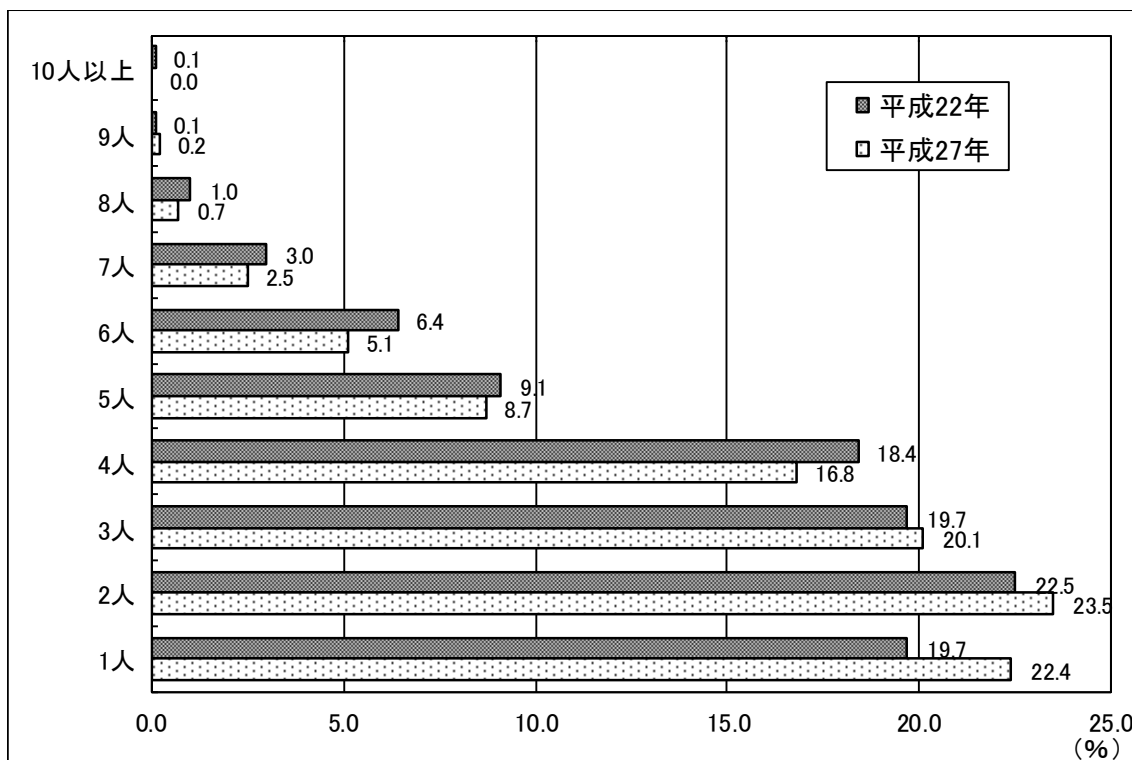
こうした世帯構成は、家庭内の介護、教育、育児などにも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

■1世帯当たり世帯人員数



資料:住民基本台帳

■世帯の人員数別世帯構成比（平成22年・27年）



資料:国勢調査

2 障がい者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

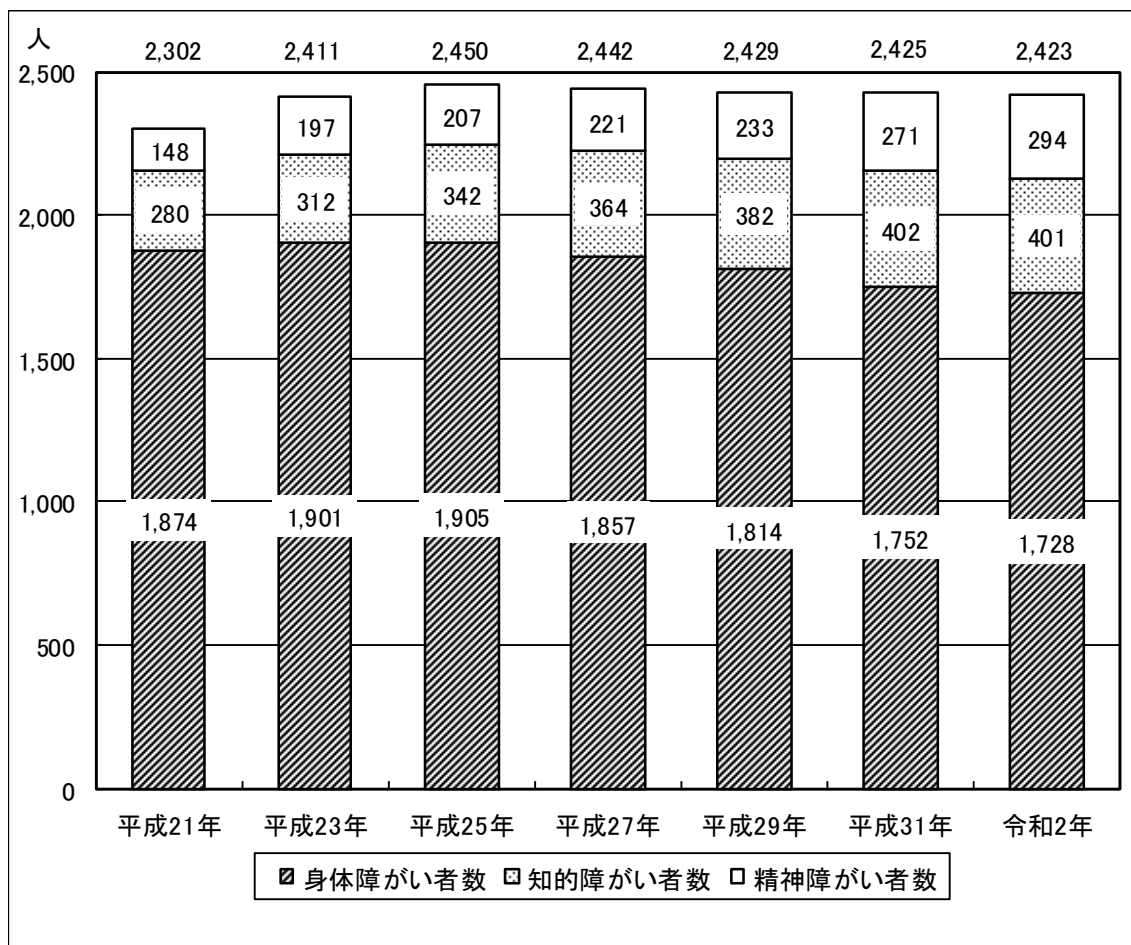
障害者手帳所持者数は、令和2年に2,423人で、障害者手帳所持者の総人口に占める割合は、令和2年に5.02%（平成21年：4.67%）で、ともに平成25年まで増加していますが、近年は大きな変化が見られません。

障がい別に見ると、身体障がい者数は減少傾向にありますが、知的障がい者数並びに精神障がい者数は増加傾向にあります。

精神障がい者を対象とする制度については、平成7年10月から新たに精神障害者保健福祉手帳の交付制度が創設されましたが、身体障害者手帳、療育手帳に比べ制度の発足が遅く、自立支援医療（精神通院医療）^{*2}利用者数と比較して、手帳取得者数が少ないのが現状です。

^{*2} 自立支援医療（精神通院医療）とは、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。（入院医療費は対象外です。）

■障害者手帳所持者数の推移



各年4月1日現在

(2) 障がい別・等級別障がい者の状況

① 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、ここ数年減少傾向にあり、令和2年には4月1日現在で1,728人となっています。

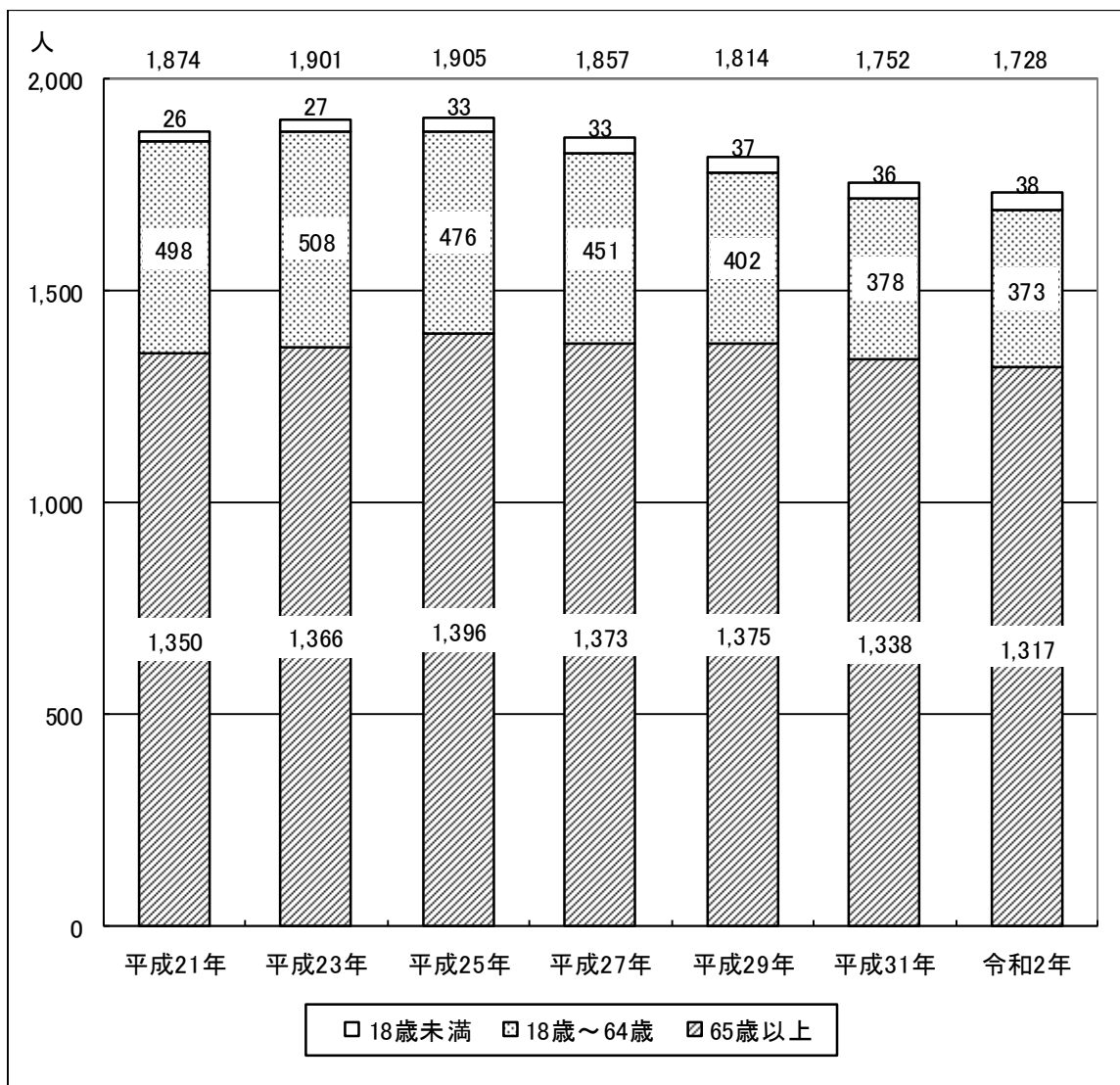
年齢別では「18歳未満」が38人、「18歳以上65歳未満」が373人、「65歳以上」が1,317人と、65歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
18歳未満	26	27	33	33	37	36	38
18歳～64歳	498	508	476	451	402	378	373
65歳以上	1,350	1,366	1,396	1,373	1,375	1,338	1,317
合計	1,874	1,901	1,905	1,857	1,814	1,752	1,728

各年4月1日現在



障がい別では、「肢体不自由」が898人と全体の52.0%を占め、「内部障がい」525人（30.4%）、「聴覚障がい」193人（11.2%）、「視覚障がい」92人（5.3%）となっています。

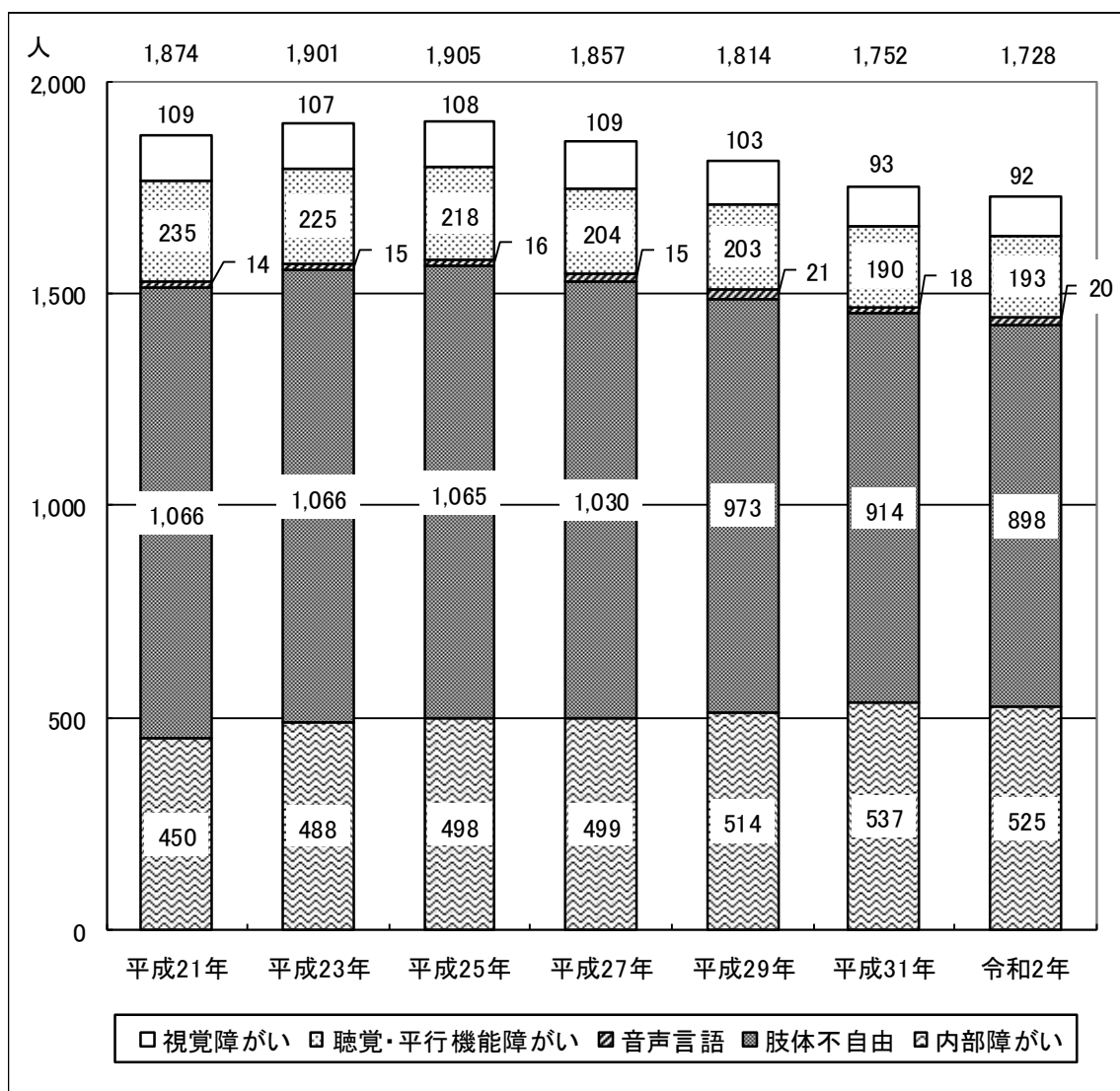
ここ数年の推移をみると、「肢体不自由」「聴覚障がい」は減少傾向にあり、「内部障がい」は平成21年の450人から525人と約1.2倍に増加しています。

■障がい別身体障がい者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
視覚障がい	109	107	108	109	103	93	92
聴覚・平行機能障がい	235	225	218	204	203	190	193
音声言語	14	15	16	15	21	18	20
肢体不自由	1,066	1,066	1,065	1,030	973	914	898
内部障がい	450	488	498	499	514	537	525
合計	1,874	1,901	1,905	1,857	1,814	1,752	1,728

各年4月1日現在



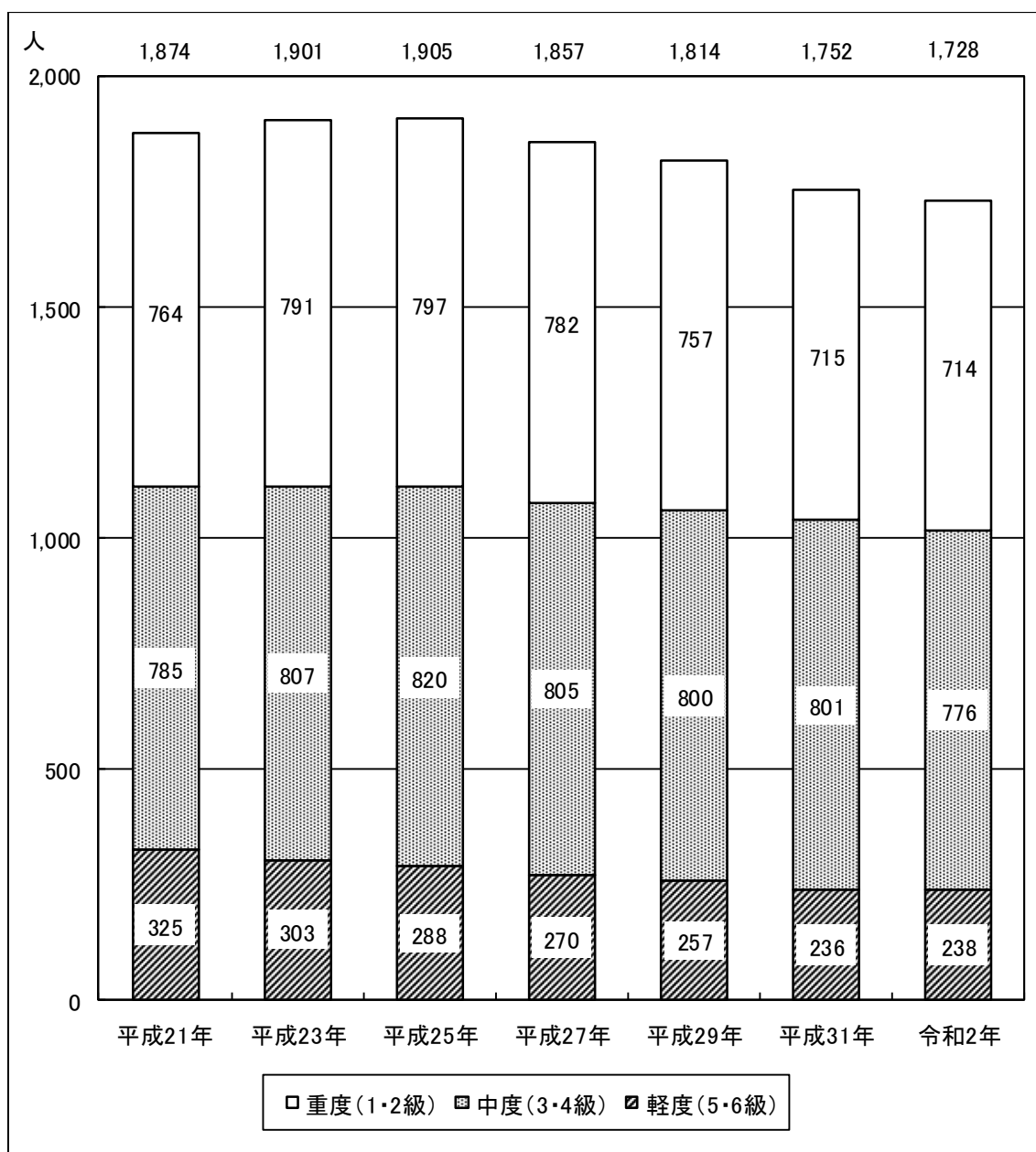
等級別では「重度（1・2級）」「中度（3・4級）」の障がい者が、それぞれ714人、776人となり、身体障がい者全体の各々4割を占めています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
重度(1・2級)	764	791	797	782	757	715	714
中度(3・4級)	785	807	820	805	800	801	776
軽度(5・6級)	325	303	288	270	257	236	238
合計	1,874	1,901	1,905	1,857	1,814	1,752	1,728

各年4月1日現在



② 知的障がい者

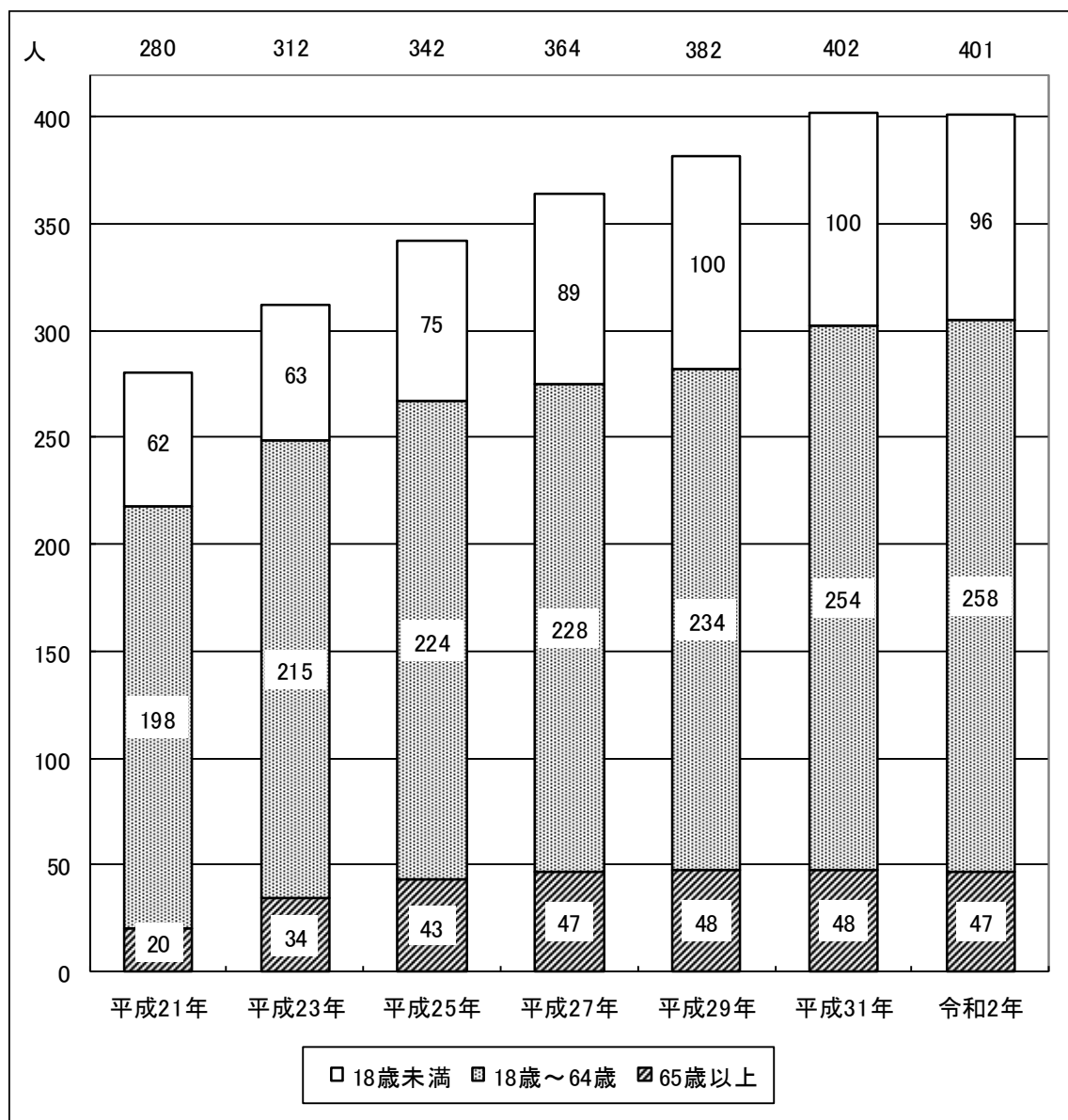
療育手帳の所持者数は、知的障がいに対する認知度が高くなり、手帳取得者が増えたことなどにより、平成21年の280人から徐々に増加し、令和2年では、401人となっています。年齢階層別では、「18歳未満」は62人から96人と1.5倍に、「18歳以上65歳未満」は198人から258人と1.3倍に、「65歳以上」は20人から47人と2.4倍にそれぞれ増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
18歳未満	62	63	75	89	100	100	96
18歳～64歳	198	215	224	228	234	254	258
65歳以上	20	34	43	47	48	48	47
合計	280	312	342	364	382	402	401

各年4月1日現在



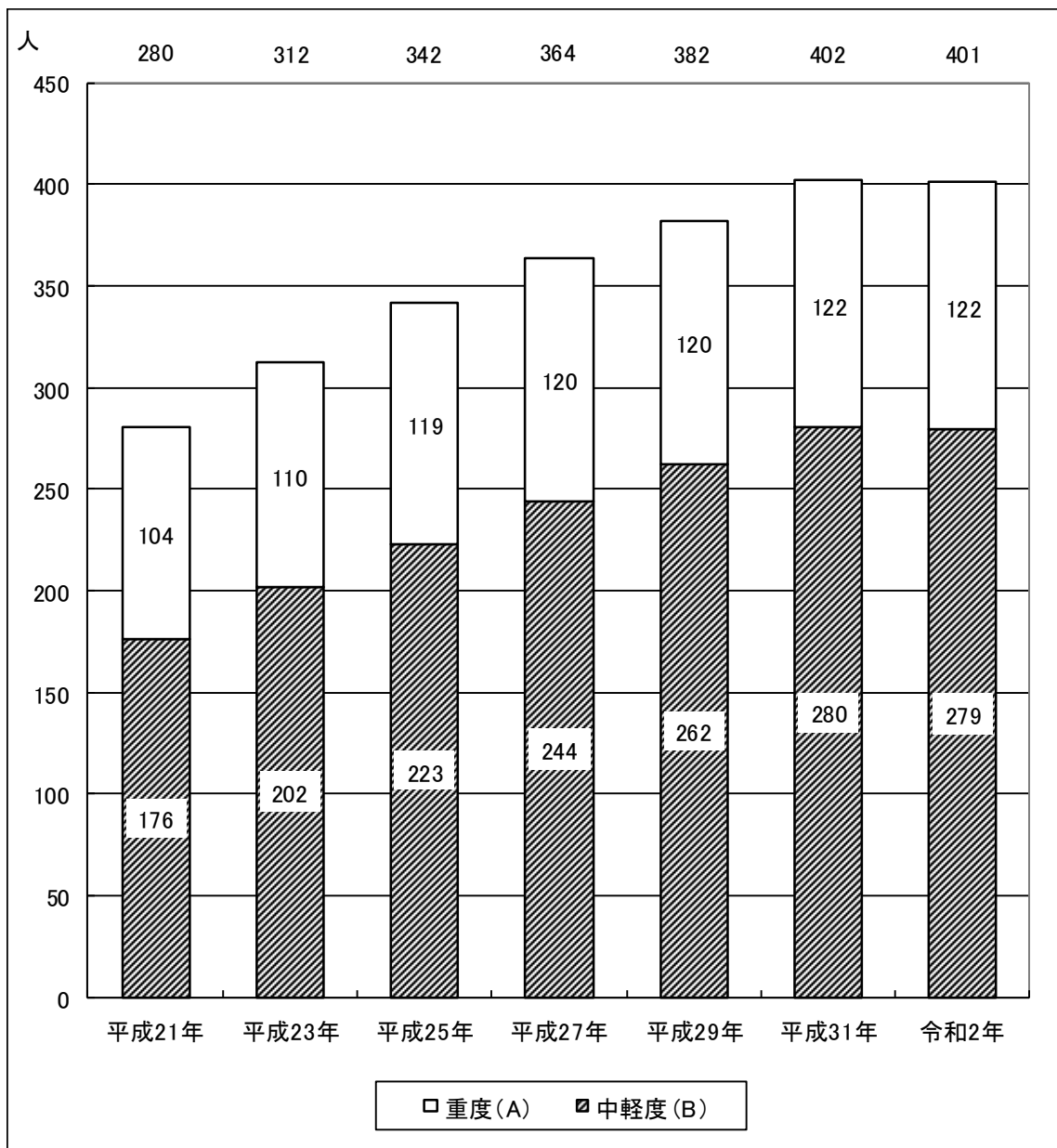
障がいの程度別にみると、「重度（A）」は微増傾向にあり、「中軽度（B）」は、平成21年の176人から、令和2年では、279人と1.6倍に増加しています。

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
重度(A)	104	110	119	120	120	122	122
中軽度(B)	176	202	223	244	262	280	279
合計	280	312	342	364	382	402	401

各年4月1日現在



③ 精神障がい者

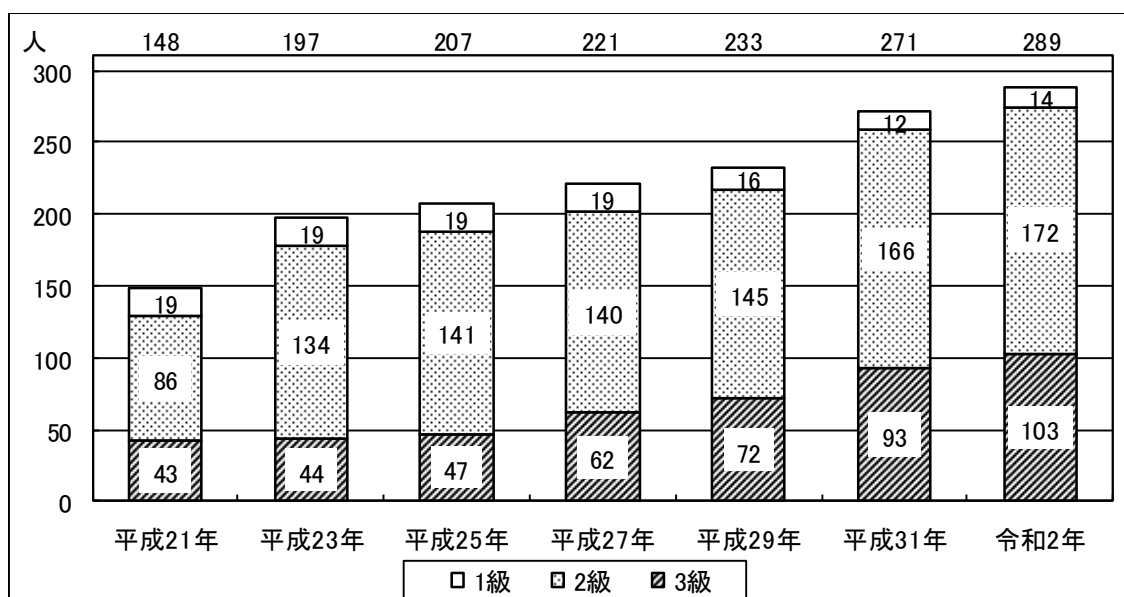
●精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、うつ病など、気分障害の患者数が増えたことなどにより、平成21年の148人から、令和2年では289人と1.9倍になっています。

■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
1級	19	19	19	19	16	12	14
2級	86	134	141	140	145	166	172
3級	43	44	47	62	72	93	103
合計	148	197	207	221	233	271	289

各年4月1日現在



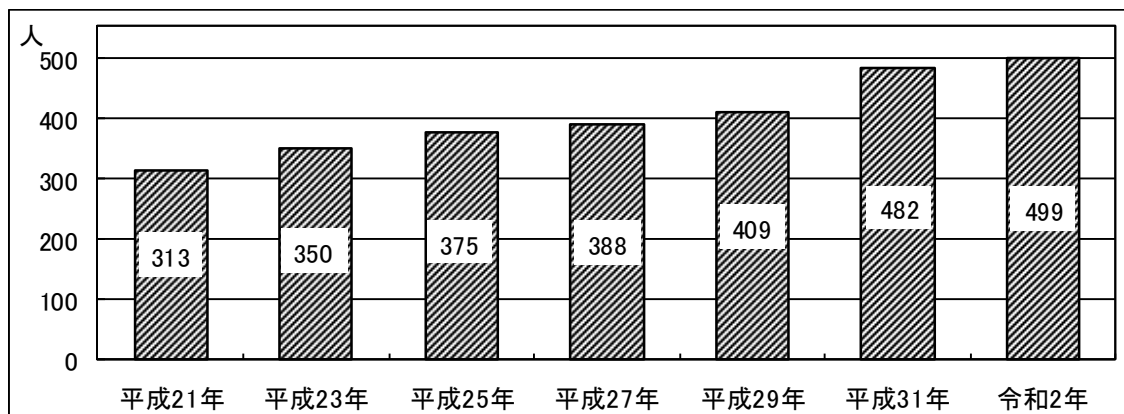
●自立支援医療（精神通院）認定者数は、平成21年の313人から、令和2年では499人と1.6倍になっています。

■自立支援医療(精神通院)認定者数の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	平成31年	令和2年
認定者数	313	350	375	388	409	482	499

各年3月31日現在



(3) 障がい者雇用の推移

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成30年4月1日からは、常用雇用労働者数が45.5人以上規模の一般企業で、2.2%（法定雇用率）以上の障がい者を雇用しなければなりません。

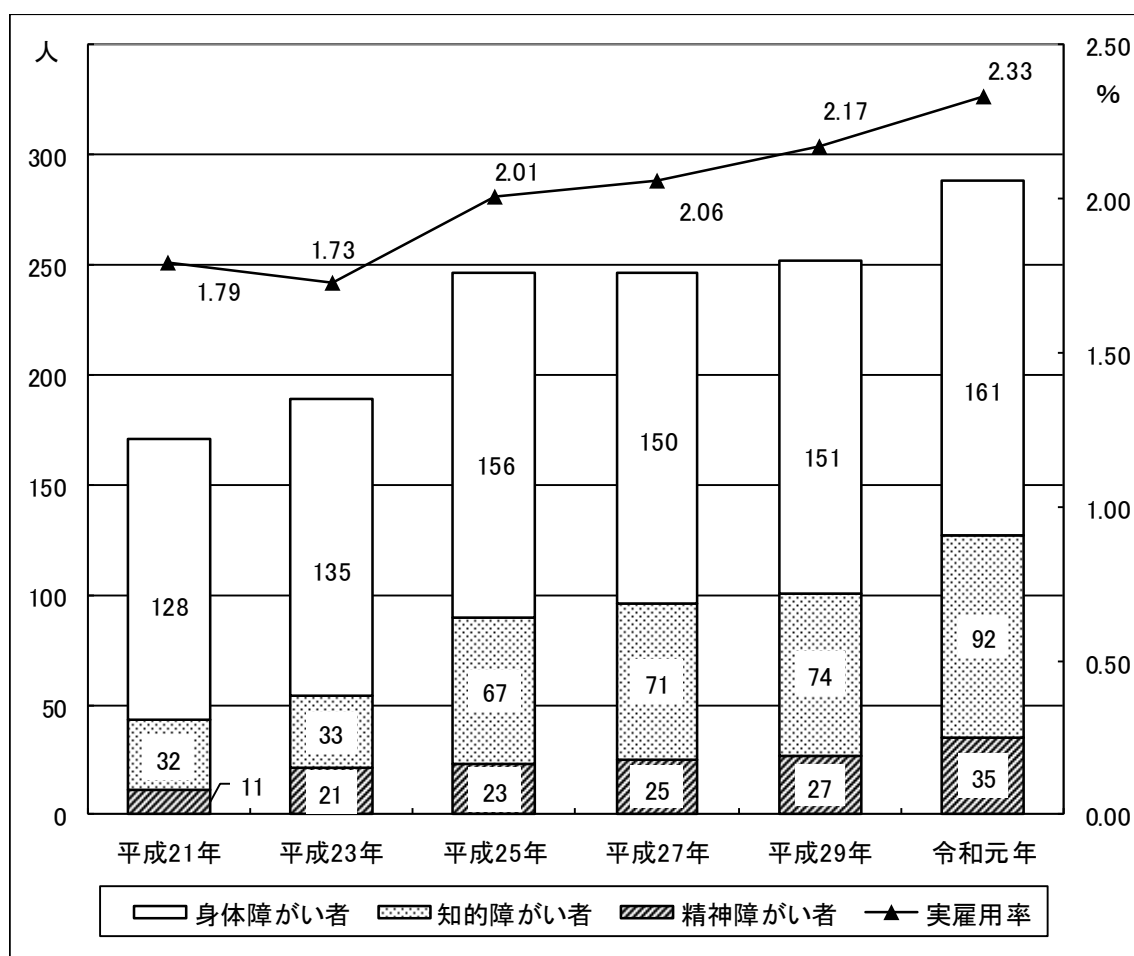
令和元年6月1日現在、砺波公共職業安定所管内の民間企業の障がい者実雇用率は2.33%、達成企業割合は67.6%となっています。

※令和3年3月から法定雇用率は2.3%に引き上げられ、対象範囲も常用雇用労働者数が43.5人以上規模の一般企業までとなります。

■一般の民間企業における障がい者雇用の推移

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年
身体障がい者(人)	128	135	156	150	151	161
知的障がい者(人)	32	33	67	71	74	92
精神障がい者(人)	11	21	23	25	27	35
計(人)	171	189	246	246	252	288
実雇用率(%)	1.79	1.73	2.01	2.06	2.17	2.33
達成企業の割合(%)	72.1	61.5	62.9	66.7	69.8	67.6

各年6月1日現在



資料：砺波公共職業安定所

(4) 障害支援区分別認定者・障がい福祉サービス費等の推移

① 障害支援区分別認定者*3

障害支援区分別認定者は、平成21年の115人から、令和2年6月末日現在では201人と1.7倍になっています。

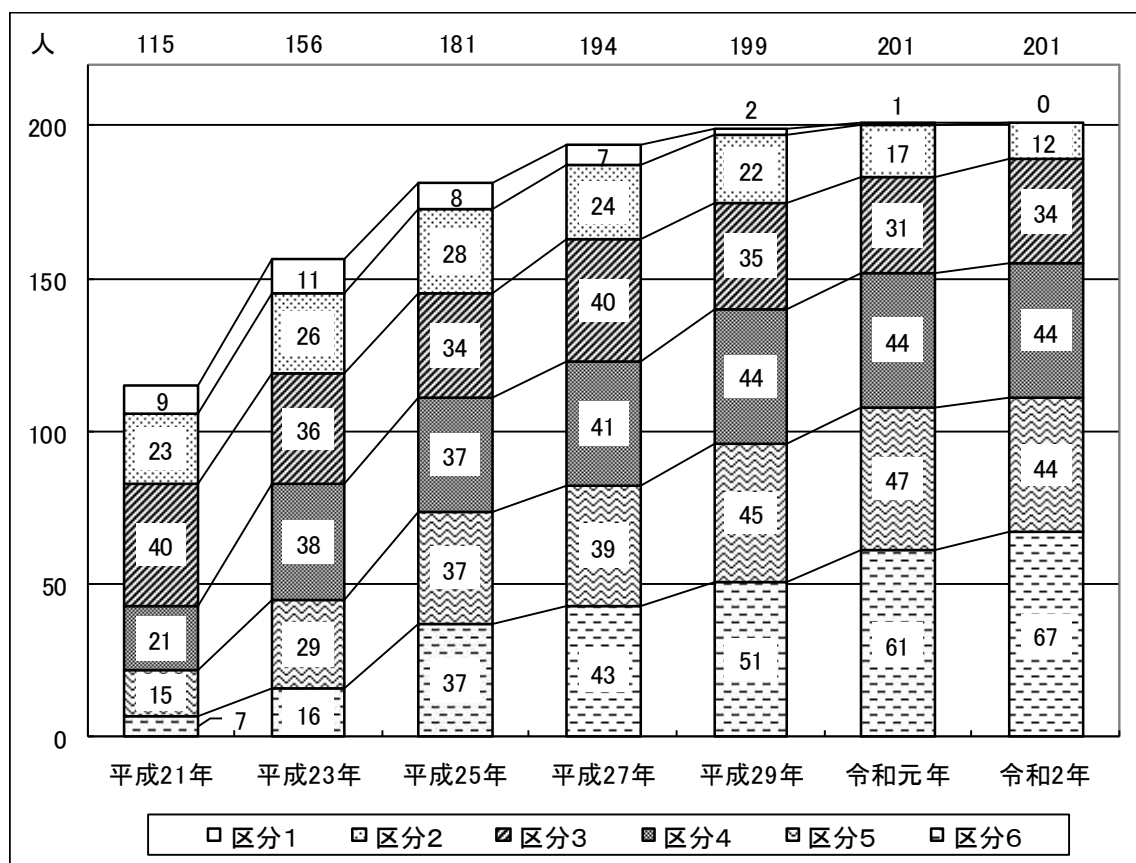
なかでも、区分6の認定者は年々増加しており、令和2年には全体の3分の1を占めています。

■障害支援区分別認定者の推移

(単位:人)

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和2年
区分1	9	11	8	7	2	1	0
区分2	23	26	28	24	22	17	12
区分3	40	36	34	40	35	31	34
区分4	21	38	37	41	44	44	44
区分5	15	29	37	39	45	47	44
区分6	7	16	37	43	51	61	67
合計	115	156	181	194	199	201	201

各年6月末日現在



*3 障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示したもので、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）があります。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の認定調査を行い、市審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定します。

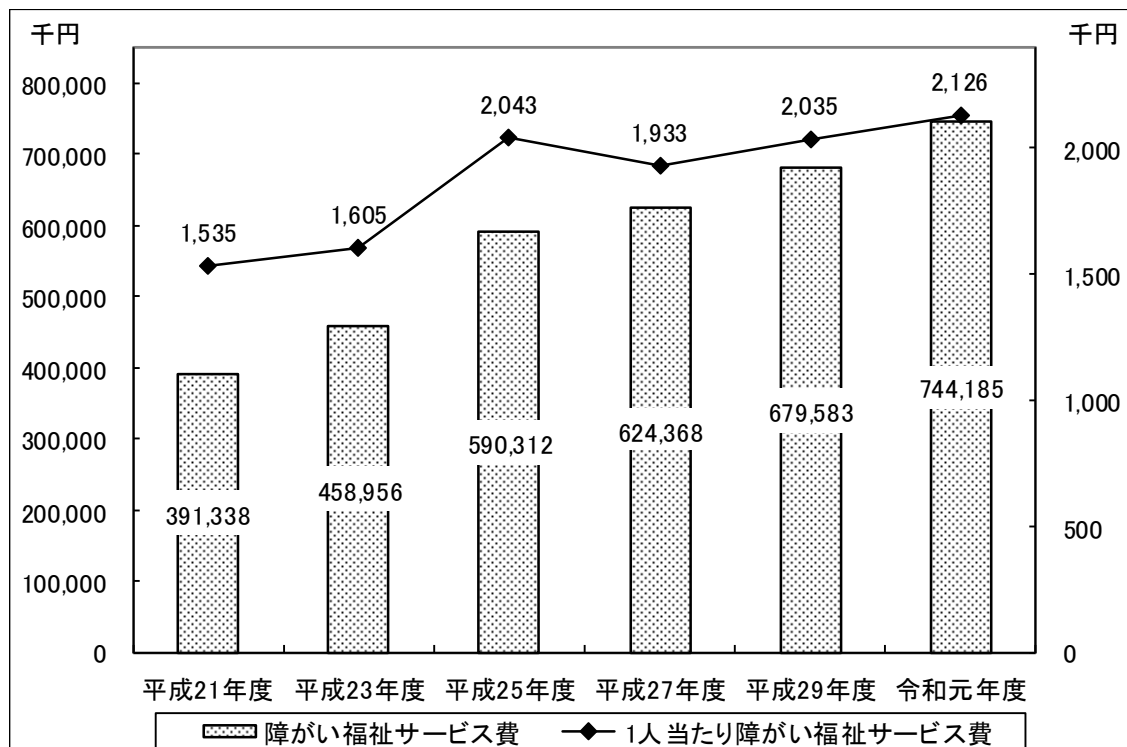
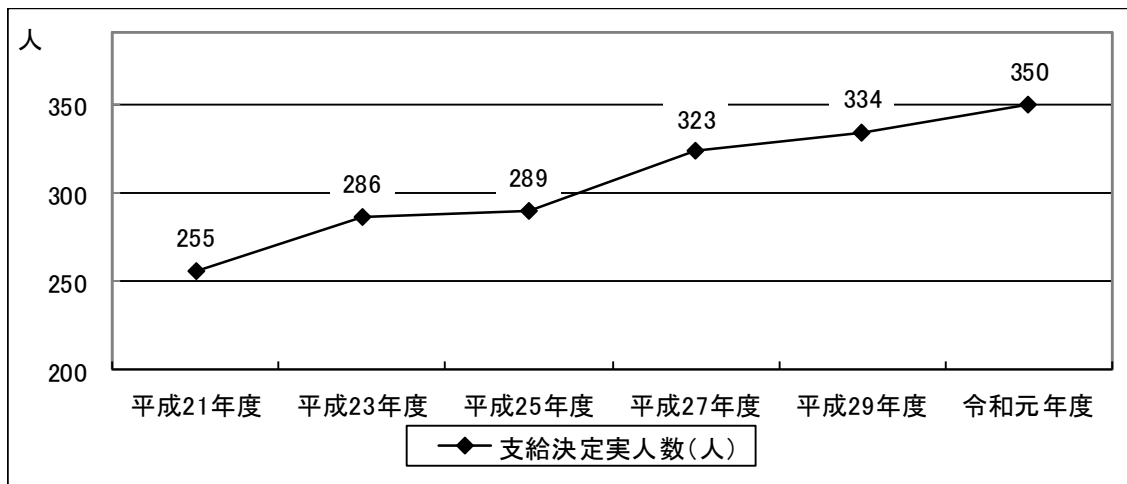
② 支給決定実人数及び障がい福祉サービス費

障がい福祉サービス支給決定実人数は、平成21年度の255人から、令和元年度の350人と1.4倍、障がい福祉サービス費は、平成23年度の391,338千円から、令和元年度の744,185千円と1.9倍になっています。

障がい福祉サービス費の報酬単価の改定や利用者負担の見直し、また複数のサービス利用などにより、1人当たりの障がい福祉サービス費が増加しています。

■支給決定実人数の推移及び障がい福祉サービス費(扶助費) (単位：人、千円)

	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度
支給決定実人数	255	286	289	323	334	350
障がい福祉サービス費	391,338	458,956	590,312	624,368	679,583	744,185
1人当たり障がい福祉サービス費	1,535	1,605	2,043	1,933	2,035	2,126



(5) 障がい児通所給付費等の推移

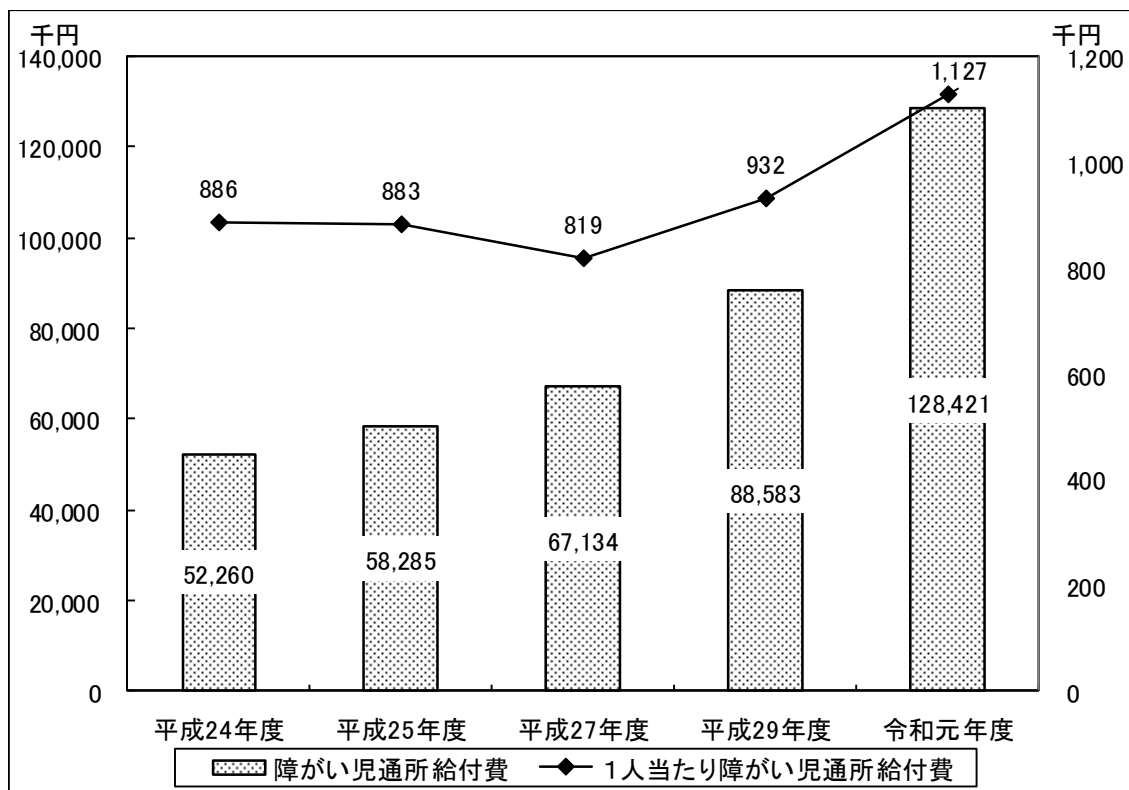
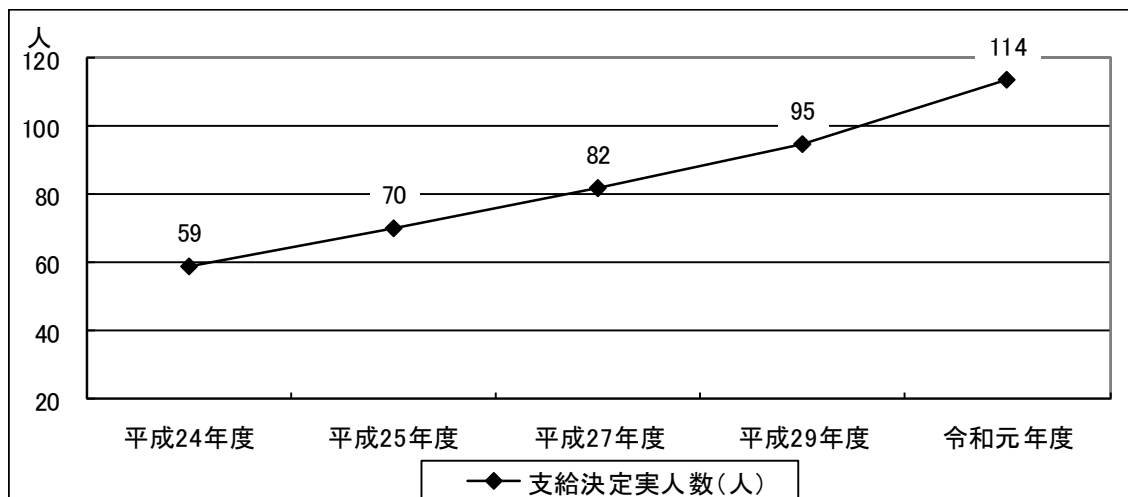
障がい児通所支援の支給決定実人数は、平成25年度の70人から、令和元年度の114人と、1.6倍に、障がい児通所給付費は、平成25年度の58,285千円から、令和元年度の128,421千円と2.2倍に増加しています。

■支給決定実人数の推移及び障がい児通所給付費(扶助費)

(単位:人、千円)

	平成24年度(※)	平成25年度	平成27年度	平成29年度	令和元年度
支給決定実人数	59	70	82	95	114
障がい児通所給付費	52,260	58,285	67,134	88,583	128,421
1人当たり障がい児通所給付費	886	883	819	932	1,127

※平成24年4月に県より移管(平成24年度障がい児通所給付費は、H24.4～H25.2までの11か月分)



3 福祉サービス利用の状況

■障がい福祉サービス等の利用状況

(単位：人)

サービス種類		支給決定実人数 令和元年度	支給決定実人数 平成29年度
介護給付	居宅介護(身体介護・家事援助・通院介助)	34	33
	重度訪問介護	0	0
	同行援護	0	0
	行動援護	4	5
	重度障害者等包括支援	0	0
	療養介護	17	16
	生活介護(デイサービス)	131	131
	短期入所(ショートステイ)	63	62
	施設入所支援	76	74
	地域移行支援	0	1
	地域定着支援	1	0
訓練等給付	自立生活援助 ※	0	
	自立訓練(機能訓練)	0	0
	自立訓練(生活訓練)	2	7
	宿泊型自立訓練	2	4
	就労移行支援	17	21
	就労移行支援(養成施設)	0	0
	就労継続支援(A型)	76	65
	就労継続支援(B型)	72	63
	就労定着支援 ※	2	
	共同生活援助(グループホーム)	42	35
計画相談支援	サービス等利用計画作成	317	312
地域生活支援事業	移動支援	10	19
	日中一時支援	21	24
障害児通所支援等	児童発達支援	37	42
	医療型児童発達支援	3	3
	放課後等デイサービス	73	43
	居宅訪問型児童発達支援	0	0
	保育所等訪問支援	3	14
障害児相談支援	障害児支援利用計画作成	114	95

※ 自立生活援助、就労定着支援は平成30年度よりサービス開始

■その他の福祉サービス利用の状況

(単位：人)

事業名	区分	受給者数 令和元年度末	受給者数 平成 29 年度末
重度心身障害者等医療費助成	一部還付	891	892
	重度医療	295	300
	軽度医療	52	86
	市単独助成医療	8	6
障害者自立支援医療費助成	更生医療	39	54
	育成医療	21	20
	精神通院	499	375
障害者通所・通園費助成	通所	74	68
	通園	20	22
補装具の交付・修理	交付	53	62
	修理	22	38
日常生活用具の給付		130	127
重度障害者住宅改造費の助成		2	2
福祉タクシー利用券の交付		59	62
自動車操作訓練費の助成		0	1
自動車改造費の助成		0	3

4 当事者とその家族の意見からみえる障がい者福祉の課題

障がい者の生活実態や意識、障がい者福祉に関する意見等を把握するために、障がい者の関係団体の会員の方から意見をいただきました。

(1) 依頼団体及び回答者

障がい別	団体名	回答期間	回答者
身体障がい	身体障害者協会	令和2年 10月8日～10月23日	会員
知的障がい	手をつなぐ育成会	令和2年 10月19日～10月30日	会員
精神障がい	となみ野家族会	令和2年 9月25日～10月16日	会員

(2) 主な意見

	主な意見
身体障がい	【相談支援】 1 誰でも相談できる相談窓口（地域相談員、広域専門相談員など）があることを障がい者に市広報などで周知してほしい。 【生活環境の整備】 2 市営バスを低床バスにしてほしい。 3 市の公共施設のバリアフリー化を進めてほしい。 4 地区の公民館や体育館にゆずりあいパーキング用の駐車区画を設置してほしい。 【防災対策】 5 障がい者参加の災害救助、避難誘導の防災訓練を実施してほしい。 6 避難するための情報を障がいの状態に合わせた方法で知らせてほしい。 7 福祉避難所の設置と災害時専門ボランティアの養成と登録をお願いしたい。 【障がい者理解】 8 小中学校で車いすバスケットやボッチャ等の体験教室を開催して、障がい理解を深める教育をしてほしい。 9 障がいを理由とする差別に関する相談対応のための研修など、地域社会、一般に広く障がい者理解を働きかけてほしい。 10 共生社会を目指すために、市民には障がい者理解を得ることが大事なので、市広報で周知してほしい。

	主な意見
身体障がい	【その他】 11 重度の在宅障がい者に対する介護訪問サービスの充実に努めてもらいたい。 12 各地区で開催されている「ふれあい・いきいきサロン」など参加したくても交通手段がないので、移動交通手段の改善を進めてほしい。 13 一人暮らしの重度障がい者のゴミ出しや冬場の除雪など、日常生活に必要な援助をしてほしい。 14 通院のための移動手段、費用助成の支援をしてほしい。

	主な意見
知的障がい	【相談支援】 1 声掛けしたりされたり、話を聴いてあげると本人・家族が癒やされるように感じる。 2 相談したことに対応できるワンストップ窓口と様々なサービスをコーディネートしてもらえ体制を構築してほしい。 3 教育、特に、ASD、ADHD、LDの方が、支援学校がよいのか否か家族で分かれることがある。 【生活環境の整備】 4 家族（支援者）の高齢化が心配 5 地域行事に参加できない。 6 楽しみが家族だけでは対応できることが少ない。 7 医療・介護に対応したグループホームやサテライト型のグループホームの充実 8 移動・交通手段の充実 【防災対策】 9 障がいに応じた避難場所があればよい。一般の避難所は、周囲の目、気遣いで居られない。 10 新型コロナウイルスに本人・家族が感染した時の支援 11 知的障がい者の災害時に、本人、家族、支援者がどう行動をとればよいか指標（マニュアル等）となるものがあれば助かる。 12 地区別に緊急時の障がい者の専門の窓口を決めてほしい。 【障がい者理解】 13 小・中学生に障がい特性を理解してもらうための学習を実施してほしい。 14 大人（保護者）に対しても理解が必要 15 市広報に特集記事を載せてもらうなど、一般の方の目に触れる機会を設けてほしい。

	主な意見
知的障がい	【その他】 16 職員が研修を受けていても、実際に支援に生かされていないと感じられることがある。 17 余暇活動を支えているのは保護者の力によるものが多いが高齢、病気などで限界がある。ボランティアの支援も充実・定着できず、このままでは現在ある活動もできなくなる。

	主な意見
精神障がい	【相談支援】 1 精神障がい者は、他の人に知られたくない人が多いらしく、相談さえしづらい雰囲気がある。 【生活環境の整備】 2 申請や更新等の手続きをサポートしてくれる人がほしい。 【防災対策】 3 要支援の登録はしてあるので訓練時には確認をしてもらえるが、本当に避難が必要になった時、動けなくなるのではないかと心配。また、避難所は厳しいと思っている。 【障がい者理解】 4 偏見は変えられないと思っている。子供達に疑似体験をしてもらい大変さを少しでもわかってほしい。子供が変われば大人も変わると思う。 【その他】 5 つらい時に少し逃げる場所、24時間開いている居場所があればよいと思う。

5 障がい者福祉についてのアンケート結果

福祉サービスの利用実態とニーズ、福祉に関する意見や要望などを把握し、計画策定及び施策の推進に役立てるため、市内在住の障害者手帳をお持ちの方、手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用中の方を対象に「福祉に関するアンケート調査」を行いました。

(1) 調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している人 2,481 人のうち 800 人に対して調査を実施

＜内訳＞ 65 歳未満の中から無作為抽出 600 人

身体 252 人、知的 219 人、精神 143 人（在宅 576 人、施設等 24 人）
（重複障がい者がいるため合計は一致しない）

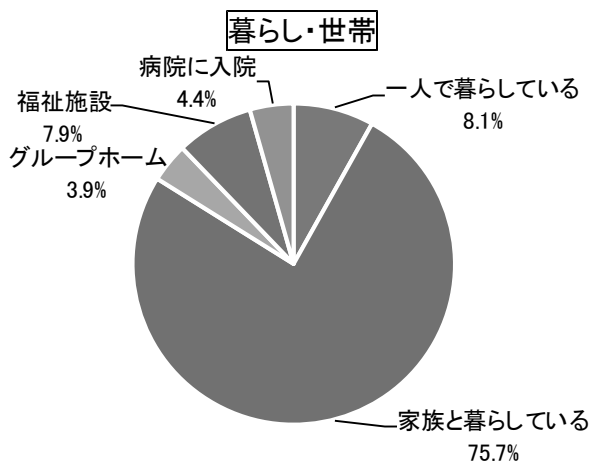
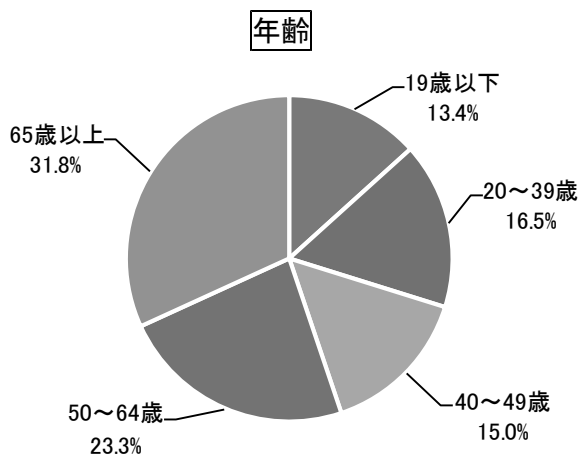
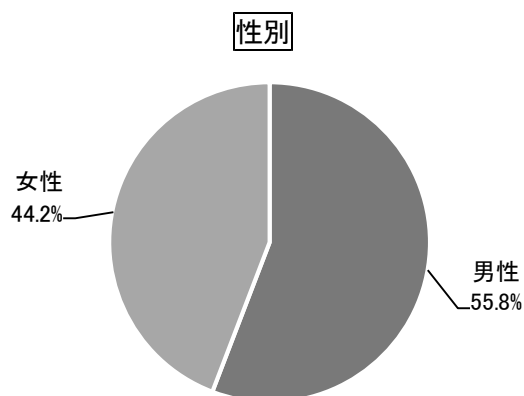
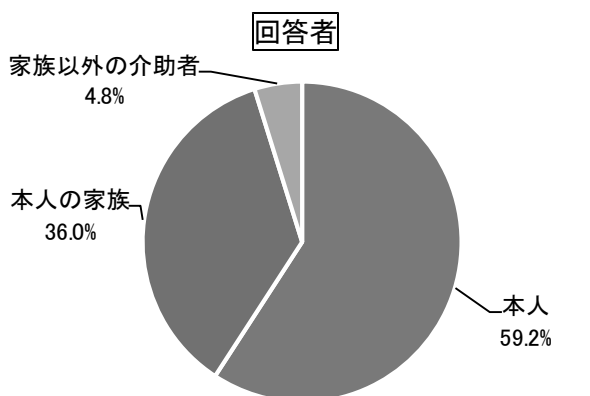
65 歳以上の中から無作為抽出 200 人

身体 191 人、知的 5 人、精神 4 人（在宅 198 人、施設等 2 人）

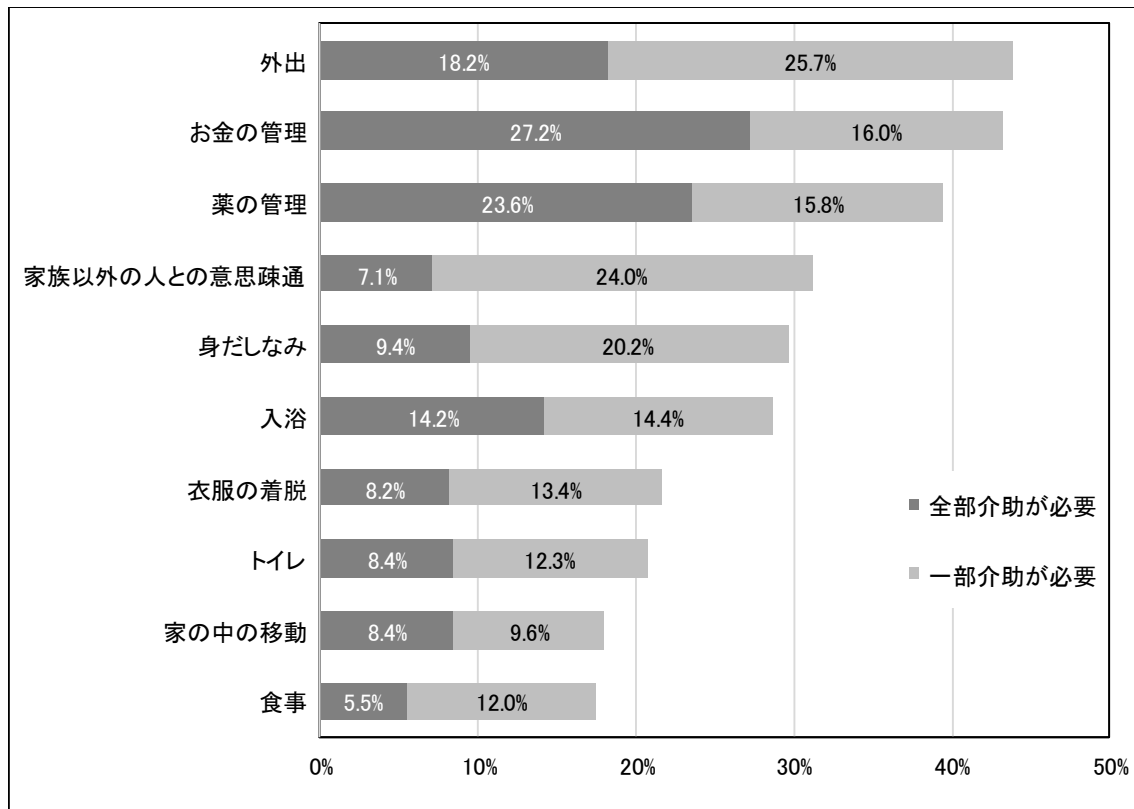
(2) 調査方法 郵送返送方式

(3) 調査期間 令和 2 年 5 月 8 日から 5 月 31 日まで

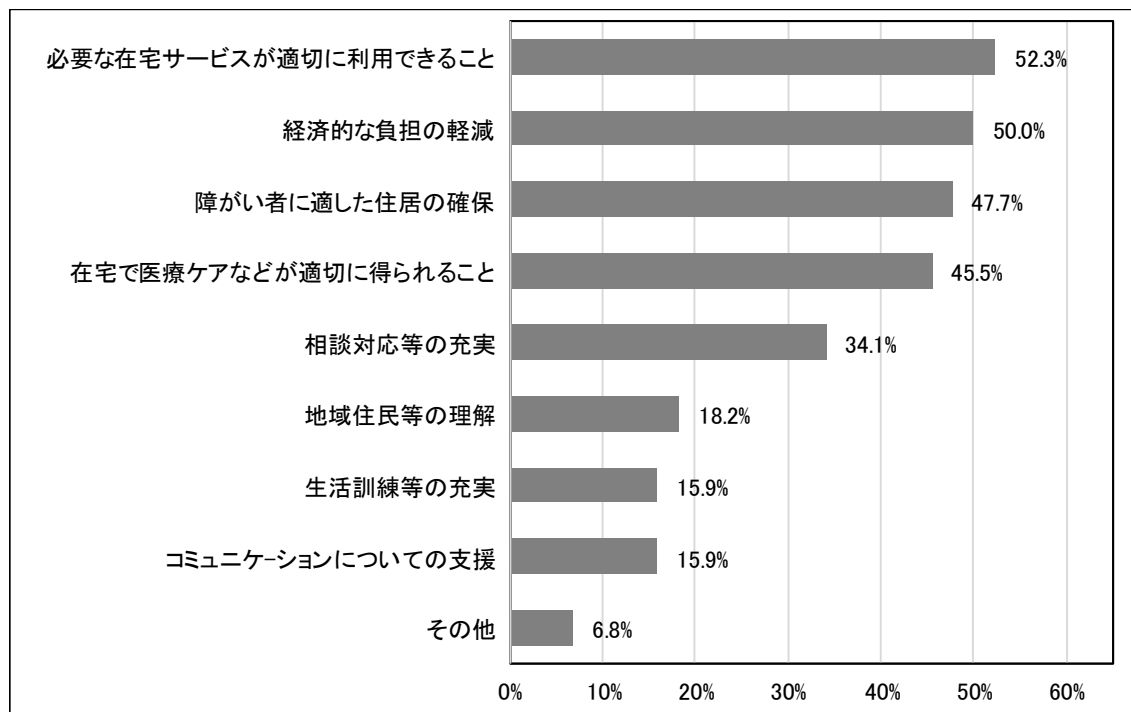
(4) 回答数 回収数 423 人 回収率 52.9%



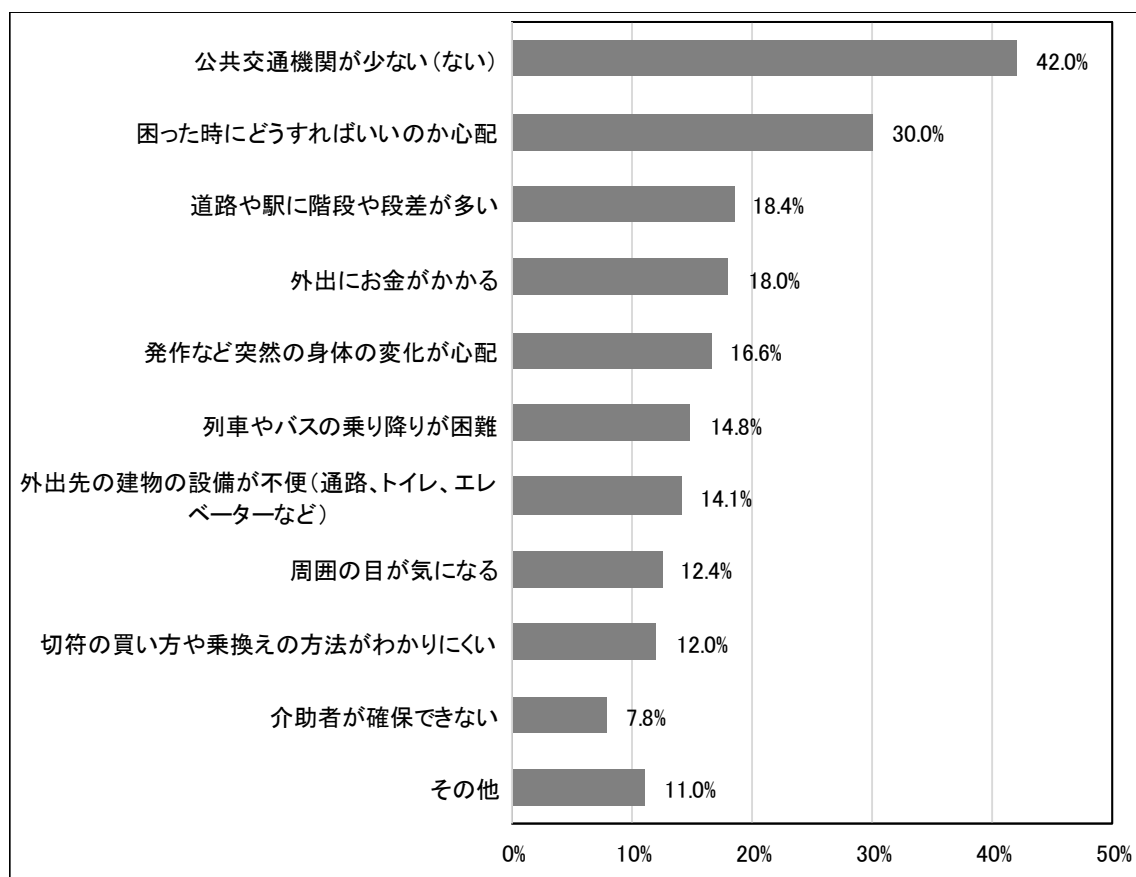
① 日常生活で介助が必要な項目は何ですか。



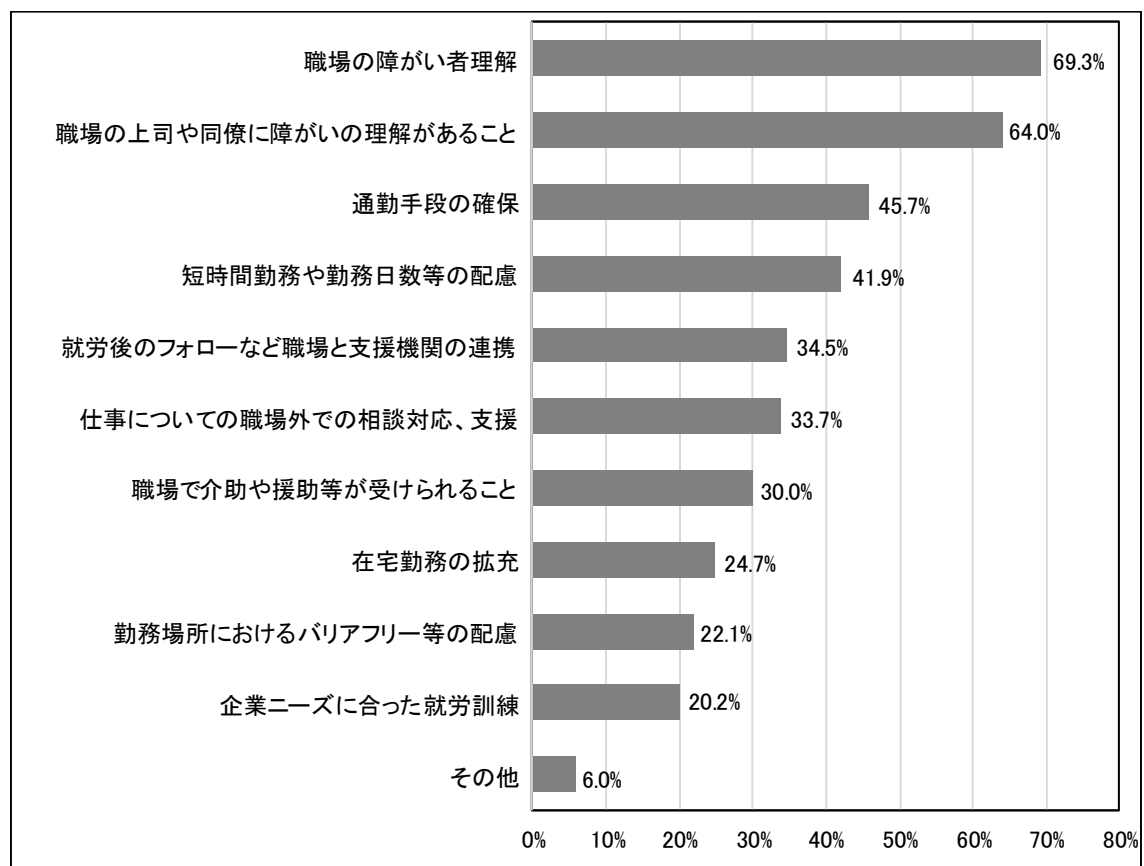
② 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)



③ 外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)

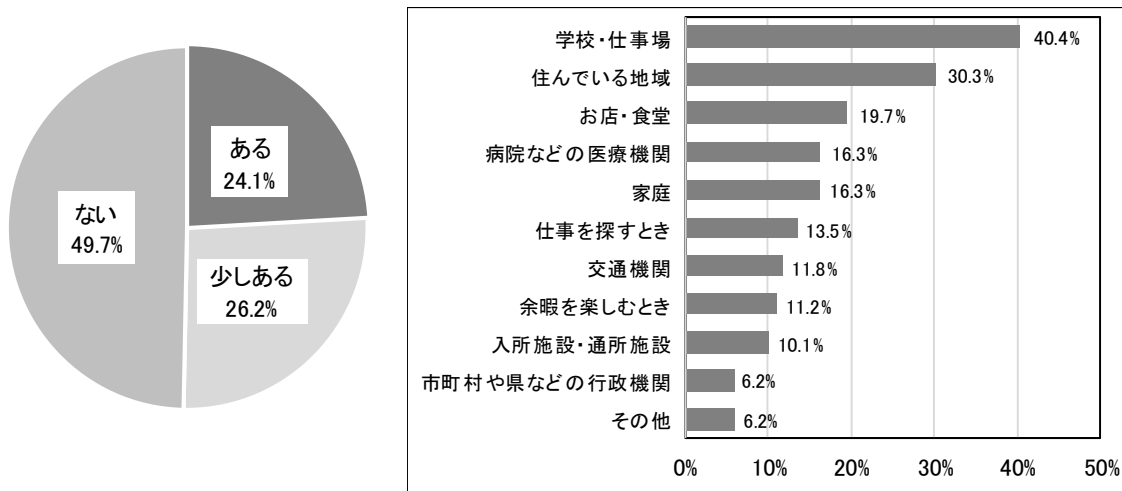


④ 就労についてどのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)

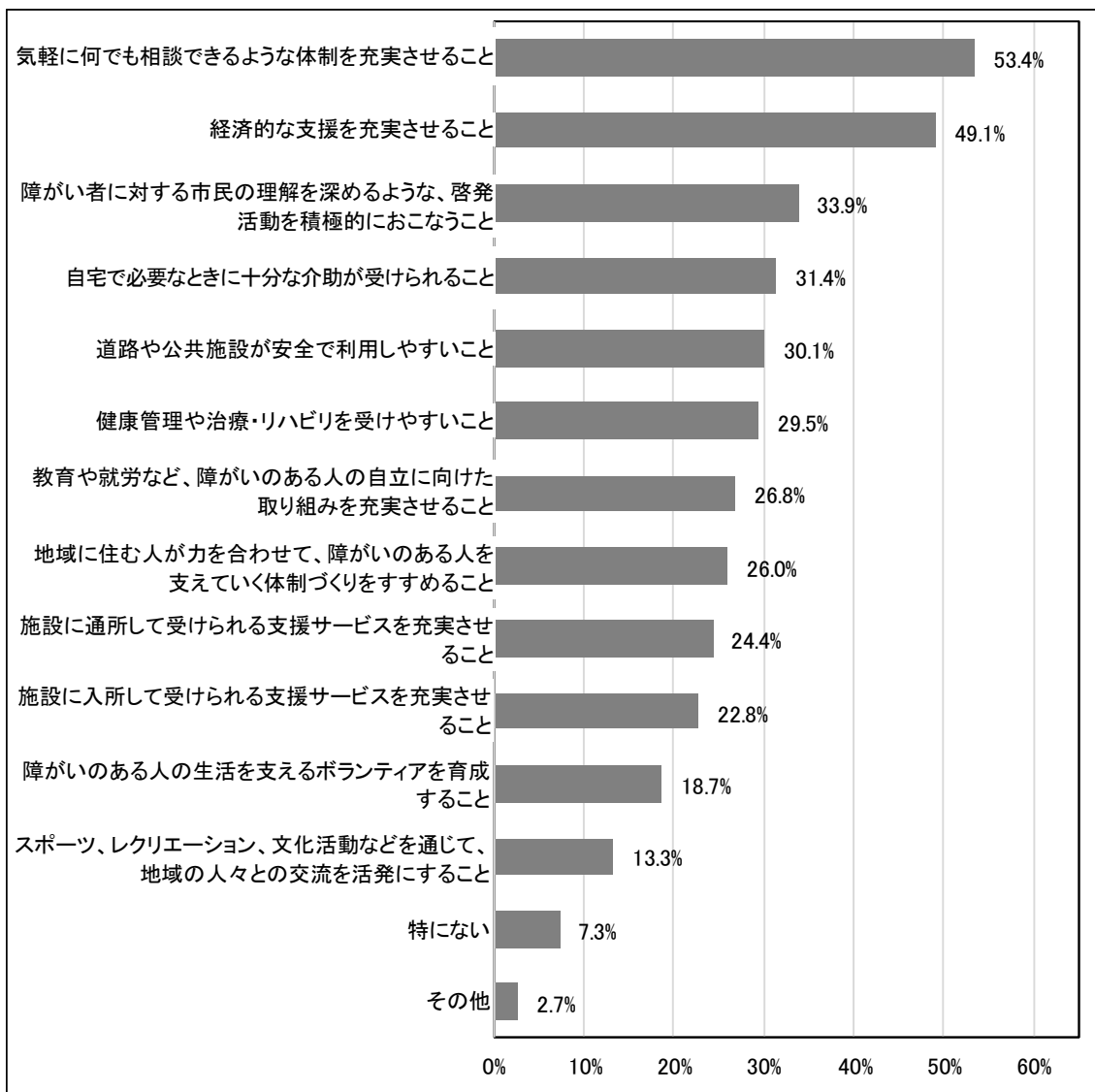


⑤ あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

⑥ どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)



⑦ 今後、障がい者福祉を充実させるために砺波市がどのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。(5つまで選択)



■主なご意見

1 <施設と設備の充実>

- ・施設の新設の要望
 - ▶就労移行支援、就労継続支援
 - ▶発達障がいのある子供達が将来就労に向けた訓練を早いうちから始められるような施設
 - ▶放課後デイのような施設がもう少しあると親の援助がない家庭の方も働きやすい。
 - ▶発達障がい者に対する専門の支援機関、施設
- ・車椅子(医療用バギーとして使用)としてのベビーカーでの公共機関の使用が困難。
- ・オムツ替えができるトイレが少ない。
- ・駅などでのアナウンスが聞こえない。
- ・ペースメーカーをつけているので電子製品の対応を各店舗等に指導してほしい。

2 <専門家の配置>

- ・保育所での3歳以下の加配保育士、保育士に対する障がい児への知識不足解消のための研修会の開催、各機関との連携

3 <サービス・制度について>

- ・医療、就労、介護、税等どこに相談すればいいのか、費用はかかるのかといったトラブルシューートの一覧表冊子を作ってもらいたい。
- ・サービス内容をもっと周知してほしい。
- ・利用したいサービスも本人の状態によって変化していくので、その都度対応してもらえるようにしてほしい。
- ・書類の代筆を窓口でしてもらいたい。
- ・経済支援がほしい。
- ・自立、就労などができるような取組を充実させてほしい。
- ・障がい者に対する相談などをもっとしやすい環境があったらと思う。
- ・児童発達支援(特に3歳以下)の充実、受け入れ増

4 <行政への要望>

- ・防災と地域づくり、防災対策、安心安全対策の推進。知的障がい者の障がい特性への理解啓発コミュニケーション支援、誘導支援等を盛り込んだ防災訓練の実施
- ・災害時における知的障がい者専用の避難所や一般の避難所の中での専用スペースの確保
- ・災害時、音声情報がわからない。
- ・相談窓口を増やしてほしい。人数の増、手厚く相談ができる人材の増

5 <差別>

- ・学校、先生の障がい者に対しての理解と、障がい者を教育するにあたっての接し方の勉強、努力をしてほしい。
- ・医師との疎通が一方的で希望する医療が受けられない。救急で受診したが簡単な医療しか

受けられず明らかに一般の治療と違っていた。

6 <就労>

- ・市外での職探しが多く市内での仕事が少ない。
- ・理解のない会社が多い。

7 <居住場所>

- ・医療従事者が常駐するマンションなどの建設を要望する。
- ・障がいの程度によって生活様式が違ってくると思う。家族がいない人達が日々の生活をそれなりに安心して送れるように配慮があると助かる。
- ・障がいのある方も地域に馴染める環境になれば嬉しい。
- ・障がい者のためこだわりがとて強く、家族内であっても特定の者でないと対応しきれないことが多く、在宅支援は無理がある。両親が高齢になることも不安材料

8 <交通>

- ・通勤手段がない
- ・バスが通っていないので片道30分かけて自転車通勤している。冬とか悪天候の時は送迎しているが、自分も高齢者なのでいつまで送迎できるか分からなく不安
- ・バス停が遠い。
- ・土曜日、日曜日のバス運行が望ましい。
- ・列車やバス、タクシーなどもっと利用しやすいようにしてほしい。
- ・車が運転できるのでガソリン代等現金で支給してもらえると助かる。
- ・道路の凹凸をなんとかしてほしい。

9 <ネットワーク>

- ・婚活支援などで障がい者向けの相談窓口があったら良いと思う。
- ・障がい者団体の家族会みたいな活動をもっとして障がい者や家族の生の声を聞かれたらよいのではないかと思う。
- ・砺波市身体障害者協会会員が高齢化している中、会員増の施策を考えてほしい。
- ・親亡きあとの生き方を学ぶ機会、一人で生きていく機会があればよい。

10 <医療>

- ・発達障がい児の診断ができる、訓練が受けられる医療機関を市内につくってほしい。
- ・総合病院と連携して、個人の病院との転院調整をスムーズにしてほしい。

6 第2次計画の評価と課題

第2次計画では「障がいの有無に関わらず誰もが差別を受けることなく尊重され、地域の中で自立し共に支えあって生きる『共生社会』の実現」を基本理念として、2つの基本目標をたて、8つの基本方向のもと23の施策・事業を実施してきました。その施策・事業について、項目別に評価と課題を整理しました。

■ 第2次計画施策体系図

目標	方向	施策・事業
目標1 障がい福祉サービスと 就労支援の充実	(1) 総合的な自立支援体制の構築	① 自立を促す障がい福祉サービスの充実 ② 日常生活を支える地域生活支援事業の充実 ③ 居住系サービスの充実 ④ 権利擁護の推進 【新】虐待防止への取組
	(2) 就労支援の推進	① 障がい者雇用に対する企業等の理解 ② 障がい者の就労機会の拡大 【新】障害者就労施設からの物品等の調達
	(3) 療育・教育体制の充実	① 就学前における支援体制の充実 【新】児童発達支援センターの拡充 ② 学校教育・社会教育の充実 ③ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
目標2 社会参加と相談支援の充実	(1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実	① 障がい者の理解を深める啓発の推進 ② 福祉教育の推進 【新】小・中学生の障がい理解への取組 ③ ライフステージに応じた相談支援体制づくり
	(2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進	① 地域での支えあい活動の推進 ② ボランティア活動の支援
	(3) 健康づくりの推進	① 障がいの予防・早期発見・早期療育の推進 ② 保健・医療体制の充実 ③ こころの健康づくりの推進 【新】地域生活支援拠点への支援 ④ 在宅生活の支援
	(4) 生活環境の整備	① バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備 ② 移動・交通手段の充実 ③ 障がい者が暮らしやすい住まいの充実 【新】地域生活支援拠点への支援(再掲)
	(5) 防犯・防災対策の充実	① 防犯・防災意識の普及推進 ② 緊急時の情報提供、避難誘導體制の充実 【新】避難行動要支援者名簿の活用

施策・事業	評 価	課 題
目標1 方向(1) ①自立を促す障がい福祉サービスの充実	令和元年5月に砺波総合庁舎内に設置した砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援のための人材育成と体制の底上げが期待される。雇用連絡会議等の場において、ハローワークと就労支援施設間で課題の共有を図った。	計画策定に向けたアンケート(以下、今回のアンケート)において相談窓口の充実と専門家の育成が望まれている。 本人の状態や環境の変化に応じて必要となるサービスが提供できるよう相談支援専門員の確保が課題となる。
目標1 方向(1) ②日常生活を支える地域生活支援事業の充実	社会情勢や利用対象者の減少もあるが、手話通訳者等の派遣数が減少傾向にある。 近年は手話奉仕員養成講習修了者数は20名余で推移している。	手話通訳者等の派遣数が減少傾向にあり、ホームページ等で対象者へ事業の周知、利便性の向上について改善が必要である。
目標1 方向(1) ③居住系サービスの充実	施設入所や入院から、地域生活への移行を促進するためのグループホームは需要を満たしている。	地域生活への移行がすすむよう地域生活支援拠点等の整備を進め、地域生活の体験の場の確保や医療機関と支援体制の充実が必要である。 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要である。
目標1 方向(1) ④権利擁護の推進	財産管理や日常生活で生じる契約行為を自分で行うことが困難な障がい者のため、呉西圏域連携事業として、呉西地区成年後見センターが平成31年4月に高岡市に開設され、市民後見人養成講座を実施し登録が進んでいる。 砺波市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)において日常生活自立支援事業が実施されており、権利擁護の推進が図られている。	呉西地区成年後見センターが実施する市民後見人養成講座の実施に協力し、市民後見人バンクへの登録、日常生活支援事業への協力へ繋げていく必要がある。また、市社協と連携し事業を進めていく必要がある。 ホームページ等で広く市民向けに、障がい者差別解消の取組を発信し、障がい者への理解を促進することが必要である。
目標1 方向(2) ①障がい者雇用に対する企業等の理解	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成30年4月1日から、常用雇用労働者数が45.5人以上規模の企業では、2.2%以上の障がい者を雇用することになっている。 令和元年6月1日現在、砺波公共職業安定所管内の民間企業の障がい者実雇用率は2.33%、達成企業割合は67.6%となっている。	今後、更に障がい者の雇用の維持及び促進を図るため、企業に障がいの特性について理解をしてもらう必要がある。ハローワークや商工団体と連携を図り、障がい者の雇用経験のない企業へ働きかけていく必要がある。 今回のアンケート結果で、就労支援で必要なものとして、職場での障がい者理解との回答が多く、今後も障がい者

施策・事業	評 価	課 題
	雇用障害者数は年々増加しており、令和元年では288人となっている。	理解についての啓発が必要である。
目標1 方向(2) ②障がい者の就労 機会の拡大	一般企業への就労が困難な障がい者に就労の場を提供する就労継続支援(A型)を行う事業所が平成26年度では市内に2箇所だったが、令和2年度までには4箇所に増加しており、就労機会の拡大が図られている。	就労継続支援事業所の商品開発力の向上や共同受注等による工賃増額への支援が必要である。 また、バスなど公共交通機関の時間・本数、経路が限られるなかで、障がい者の通勤手段の確保が課題となっている。
目標1 方向(3) ①就学前における 支援体制の充実	障がいの早期発見、早期療育の推進は、関係課等との連携により実施している。 発達障がいと疑われる児が増加傾向にあることから、保健師、家庭児童相談員による保育所等への巡回指導、ことばと遊びの教室や相談会を実施し、障がい児の早期発見・早期療育の充実を図った。	砺波圏域内には、発達障がいの専門機関や医療機関が不足している。また、市内には医療と合わせて療育を実施する機関がないため、他市の施設を利用しており、送迎など保護者の負担が大きくなっている。 また、圏域内にある児童発達支援センター「わらび学園」に看護師等の専門職員を配置できるよう支援が必要である。
目標1 方向(3) ②学校教育・社会 教育の充実	小中学校の入学時には就学指導委員会を実施し、幼稚園、保育所、発達障がい者支援センター、小中学校、特別支援学校が連携し、障がい児一人ひとりに対応した教育が行えるような体制をとっている。(各障がいに対応した支援学級の開設など)	児童や生徒の障がいの状態や発達状態に応じた適切な教育を推進するため、教職員等の研修機会を拡充し、指導内容の向上を進める必要がある。
目標1 方向(3) ③文化・スポーツ・ レクリエーション 活動の充実	障がい者スポーツ大会や障がい者団体による作品展示が毎年開催されており、健康づくりや生きがいづくりの活動が行われている。 生活訓練等事業(地域生活支援事業)の一環として、書道教室やフラワーアレンジメント教室など文化活動を実施した。	スポーツ大会の参加者が固定化し高齢化しているため、新たに参加しやすい環境づくりや交流事業が必要である。 障がい者芸術・文化祭をはじめ、芸術・文化活動の発表の場の広報、参加機会の提供に努める必要がある。
目標2 方向(1) ①障がい者の理解 を深める啓発の 推進	障がい者への理解や認識を深めるため、民生委員児童委員等に対しての研修の実施、市社協によるボランティアフェスティバル等のイベントを開催	今回のアンケートの結果、差別を経験したことがある人は5割を超えており、学校、職場、住んでいる地域で差別や嫌な思いをした人が多く、広く市民

施策・事業	評 価	課 題
	した。	や、学生・生徒に対して障がい者理解の働きかけが必要である。
目標2 方向(1) ②福祉教育の推進	地域生活支援事業により、市社協が、小学生を対象に、障がい理解を深める出前講座や「ユニバーサルスポーツ大会」、障がい者支援施設を会場に、障がい理解と施設見学を兼ねた「親子でクリスマスケーキづくり」講座を実施し、福祉教育の推進を図っている。	出前講座等の開催回数及び参加者の増加のため内容及び周知方法を検討する必要がある。 小・中学生の障がい者理解を深める取組を検討する必要がある。
目標2 方向(1) ③ライフステージに応じた相談支援体制づくり	社会福祉法人に相談支援事業を委託し、障がい者、保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供等の支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行っている。 令和元年5月に砺波圏域障害者基幹相談支援センターを砺波総合庁舎内に設置した。(再掲)	相談支援事業所には、障がい者家族の高齢化に伴い、24時間対応の相談体制の整備や、基幹相談支援センターでは相談支援の中核的な役割を担い、困難事例等への相談支援の充実を図る必要がある。 呉西地区成年後見センターで実施する市民後見人の養成、登録の支援や制度の周知を図る必要がある。
目標2 方向(2) ①地域での支えあい活動の推進	市社協では、地域内における福祉・ボランティア情報の共有化を図るため、地域福祉コーディネーターを設置している。 また、ケアネット型事業を推進し、地域の障がい者等が安心して地域で生活する仕組みを構築したが、地区によって活動に差がある。	ケアネット型事業など地域で支えあう事業について引き続きPRが必要である。 各地区にて福祉サポーターの役割の周知を行い活動につなげていく必要がある。
目標2 方向(2) ②ボランティア活動の支援	市社協にボランティアセンターを設置し、多くのボランティア活動により、移動支援サービス「ふれあい号(車イス等移送サービス)」の運転や、施設訪問、交流活動が実施されており、障がい者や高齢者にとってはなくてはならない存在となっている。	既存のボランティア団体への加入人数は減少傾向にあるため、活動に対して更なる普及啓発が必要である。 若い世代の加入者を増やすため、ボランティア養成講座の開催日時や内容等についての検討が必要である。 出前講座等、企業に対してのPRを強化する必要がある。
目標2 方向(3) ①障がいの予防・早期発見・早期療育の推進	身体障がいを持つ原因となりうる生活習慣病の早期発見・早期治療、また、発達障がいなどは早期の診断、療育の開始が重要となるため、健康センタ	定期検診を受けていないなど、接触が困難な家庭があることから、個々人の健康意識の高揚を図ることが重要である。

施策・事業	評 価	課 題
	一等で実施している健康診査、がん検診、乳幼児健診、健康相談などで生活習慣の改善や発達障がい等の早期発見の取組を実施している。 特定健康診査の受診率及び特定保健指導の終了率は県内上位である。	関係機関と連携し、支援が必要と思われる家庭の把握に努める必要がある。
目標2 方向(3) ②保健・医療体制の充実	保健医療体制の充実は、障がい者が安心した生活を送る上でとても重要な課題である。今回のアンケートでは「いつでも安心して受けられる医療の充実」についての評価が前回より若干下がっており、市立砺波総合病院を核とした医療体制の充実が望まれる。	今後も関係機関が連携し、必要な時に必要な医療へつなぐ体制の充実が必要である。 障がい者の高齢化が進み、在宅医療で大きな役割を果たす訪問看護の需要の増が見込まれるため、更なる人員確保等、体制の充実が必要である。 潜在的な対象児の把握が必要である。
目標2 方向(3) ③こころの健康づくりの推進	社会福祉法人へ相談支援事業を委託し、障がい者、家族等の相談を受けている。 となみ野家族会の行う家族相談会・ピアサポートなどの活動を自発的活動支援事業(地域生活支援事業)と位置づけ支援している。	精神障がいに対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、精神障がい者のいる家族への相談支援充実を図ることも重要である。 また、地域生活支援拠点等の整備を進め、24時間の相談支援やショートステイによる緊急時の受け入れ体制を構築する必要がある。
目標2 方向(3) ④在宅生活の支援	障がい者が自立した社会生活を送るための支援として、医療費、補装具、日常生活用具購入費の助成について、各種手帳発行時や医療機関などで制度の周知を図り、申請を促している。	在宅生活を送るうえで、障がいを持つ原因の一つとなりうる生活習慣病予防と重症化予防対策の推進が必要である。
目標2 方向(4) ①バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	新しく設置される施設や道路については、富山県民福祉条例の施設整備マニュアルにより、バリアフリーへの取組が進められている。 既存の建物、道路においても改修に併せてバリアフリーへの取組がされているが、まだバリアフリー化されていない施設等がある。	今回のアンケートにおいて、公共施設や道路など街のバリアフリー化について不満を感じている割合は減少しているが、既存の施設等の改修を含め、更に街のバリアフリー化などを進めていく必要がある。

施策・事業	評 価	課 題
目標2 方向(4) ②移動・交通手段 の充実	障がい者が社会参加や日常生活を送る上で、移動交通手段の確保は大きな課題である。市では、福祉タクシー料金助成事業、市営バスの利用料金割引制度、ヘルパーによる移動支援事業を実施し、市社協では、「ふれあい号(車イス等移送サービス)」運行事業に取り組んでおり、障がい者の移動交通手段確保を進めている。	移動交通手段確保のための、移動支援事業については事業所やヘルパー数の確保、また「ふれあい号(車イス等移送サービス)」では運転手確保が難しくなっているなどサービス提供のための人材が不足しているため、人材の育成確保が必要である。 バスなど公共交通機関の時間・本数、経路が限られるなかで、障がい者の通勤手段の確保が課題となっている。
目標2 方向(4) ③障がい者が暮らしやすい住まい の充実	障がい者が住み慣れた地域で生活していくために、重度障がい者を対象に住宅のバリアフリー化などの住宅改修に対し補助を実施している。 また、知的・精神障がい者が地域で生活するためのグループホームの整備支援を実施している。	在宅重度身体障害者住宅改善補助事業の周知に努める必要がある。 入院している精神障がい者の地域生活への移行を推進していくうえで、地域で生活していくためのグループホーム整備の検討が必要である。
目標2 方向(5) ①防犯・防災意識 の普及推進	防災について、今回のアンケートでは、家に一人でいる時に災害が起こった場合に、近所に助けてくれる人がいない若しくは分からないと答えた人が、7割を超えており、災害時に不安を感じている人が多い。	防犯について、様々な手口の特殊詐欺が増えていることから、警察の指導や情報提供を受けながら、注意喚起を行い防犯意識を高めていくことが必要である。 防災について、避難行動要支援者制度による個別支援計画の活用により、地域住民による障がい者支援を図ること、また障がいに関する知識の普及啓発が必要である。
目標2 方向(5) ②緊急時の情報提供、避難誘導体制の充実	平成27年度に避難行動要支援者情報を平時から地区関係者に情報提供できるようシステム化し、毎年度情報を更新している。 市防災訓練時に避難行動要支援者名簿を活用し、福祉避難所への避難誘導を実施した。	個人情報(障がい)が知られることを理由に登録を避ける方がいるため、引き続き民生委員児童委員や自主防災会の協力のもと登録申請のPRに努める必要がある。 今回のアンケートにおいて、災害時に一人で避難できない、あるいは避難できるかわからないと回答した人が6割を超えていることから個別支援計画の作成を進める必要がある。

7 課題の整理

当事者とその家族の意見、アンケート、第2次計画の評価と課題から第3次計画における課題を整理しました。

障がい福祉サービスと就労支援の充実

総合的な自立支援体制の構築

ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等は、障がい者の自宅での生活を支える上で、また、家族の負担を軽減するためにも欠かすことのできないサービスであり、本人の状態や環境の変化に応じて必要なサービスが提供できる体制の充実に取り組む必要があります。

障がい種別により他者とのコミュニケーションを取る際の支援方法に違いがあるため、それぞれに合わせた支援が必要です。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるような支援体制の整備が必要です。

障がいにより判断能力が不十分な方の権利擁護を推進し、障がい者差別の解消や虐待防止に努めていく必要があります。

就労支援の推進

企業や福祉作業所に通うための交通手段が少ないため、通勤について必要な支援を行う必要があります。

障がい者が就業により地域で自立した生活を送るためには、障がい者の適性や能力に応じた多様な就労機会の確保、障がい者雇用に対する企業等の理解に取り組む必要があります。

療育・教育体制の充実

障がい児に対しての早期療育の体制や、就学時の適切な教育環境の整備が必要です。

社会参加と相談支援の充実

障がい者の理解と相談支援体制の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、地域住民等の障がい者への理解を深めていく必要があります。

障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談できる窓口と必要な情報を得られる体制の充実とともに、ライフステージや障がいの種別ごとに専門的な相談ができる体制の更なる充実が必要です。

障がい者の人権擁護のために虐待の防止や発生時の適切な対応のため、各種団体との連携と通報体制の強化を図る必要があります。

助けあい・支えあいの地域福祉の推進

障がい者が地域で生活、また社会参加をしていくためには、地域福祉に携わる方々やボランティア等の支援が必要です。

健康づくりの推進

障がいを持つ原因の一つとなりうる生活習慣病の予防が大切であり、その早期発見と重症化予防のための取組が必要です。

精神障がい者とその家族に対する相談支援体制の充実が必要です。

生活環境の整備

障がい者が積極的に社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを推進するとともに、既存施設のバリアフリー化に引き続き取り組む必要があります。

障がい者の移動支援体制の充実が社会参加や就労機会の確保のためにも必要です。

防犯・防災対策の充実

東日本大震災等の教訓から、自然災害時において避難行動要支援者とされる障がい者の避難経路の確保、誘導、介助の手助け等のためのネットワークの構築が必要です。

障がい者への防災知識と理解の普及を図り、防災体制の整備に努めていく必要があります。

第3章

基本構想

砺波市障がい者福祉計画

1 基本理念

障がいの有無、年齢、性別などに関わらず子どもから高齢者まで全ての人が人として尊ばれ人権が守られるなかで、個々の能力に応じて自立した日常生活を送り、心身ともに健やかに安心して暮らしていける地域社会の実現が望まれています。

また、障がいのある人も地域の構成員として、自己決定と自己選択のもとに、地域のあらゆる活動に参加、参画するとともに、地域社会の一員として責任を分かちあい、支える役割も期待されています。

地域社会では、障害者虐待防止法や障害差別解消法に基づき、障がい者虐待を防止すること、障がいを理由とした差別をなくすことが求められ、このようなことも踏まえたうえで障がいの特性について正しい知識を得て、障がい理解を図っていくことが必要となります。

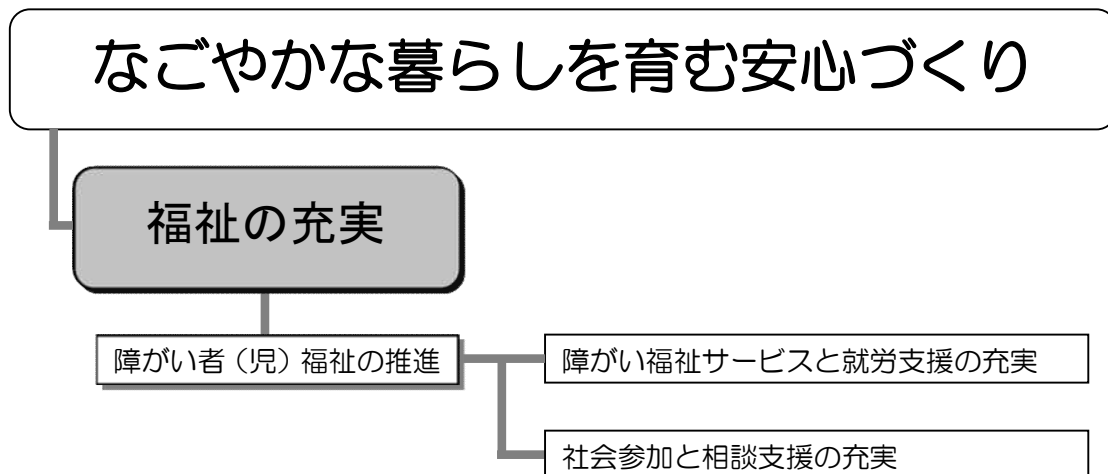
以上のことから本市では、下記の基本理念のもとに、障がいのある人も、ない人も互いに支えあい生まれ育った地域で自分らしく安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します。

基 本 理 念

障がいの有無に関わらず誰もが差別を受けることなく尊重され、地域の中で自立し共に支えあって
生きる「共生社会」の実現

2 基本方針

地域で暮らす全ての人たちが、お互いの個性を認めながら、助けあい励ましあう、あたたかいまちづくりを実現するため、本計画は、第2次砺波市総合計画の基本方針である「なごやかな暮らしを育む安心づくり」に基づき、障がい福祉の推進を目指します。



3 基本的視点

本計画の諸施策を展開するにあたり、次の4点を共通の視点とします。

(1) 障がい者の自己決定の尊重

障がい者やその家族等関係者の意見を尊重し、自らの決定に基づく日常生活や社会参加ができるよう支援します。

(2) 障がいの特性に応じた支援

難病、発達障がい、高次脳機能障がい等の多様な障がいの特性を踏まえ、それぞれの障がい者等のニーズを的確に把握し、支援をします。

(3) 障がいの理解を図り、障がい者の地域移行への支援

障がい者に対しての理解不足による、障がい者差別を解消し、施設や病院から地域での生活に移行できるよう支援します。

(4) 総合的な切れ目のない支援の展開

障がい者一人ひとりのライフステージに応じた支援が行えるよう福祉、保健、医療、療育、教育、就労等の各分野が連携し、切れ目なく総合的に支援します。

4 基本目標

本計画は次の2つの基本目標を設定します。

目標1 障がい福祉サービスと就労支援の充実

- ① 障がい者が地域で安心して自立して生活できるよう障がい福祉サービスの充実に努めます。また、障がい者虐待の防止や、障がい者差別の解消を推進するための取組を行います。
- ② 障がい者の適性と能力に応じて、できる限り就労の場につき自立した生活が送れるよう支援します。
- ③ 障がい者一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実します。

目標2 社会参加と相談支援の充実

- ① 障がい者が地域で自立した生活ができるよう、「心のバリアフリー」の普及に努め、ライフステージに応じた相談支援の充実に努めます。
- ② 障がいのある人、ない人がお互いを理解し、共に支えあいながら生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築を目指します。
- ③ 健康づくり活動を促進し、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見、さらには、こころの健康づくりに取り組みます。また、新型コロナウイルス等感染症防止対策として、「3密の回避」など、「新しい生活様式」の周知徹底を図ります。
- ④ さまざまな活動への社会参加を促進するため、各種施設のバリアフリー化を進めるとともに、関係機関の協力を得ながら外出を支援する体制の整備を図ります。
- ⑤ 防犯・防災に対する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、防災システムを有効活用し支援体制の整備を図ります。

■ 第3次計画施策体系図

目標	方向	施策・事業
目標1 障がい福祉サービスと 就労支援の充実	(1) 総合的な自立支援体制の構築	① 自立を促す障がい福祉サービスの充実 【重点取組】相談支援窓口の拡充
		② 日常生活を支える地域生活支援事業の充実
		③ 居住系サービスの充実
		④ 権利擁護の推進
	(2) 就労支援の推進	① 障がい者雇用に対する企業等の理解
		② 障がい者の就労機会の拡大 【重点取組】交通手段の確保
	(3) 療育・教育体制の充実	① 就学前における支援体制の充実 【重点取組】児童発達支援センターへの支援
		② 学校教育・社会教育の充実
		③ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
目標2 社会参加と相談支援の充実	(1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実	① 障がい者の理解を深める啓発の推進
		② 福祉教育の推進 【重点取組】小・中学生の障がい理解への取組
		③ ライフステージに応じた相談支援体制づくり 【重点取組】相談支援窓口の拡充(再掲)
	(2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進	① 地域での支えあい活動の推進
		② ボランティア活動の支援
	(3) 健康づくりの推進	① 障がいの予防・早期発見・早期療育の推進
		② 保健・医療体制の充実
		③ こころの健康づくりの推進 【重点取組】地域生活支援拠点への支援
		④ 在宅生活の支援
	(4) 生活環境の整備	① バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
		② 移動・交通手段の充実 【重点取組】交通手段の確保(再掲)
		③ 障がい者が暮らしやすい住まいの充実 【重点取組】地域生活支援拠点への支援(再掲)
	(5) 防犯・防災対策の充実	① 防犯・防災意識の普及推進
		② 緊急時の情報提供、避難誘導体制の充実 【重点取組】個別支援計画作成の推進

第4章

施策の方向

目標1 障がい福祉サービスと就労支援の充実

(1) 総合的な自立支援体制の構築

①自立を促す障がい福祉サービスの充実【重点取組】

現状と課題

障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人もない人も共に地域で生活するためには、さまざまなかたちでの日常生活上の支援が必要です。在宅での自立した生活を支えるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの確保と充実、障がい者やその介助者が住み慣れた地域で自立した生活を継続し、生活の質を高めていくうえで重要です。

施策の方向

障害者総合支援法では、個々の障がい者の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いや社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」があります。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられています。

障がい者が日常生活において、必要な人が必要なサービスを利用できるように個々のニーズに応じたサービス基盤の整備を図るとともに、障がいの状況に応じて、保健・医療・福祉の連携のもと、質の高い効果的なサービスが提供される支援体制の充実及び相談支援窓口の拡充に取り組めます。

②日常生活を支える地域生活支援事業の充実

現状と課題

障がい者が地域で自立して生活していくためには、多様な情報に直接的に接し、必要な

情報を主体的に選択するとともに自ら情報発信を行うことができるよう、コミュニケーション手段への配慮や身近なところで気軽に相談できる体制の整備が必要です。

施策の方向

障害者総合支援法に基づき、地域で生活する障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した社会生活を営むことができるよう、障がい者個々の状況に応じて柔軟に対応できる「地域生活支援事業」を実施します。また、コミュニケーション手段への配慮など障がい者のニーズを踏まえ、効率的かつ効果的な取組を行います。



	実績			見込	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和 8 年度
意志疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	16 件	29 件	8 件	24 件	24 件

	実績			見込	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成研修事業	16 人	25 人	23 人	24 人	24 人

③居住系サービスの充実

現状と課題

障がい者が可能な限り地域で自立して生活を営めるよう支援を行っていくことが重要ですが、重度の障がいを抱え施設入所が必要な障がい者には、安心して生活ができる環境を整えていく必要があります。

施策の方向

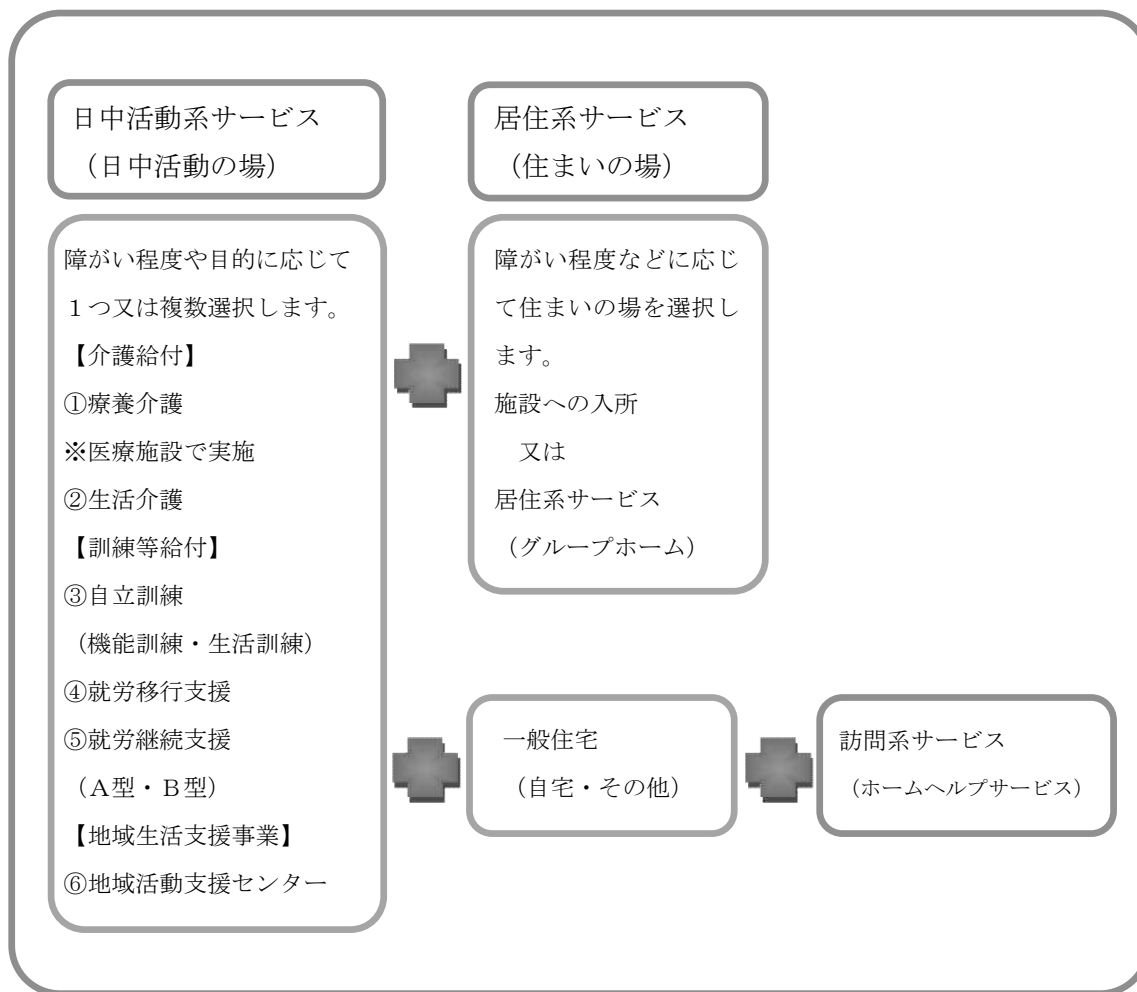
障がい者の意向を尊重しつつ、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進していくため、地域生活支援拠点等の整備を進め、地域生活の体験の場の確保や医療機関と支援体制の充実を支援します。

入所系の施設については、施設入所支援を受ける必要のある利用者の利用見込量に応じた入所定員の確保に努めます。

障がい福祉サービスを利用する際には、利用者一人ひとりのサービス等利用計画を作成し、利用目的に応じたサービスを提供します。

入所系施設へ新型コロナウイルス等の感染防止の周知を図ります。

■施設・事業体系図



④権利擁護の推進

現状と課題

判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行うことが困難な障がい者の権利を守るため、成年後見制度と市社協が実施している日常生活自立支援事業があります。

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためにも、より一層の権利擁護を推進していく必要があります。

施策の方向

④－1 人権意識の普及・啓発

障がい者を含む全ての住民の尊厳が守られる社会を目指して、人権意識の普及・啓発に努めます。また、「障害者差別解消法」に基づき、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るとともに啓発活動に努めます。

④－２ 日常生活自立支援事業等の周知と推進

判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者に対して、市社協が行う「日常生活自立支援事業」により各種障がい福祉サービスが適切に利用できるよう支援するとともに、「成年後見制度」についても積極的に啓発し、成年後見制度の利用を「呉西地区成年後見センター」と連携して促進します。

また、成年後見制度の利用にかかる費用を負担できない低所得者に対しては、費用の助成を行います。

	実績			見込	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和 8 年度
日常生活自立支援事業 (年度末利用者数)	25 人	26 人	27 人	31 人	34 人

④－３ 虐待防止への取組

「砺波市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会」において、障がい者の虐待防止、虐待を受けた障がい者や養護者に対する適切な支援について、関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。



(2) 就労支援の推進

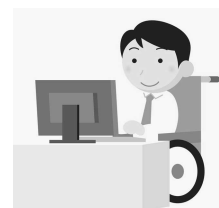
①障がい者雇用に対する企業等の理解

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。障がいがあっても働くことを希望している人のだれもが、その人の適性と能力に応じた就業機会を得られるようにしなければなりません。

障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用率制度が設けられており、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の法定雇用率^{*5}は、従業員数 45.5 人以上の一般の民間企業は、障がい者雇用率 2.2%以上の障がい者を雇用することとなっています。

現在、砺波公共職業安定所管内では、民間企業における障がい者実雇用率は 2.33%また、雇用障害者数は 288 人（R1.6.1 現在）となっており、年々増加傾向にあります。雇用率達成企業の割合は 67.6%となっています。



障がい者の企業への就労を促進するためには、何よりも事業主や従業員に障がいや障がい者に対する理解を深めてもらう必要があります。

- ＊5 法定雇用率は令和3年3月から43.5人以上の一般企業を対象に2.3%に引き上げられます。

施策の方向

①－1 障がい者雇用に関する相談

企業に対しては、ハローワーク砺波や富山障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「きらり」、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などと連携し、障がい者の雇用にあたって相談体制の充実を図ります。

①－2 障がい者雇用に関する啓発

障がい者雇用に対する正しい理解を深めるため、砺波・小矢部地区障害者雇用連絡会議による雇用、福祉、教育との連携により、障がい者雇用の促進と就労の安定的確保等に関する普及・啓発活動を推進します。

①－3 事業主への障がい者雇用に対する理解の促進

事業主に対して、障がい者の法定雇用率の達成や雇用の促進のため、各種支援制度の周知を図り、障がい者雇用に対する理解と協力を求めます。

また、ハローワーク砺波や砺波商工会議所、庄川町商工会等とも連携するため、砺波地域障害者自立支援協議会の就労支援部会が中心となり、障がい者の特性について理解を深める活動を実施します。

①－4 現行の施策の周知・充実

障害者雇用奨励金	市内の事業所において障がい者を雇用する事業主が国の助成金を受給し、その後も継続して雇用されると見込まれる場合に奨励金を助成します。助成額：6万円／人
----------	--

②障がい者の就労機会の拡大【重点取組】

現状と課題

市内には一般企業への就労が困難な障がい者に就労の場を提供するため、福祉的就労の場である就労継続支援B型事業所の「福祉作業所油田」、「福祉作業所庄川」、「ワークハウスとなみ野」が、また雇用契約に基づく就労の場として就労継続支援A型事業所の「ジュピター」、「新の葉」、「ワンダーランド砺波」、「オアシス砺波」があります。また、一般企業等への就労を希望する人には、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のため就労移行支援の事業所として、「ワークハウスとなみ野」があります。

これらの施設は、企業での雇用が困難な障がい者の就労の場や就労に向けて必要な訓練をする場として機能するとともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能を果たしています。

今後、就労継続支援事業所では、商品開発力の向上や共同受注等による工賃増額への支援、就労移行支援事業所では、企業への一般就労に向けて必要な知識及び能力の向上や日常生活面への支援も含めた一体的な支援が必要です。また、障がい者の福祉作業所や企業への通所等の手段がないという課題もあり、支援等の取組が必要です。

施策の方向

②-1 障がい者の職業相談や就労移行支援等作業所の活用

障害者就業・生活支援センター「きらり」、相談支援事業者、特別支援学校などの関係機関との情報交換や連携を密にし、障がい者の就労相談や就労移行支援事業所、就労継続支援事業所など、福祉作業所の活用を推進して障がい者の就労に対して支援します。

②-2 福祉作業所製品等の販売支援

チューリップフェア等のイベント会場、道の駅、チューリップ四季彩館、庄川ウッドプラザなどにおいて、福祉作業所などが作業訓練の一環として製作した製品の展示や販売コーナーを設置し、市民に広くPRして販路拡大を図るとともに、共同受注の検討など収益が増加するための支援に努めます。

②-3 福祉作業所の工賃向上

就労継続支援事業所等で働く障がい者の就労意欲を高めるため、農業分野等の新たな就労の場の開拓や施設内就労から施設外就労への移行の促進等により、工賃の向上を図ります。

②-4 福祉作業所等通所費用への助成

障がい者が就労等の訓練のため、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所など福祉作業所に通う場合、その通所に要する経費の一部を助成します。

②-5 交通手段の確保【重点取組】

障がい者の福祉作業所や企業への交通手段の確保について、当事者、事業主、市社協などの関係機関と連携し確保に努めます。

②-6 障害者就労施設から物品等の調達

障害者優先調達推進法に基づき、市では毎年度砺波市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定めており、市内の障害者就労施設等への発注機会の増加に努めます。

(3) 療育・教育体制の充実

①就学前における支援体制の充実【重点取組】

現状と課題

障がい児に対する早期の段階での適切な療育・保育支援は、幼児期以降の健やかな発達を促し、障がいの軽減を図るために重要です。

市では、障がい児を可能な限り地域の保育所・認定こども園・幼稚園で受入れて、集団保育を行うとともに、児童発達支援センターにおいて早期に療育支援を始めることで心身の発達を促し社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

また、家庭児童相談員と保健師が保育所・認定こども園・幼稚園に訪問し、障がい児の状況を確認し保護者へアドバイスをする等の支援も行っています。

今後とも、障がいの有無にかかわらず幼児が共に遊び、学ぶ機会を拡充して豊かな人格形成を目指した療育や保育の推進に取り組むとともに、関係機関と連携し、早期から療育・保育相談などの指導を受けることができるよう、切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

①－１ 障がいの早期発見、早期療養の推進

障がいの早期発見、早期療養を推進するため、健康センター、医療機関、厚生センター、児童発達支援センター、児童相談所、こども課、保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター、障がい児施設、相談支援事業者など関係機関の連携を強化し、乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等により、障がいの早期発見と障がい児やその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。

①－２ 障がい児保育の拡充

障がい児を保育するため、関係機関との連携を深め、可能な限り地域の保育所・認定こども園・幼稚園で受け入れる施設運営に努めます。

また、早期療育については、児童発達支援センターの役割が大きくなってきていることから、更に連携を図ります。

①－３ 児童発達支援センターの充実【重点取組】

砺波福祉圏域にある児童発達支援センター「わらび学園」に看護師等の専門職員を配置できるよう支援します。

①-4 小学校との連携

保健と保育、学校教育の切れ目ない支援を確保するため、健康センター、保育所・認定こども園・幼稚園、小学校との連携に努めます。

②学校教育・社会教育の充実

現状と課題

障がい児の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細やかな教育の充実に努めることが大切です。市では、小・中学校の児童・生徒に対しては、障がいの状態や発達状態、適性や特性に応じて適切な教育が受けられるよう特別支援学級を開設するなど特別支援教育の推進に努めています。

なお、市内には、知的障害児施設の県立砺波学園やとなみ東支援学校があります。特別支援学校の入校については、児童・生徒にとって適正な就学となるよう保護者や本人との相談を踏まえ理解のもとに進めています。

また、障がいのある児童・生徒が、社会生活において主体的に判断し行動できるよう、社会教育においても継続的な支援を行うことが必要です。例えば、公民館活動や講演会等に際しては、障がい者も気軽に参加できる雰囲気、環境づくりに努めることが大切です。そのためには、障がいについて理解を広める場を提供することが必要となります。

施策の方向

②-1 就学相談や教育相談体制の充実

障がい児の適正な教育を推進するため、教職員の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と就学相談や教育相談の体制を充実します。

②-2 保健、保育、学校教育の連携

保健と保育、学校教育の一貫した養育を確保するため、小・中学校入学時には就学指導委員会を開催し、健康センター、こども課、保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校の連携とともに、発達障害者支援センターや特別支援学校との連携に努めます。また、随時情報交換のできる体制を継続します。

②-3 特別支援学級への対応

特別支援学級に在籍する障がい児の一人ひとりの障がいに対応した教育の充実に努めるとともに、環境整備を図ります。

②-4 教育ニーズへの対応

発達障がいを持つ児童・生徒の教育ニーズに応えるため、保健師、保育士、教諭、専門医などが連携し、関係者全体で特別支援教育に取り組む体制の充実に努めます。

また、家庭児童相談員、スタディメイトやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図ります。

②-5 点字や手話等の普及

視覚・聴覚障がい者のコミュニケーションの手段である点字や手話等の普及を図り、障がいについて理解を深める機会を提供します。

②-6 バリアフリー化への助成

地区集会施設等におけるスロープ設置等のバリアフリー化に対して助成します。

③文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

現状と課題

障がい者がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、人生を豊かでうおいのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見い出すなど、生活の質を高めることにつながります。

市では、身体障害者協会と手をつなぐ育成会が共同で開催する障がい者スポーツ大会などを支援し、日頃の運動不足の解消と会員相互の親睦と融和を深めています。また、身体障がい者や知的障がい者の全国スポーツ大会などに市を代表して出場する選手の激励会などを開催しています。

今後、競技スポーツの推進を図るとともに、障がい者が日常的に体力づくりができる機会の普及と充実を図り、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動を推進していくことが必要です。そのため、障がい者の社会参加はもとより、多くの障がい者や地域住民が共に参加できるよう、健康づくりや生きがいづくりなど活動事業の内容を工夫していく必要があります。



施策の方向

③-1 障がい者のスポーツ活動、レクリエーション活動の充実

障がいのある人もない人も一緒に楽しめる新しいスポーツやレクリエーションの開発・普及を進め、生涯スポーツの推進に努めます。

障がい者のスポーツへの参加を促すため、各種スポーツ教室などを開催するとともに情報の提供に努めます。

③-2 障がい者のためのスポーツ指導者の育成と確保

障がい者が身近な地域でスポーツに取り組めるように、適切な指導・助言ができる専門的知識を備えた指導者やボランティアの確保を図るとともに、その育成に努めます。

③－３ 各種講座への支援と参加促進

障がい者団体と連携し、障がい者団体が開催する各種講座や研修会を支援し、芸術・文化活動を含めた社会参加の促進を図ります。

目標２ 社会参加と相談支援の充実

(1) 障がい者の理解と相談支援体制の充実

①障がい者の理解を深める啓発の推進

現状と課題

障がい者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るためには、障がいのある人もない人もお互いを尊重し、差別のない地域社会を実現することが重要です。

障がいがあるということだけで、様々な機会や場所で不平等な扱い、不合理な差別・偏見を受けることがないように、全ての地域住民に障がいに対する理解を広める必要があります。

そのためには、市広報や市ホームページ等を通した啓発・広報活動を一層充実していく必要があります。

また、障がい者は地域行事等への参加を推進する一方、障がい者団体が行っているイベント等に地域住民の参加を得て交流の機会を増やし、その活動をSNSなどにより情報発信し、障がいについての理解を広めていく必要があります。

施策の方向

①－１ 啓発・広報活動の充実

市広報や市ホームページなどを通して、障がいに対する正しい理解が深められるよう啓発を行います。

身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれの障がいの特性について、市民の理解を深めるため、関係機関・団体と連携した講演会や講座等を充実します。

また、そのような催しについて、砺波商工会議所や庄川町商工会の協力のもと、一般個人事業所に周知し、参加を呼びかけていきます。

①－２ 地域の各種団体に対する研修

地域福祉活動の中心的な推進役である民生委員児童委員をはじめ、地域の各種団体が障がいに対する正しい理解や認識を更に深めるため、障がい者福祉に関する研修を実施します。

①-3 障がい者の活動の紹介

文化会館や美術館、福祉センターなどにおける障がい者の作品展の開催や、チューリップフェア等のイベント会場や道の駅、チューリップ四季彩館、庄川ウッドプラザなどにおける障がい者の作品の展示販売のほか、SNSなどのITを活用し、障がい者の活動を広く紹介するよう努めます。

①-4 各種交流事業の充実

障がい者への理解を深めるため、砺波市ボランティアフェスティバルなど、市社協やボランティア団体などが行う啓発事業やイベントは、障がい者が参加しやすい内容となるよう企画の充実を図ります。

②福祉教育の推進【重点取組】

現状と課題

障がい者への思いやりの心を育てるためには、早い時期から障がい者と接し、理解を広める必要があります。

市内の小・中学生では、特別活動や総合的な学習の時間を活用し、福祉施設への訪問交流や空き缶を回収した収益金で車椅子を購入し施設へ寄贈するなどの活動を行っています。

また、市社協では「福祉施設体験学習（中・高校生のボランティアスクール）」を開催したり、車椅子体験や手話・点字学習、総合的な学習の時間に出前講座で出向いたりなど、あらゆる機会を捉えて市内の小・中学生に実体験を交えた福祉教育を実践しています。

今後も、幼少期から自然な形で障がい者との交流や、ふれあいにより、子どもたちに福祉のこころを育めるよう、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験をする場の充実を図る必要があります。



施策の方向

②-1 小・中学生の障がい理解への取組【重点取組】

小・中学校における福祉教育を推進するため、障がいの疑似体験等の出前講座、障がい理解講座を市内全ての小・中学校で実施を目指します。

	実績			見込	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和5年度	令和8年度
小・中学校出前講座	2回	1回	3回	5回	8回

②-2 福祉のこころの醸成

福祉施設への訪問や施設行事に参加することにより、障がい者（児）との交流やふれあいを促進し福祉のこころの醸成を図ります。

③ ライフステージに応じた相談支援体制づくり【重点取組】

現状と課題

障がい者が地域で自立し生活していくためには、障がい者が身近なところで、いつでも気軽に相談できる体制が求められており、必要な情報が必要な人に届くよう整備することが重要です。また、専門的な相談員などの配置を進め、相談する人の立場に立った相談や情報の提供が必要であり、その際には個人情報の保護についても配慮することが大切です。

施策の方向

③-1 身近な相談支援体制の構築（相談支援窓口の拡充）【重点取組】

障がい者が身近なところで、いつでも気軽に相談できる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くように、市の相談窓口には保健師や社会福祉士を配置し相談体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス等の感染が発生した際には、電話やインターネットを利用したオンラインによる相談支援を推進します。

また、砺波圏域3市（砺波市、小矢部市、南砺市）の相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関等で構成する砺波地域障害者自立支援協議会では、関係機関が相互に連携して情報を共有し、地域に応じた体制の整備に努めます。

さらに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。

指定一般相談支援事業者や指定特定・障害児相談支援事業者*6が、障がい者（児）やその家族が障がい福祉サービス、就労支援、生活支援などライフステージに応じた相談を気軽にできるよう体制を整えます。

*6 市内の相談支援事業者

指定一般相談支援事業者	指定特定相談・障害児相談支援事業者
・障がい者サポートセンターきらり ・地域活動支援センターとなみ野	・障がい者サポートセンターきらり ・地域活動支援センターとなみ野 ・聚楽サンガ

・砺波圏域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談・障害児相談支援事業者の一覧は133ページにあります。

③-2 障害者相談員体制の充実

地域での身近な相談相手となる身体障害者相談員、知的障害者相談員について、それぞれの障がいの特性に応じた相談員を配置して養成・研修を行うなど相談支援の充実を図ります。

また、各種団体との連携を図るとともに、身近な地域で支援の必要な障がい者等に対し、障害者相談員制度について広報・啓発活動を行い制度の充実を図ります。

③-3 ケアマネジメント体制の充実

相談支援専門員など障がい者ケアマネジメント従事者等の人材の養成・確保に努めます。

保健、医療、福祉、教育、就労など幅広い障がい者ニーズと、様々な地域の社会資源を結びつけて調整を行うケアマネジメント体制の充実及び機能の向上を図ります。

③-4 福祉に関する広報・啓発の充実

「広報となみ」や「障がい者のハンドブック」などのパンフレットは、見やすく、わかりやすい表現に努め、広報・啓発活動の充実を図ります。

ホームページでの情報提供や電子メールによる各種相談に応じるなど、迅速に事業内容をわかりやすく掲載し、随時更新していきます。

③-5 障がい者に対する虐待防止

障がい者の人権擁護・虐待防止のため、障がい者虐待防止支援窓口を設置しており、障がい者への虐待の防止や発生時の迅速かつ適切な対応とともに、再発の防止に向け、継続して民生委員児童委員や関係機関・団体等と連携を密にし、通報体制等の強化を図ります。

(2) 助けあい・支えあいの地域福祉の推進

①地域での支えあい活動の推進

現状と課題

住み慣れた地域や家庭において、障がいの有無や年齢に関係なく、全ての市民が手をたずさえ、助けあい、その人らしく安心して自立した生活が送れるよう令和3年度から施行する「第3次砺波市地域福祉計画」に基づき、各種活動の推進を図っていく必要があります。

施策の方向

①-1 地域のつながりの推進

地域福祉の推進役である市社協が策定する「第4次砺波市地域福祉活動計画」を推進するとともに、地域福祉への理解を深めるため、広報等を活用するなど広く市民に事業内容等の周知を図ります。

また、地区福祉推進協議会の組織強化と地域内における福祉・ボランティア情報の共有化を図るため設置した地域福祉コーディネーターや市社協と連携して、地域福祉の推進を図ります。

①-2 ふれあいのある地域づくり

地域住民の理解と協力を求め、自治振興会をはじめ、身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員児童委員やボランティアグループなど地域に根ざした各種団体や組織と連携して、地域の障がい者等に対する「安否確認等の声かけ」や、住み慣れた地域での助けあい・支えあい活動である要援護者の見守りネットワーク「地域総合福祉推進事業（ケアネット型）」を推進し活動を強化します。

①-3 イベントや地域行事への参加促進

地域でのイベントや祭り、運動会などの行事に障がい者が参加し、障がいのある人となない人とがふれあう機会づくりを支援して、障がい者の参加拡大を図ります。



②ボランティア活動の支援

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で生活していくためには、行政だけでなく地元企業や地域の人々とのふれあいやボランティア活動による支援が大切です。

市では、市社協が実施している移動支援サービス「ふれあい号（車イス等移送サービス）」の運転や障がい者施設の訪問・交流活動など、障がい者の生活を支えるボランティアグループの活動を支援しています。市社協にあるボランティアセンターにはボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの登録や協力団体を募っているほか、ボランティア活動の普及啓発を行っています。コーディネーターは、ボランティア活動を行う人とボランティアを必要としている障がい者とを結びつけたり、身近な場所でボランティア活動を行ってみたい市民のために参加の機会を増やしたりするなど、情報提供や情報交換を円滑に進めていく必要があります。

ボランティア参加者が高齢化、固定化しており若い世代や男性、企業の参加を推進する必要があります。

施策の方向

②-1 ボランティアなど地域福祉の担い手の充実

市社協ボランティアセンターや、ボランティア活動の情報を「広報となみ」、市社協の「ホームページ」等で紹介するなど、ボランティア活動を広く市民に周知し、活動への参加を促進するため啓発を図ります。

また、気軽にボランティア活動に参加するきっかけとして、ボランティアポイント制度の推進を図ります。

ボランティア登録者とボランティアを必要とする人を結び付けるコーディネート機能の充実を図ります。

②-2 地域福祉活動への参加機会の充実

市社協ボランティアセンターでは、市民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティアフェスティバルなどの機会を活用してボランティア活動の普及・啓発を推進します。

②-3 研修会・講習会の充実

障がい者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話などの技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会などの充実を図ります。

(3) 健康づくりの推進

①障がいの予防・早期発見・早期療育の推進

現状と課題

身体障がいについては「疾病・疾患」が原因となっていることが多く、日頃からの生活習慣病をはじめとした疾病予防が重要となっています。

知的障がいや発達障がいについては、乳幼児期から健康診査等による早期発見から医療機関へつなげ、早期に治療や療育に結び付けていくことが重要です。

市では、妊娠期から乳幼児期にかけて、障がいの発生予防や早期発見のため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、発達・運動・言語相談会等を実施しています。今後も医療機関とより一層の連携を図りながら、障がいの発生予防、早期発見に向けた取組を充実していく必要があります。

壮年期には、人間ドックや一日ミニドック事業、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を実施していますが、今後とも一貫した疾病予防及び健康管理の推進が必要です。なかでも、障がいを発生させるおそれのある生活習慣病（糖尿病、高血圧が原因の脳血管疾患や心疾患、慢性閉塞性肺疾患等）は、予防が大切であり「砺波市健

康プラン21（第2次）」に基づき、すべての市民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持って、それを実践する環境づくりを推進し、疾病の早期発見と重症化予防に努め、障がいの発生防止を図る必要があります。

施策の方向

①－1 母子保健対策の推進

妊婦や乳幼児の健康診査など、受診体制の整備と受診率の向上を図ります。

健康診査、訪問指導、育児相談等母子保健事業を充実し、心身の発達の遅れや発達障がいと疑われる乳幼児に対して、医療機関、厚生センター、児童相談所、こども課、保育所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センター等と一層の連携を図り、早期発見、早期療育により障がいによる生活のしづらさを軽減するなど、保護者への早期支援・早期受診の啓発に努めます。

①－2 生活習慣の改善

生活習慣病の予防についての意識啓発を図り、健康教育を推進します。また、生活習慣を改善して健康を増進し、発症予防とともに重症化予防に重点をおいた対策を実施します。

①－3 訪問指導の実施

出産や育児に不安を抱える妊産婦や乳幼児の親等に対して、保健師等が訪問指導を実施します。

障がい者を持つ家庭に保健師等が訪問し、保健指導を行うことにより、健康の保持・増進を図ります。

②保健・医療体制の充実

現状と課題

市立砺波総合病院では、退院後の療養治療から在宅生活への移行の促進を図るなど、障がい者に対する医療サービスやリハビリテーションが充実してきています。これらは、単に病気の治療や運動機能の回復にとどまらず、障がい者の自立や社会参加の促進のためにも大切なことです。

内部障がい者など定期的に医療機関への通院が必要な方や脳血管疾患等による障がい者にとっては、良質で適切な医療サービスやリハビリテーションが身近な地域で受けられるような体制の整備、施策の推進が必要です。

さらに障がいの重複化や障がい者の高齢化が進むなかで、障がい者が安心して暮らせるよう医療機関、健康センター、厚生センター等関係機関の連携を図り、障がいに応じたきめ細やかな医療サービスを受けられる保健・医療体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

②-1 訪問看護の充実

在宅の障がい者に対する訪問指導・訪問看護の拡充を図り、在宅での療養支援として訪問看護ステーションの利用促進を行います。

保健・医療・福祉に携わる専門職の多職種連携を図り、病院から在宅生活への支援体制を整備します。

②-2 地域リハビリテーションの推進

障がい者が住み慣れた地域で個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることのできる「地域リハビリテーション広域支援センター（市立砺波総合病院）」の支援体制を強化し、脳血管疾患等による障がい者への機能訓練の充実を図ります。

③こころの健康づくりの推進【重点取組】

現状と課題

社会の仕組みが複雑になるにつれ、暮らしや心にも影響を与え、慢性的な緊張やストレス等によりこころの健康を害する人が増える傾向にあり、こころの健康づくりが重要となっています。

当市では、社会福祉法人たびだちの会が、就労継続支援B型・就労移行支援事業所「ワークハウスとなみ野」や日中活動の場を提供する「地域活動支援センターとなみ野」、グループホーム「ゆうゆう荘」、「たびだち荘」を運営し、また、医療法人社団緑心会が宿泊型自立訓練施設「あすみる」を運営するなど、市立砺波総合病院などの医療機関等の関係機関と連携を図りながら、精神障がい者の社会復帰のための様々な活動を展開しています。

今後も積極的な支援と協力を推進していくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、精神障がい者に対する偏見や誤解を解消していくため、正しい知識の普及を図っていく必要があります。

また、精神科専門病院等から地域生活への移行が可能であるにもかかわらず、やむを得ず入院せざるを得ない「社会的入院」患者について、地域の理解を得て社会生活が営むことができるよう地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）サービスに取り組む必要があります。

一方、在宅で生活している精神障がい者の家族の負担が増えてきており、負担軽減のため、障がい者の短期入所事業（ショートステイ）などによる支援体制の継続を図っていく必要があります。

施策の方向**③－１ 精神障がい者の相談支援体制の充実**

医療機関、健康センター、厚生センター及び心の健康センターと連携して、精神保健福祉に関する普及啓発・相談支援の充実を図ります。

砺波地域障害者自立支援協議会や市広報等を通じてこころの健康づくりや精神障がいに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

緊急的な精神医療相談等に対応するため、24 時間体制の「精神科救急情報センター」の周知に努めます。

うつ病対策を中心とした自殺予防対策の相談及び啓発を推進します。

③－２ 地域生活への移行

精神障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、日常生活や福祉制度などに関する相談機関として「地域活動支援センターとなみ野」への事業委託の継続や地域における居住の場としてのグループホームの整備を支援します。

③－３ 精神障がい者の家族への支援（地域生活支援拠点への支援）【重点取組】

短期入所事業（ショートステイ）等の体制整備の支援により、精神障がい者の家族の負担軽減に努めます。また、家族会による精神障がい者家族の交流や相談のための事業を推進します。

地域生活支援拠点等による 24 時間の相談支援や、ショートステイによる緊急時の受け入れ体制の構築を支援します。

④在宅生活の支援**現状と課題**

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために、必要な医療に対する支援である自立支援医療制度や重度障害者医療費制度の周知を図るとともに、補装具費の支給などを行い、自立した在宅生活を支援する必要があります。

施策の方向**④－１ 自立支援医療費の給付****（１）更生医療の給付**

18 歳以上の身体障がい者の障がいの除去や軽減のために必要な医療を給付します。

(2) 育成医療の給付

18歳未満で身体に障がいのある児童、またはその疾患により将来、障がいにいたると認められる児童に対して、必要な医療を給付します。

(3) 精神通院医療の給付

精神疾患を有し、継続的に通院による精神医療が必要な方に給付します。

④-2 重度障がい者医療費助成の実施

重度心身障がい者等の医療費の自己負担分の全額または一部について助成します。

④-3 補装具費の支給

障がい者（児）の身体機能を補完又は代替して、長時間にわたり継続して使用する義肢、装具、車いす等補装具の購入費と修理費とを支給します。

④-4 新しい生活様式の周知・徹底

新型コロナウイルス等感染症防止対策として、「3密の回避」など、「新しい生活様式」の周知・徹底を図ります。

(4) 生活環境の整備

①バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

現状と課題

平成26年1月に批准した障害者権利条約第9条では、建物や公共の乗り物、情報や通信などが障がい者にとって使いやすくなるよう措置をとると定められています。

障がい者が地域で安心して生活していく上でのバリア（障壁、障がい）を取り除くだけでなく、障がいのある人もない人も暮らしやすいユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりを進めていくことが重要です。

市では、これまで公共建築物のバリアフリー化に努め、障がい者用トイレ、手すり、スロープの設置など改善を行ってきましたが、まだ未整備の施設については、逐次改善を行っていく必要があります。

不特定多数の人が利用する公共性の高い民間施設等に対しては、富山県民福祉条例に基づき、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設にするよう理解と協力を求めていくことが大切です。

また、令和2年4月から実施された「富山県ゆずりあいパーキング利用証制度」への理解を求め、協力駐車区画の整備を推進していく必要があります。

道路・歩道については、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消、車

椅子の通行に配慮した幅員を確保するなど、歩行空間のバリアフリー化に引き続き取り組む必要があります。

さらに、公園については、誰もが気軽に憩える場所としての機能のみならず、緊急時の避難場所としての機能も兼ね備えていることから、今後も引き続きバリアフリー化を進めていく必要があります。

施策の方向

①-1 ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進

公共施設や公共性の高い民間施設、特に福祉施設周辺を重点に歩道の段差解消や車イスの通行に配慮した幅員、障がい者用の駐車スペースを確保するなど、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを踏まえた公共施設の整備に引き続き積極的に推進していきます。

①-2 道路・歩道の整備促進

車椅子が余裕をもって通行できる歩道の幅員を確保するとともに、歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、歩きやすい歩行空間の確保に向けたバリアフリー化を引き続き推進します。

①-3 公園施設の整備

車椅子で利用できるよう出入口、園路の幅員や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化を引き続き推進します。

②移動・交通手段の充実【重点取組】

現状と課題

障がい者が社会参加と日常生活を送る上で、通院などの外出に際して、気軽に利用できる移動・交通手段の確保が必要です。

市では福祉タクシー料金や身体障がい者用自動車改造に対して助成を行っており、制度の周知を図っています。市社協では車椅子を利用している人や歩行困難な障がい者のために、「ふれあい号（車イス等移送サービス）」を運行しています。

さらに、障がい福祉サービスとしてヘルパーによる移動支援事業を行っています。

今後も障がい者に対する自立支援と社会参加を促進するため、関係機関の協力・連携のもと、障がい者の利用に配慮した交通手段の充実と支援が必要です。

施策の方向

②－１ 現行の施策の周知・充実【重点取組】

身体障害者福祉タクシー料金助成事業	バス等の交通機関の利用が困難な重度の肢体不自由または視覚障がいの方に対し、タクシー料金の一部を助成します。助成額：年額 4,000 円
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がい者が所有し運転する自動車の操作・装置等の改造費用の一部を助成します。
身体障害者自動車操作訓練費助成事業	適性検査に合格した身体障がい者が自動車運転免許の取得を容易にする訓練費用の一部を助成します。
「ふれあい号（車イス等移送サービス）」の運行事業	市社協では「ふれあい号（車イス等移送サービス）」を運行し、障がい者の通院などの外出を支援します。
市営バスの利用料金割引制度	障害者手帳をお持ちの方を対象とした、運賃・利用券の割引制度があります。
生活福祉資金の貸付	県社協では、障がい者の自動車購入費に対する貸付を無利子又は、年利 1.5%で行います。（市社協窓口）

②－２ 低床バスの導入

ノンステップバスなどの低床バスや障がい者、高齢者対応ステップを取り付けたバスの導入を推進します。

②－３ 駅舎やバス停などの機能拡充

障がい者が公共交通機関を利用しやすくするため、交通事業者と連携しながら、駅舎やバス停などのバリアフリー化を引き続き推進します。

②－４ 移動支援事業の充実（地域生活支援事業）【重点取組】

下肢障がい等の重度身体障がい、知的障がい、精神障がいのため一人で外出が困難な障がい者に対し、社会参加する上で必要な外出及び余暇活動など社会参加のための外出についてヘルパーが付き添い支援します。



	実績			見込	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和 8 年度
実利用者数	19 人	11 人	10 人	15 人	17 人
延べ利用時間数	709 時間	743 時間	543 時間	750 時間	850 時間

③障がい者が暮らしやすい住まいの充実【重点取組】

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で生活を継続していくには、住宅のバリアフリー化への支援や多様な住まいの確保などへの支援が必要です。

市では、在宅の肢体不自由者や視覚障がい者などの重度身体障がい者の住宅改修に対して助成を行っています。

また、市営住宅においては、新築・改築の際に床段差解消、玄関・トイレ・通路への手すりやスロープを設置するなどバリアフリーに配慮し、障がい者が利用しやすい住まいの整備を引き続き推進していく必要があります。

一方、施設入所者で障がいの程度が軽い方については、できる限り地域生活への移行をしていただけるようグループホームの整備が必要です。

施策の方向

③－１ 補助・低利融資制度の周知や利用促進

「在宅重度身体障害者住宅改善補助事業」や「生活福祉資金貸付制度」、県の「住みよい家づくり資金融資事業」等の補助・低利融資制度の周知や利用促進を図ります。

	実績			見込	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和 8 年度
在宅重度障害者 住宅改善補助事業	2 人	1 人	2 人	3 人	5 人

③－２ 住宅改修の助言・指導の充実

住宅改修が障がい者や家族にとって効果的となるよう福祉、保健、建築等の各部門の連携に努め、助言・指導の充実を図ります。

③－３ 障がい者の利用に配慮した施設整備

市営住宅のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者の利用に配慮した施設整備に努めます。



③－４ 地域生活のためのグループホーム（地域生活支援拠点への支援）【重点取組】

知的障がい者や精神障がい者の方が、地域で安心して自立した生活ができるよう、24 時間の相談支援やショートステイによる緊急時の受け入れ体制など、地域生活を支援する拠点としての役割を持つグループホームの整備を支援します。

	実績			見込	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 5 年度	令和 8 年度
施 設 数	6 か所	6 か所	6 か所	7 か所	8 か所

(5) 防犯・防災対策の充実

①防犯・防災意識の普及推進

現状と課題

障がい者が地域の中で安心して生活を送っていくためには、防犯・防災対策の充実を図っていく必要があります。特に近年増加している悪徳商法等の特殊詐欺や集中豪雨等の気象災害に対して防犯・防災に関する正しい知識の普及・啓発に努めていくことが大切です。

また、市では世帯員の身体状況等をまとめ、緊急時に必要な情報をまとめた「安心ポケット」の普及を図っていきます。

福祉施設については、防災訓練の実施などを通じて、日頃から防災体制の整備に努めることが大切です。

施策の方向

①－１ 防犯・防災に関する啓発

障がい者やその家族に対して防犯に関する正しい知識を普及・啓発し、電話の通話録音装置の活用等、意識の高揚を図ります。

地域において、住民、警察及び消防による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障がい者に対する防犯・防災に関する知識の普及とともに災害時における地域住民による障がい者への支援に関する知識の普及・啓発に努めます。

①－２ 防災訓練の実施

福祉施設での避難確保計画の作成及び避難訓練の支援など、日頃から防災体制の整備に努めます。

また、避難施設等において、新型コロナウイルス等の感染防止対策を行います。

②緊急時の情報提供、避難誘導體制の充実【重点取組】

現状と課題

障がい者は災害に対して弱い立場にあることから、避難誘導などが迅速かつ適切に行われるよう総合的な防災体制づくりを推進していく必要があります。

砺波市地域防災計画に基づき、各地区の自主防災組織を拠点として障がい者に対する地域ぐるみの防災対策、体制づくりも積極的に推進していく必要があります。

施策の方向**②－１ 地域での防災体制の充実**

防災体制の充実を図っていくためには、地域における人と人とのつながりが重要であることから、市、消防団、自主防災組織等は、日頃から障がい者に対する声かけ、見守り活動や防災訓練など地域における各種活動を通して、障がい者自らが地域に与っていき関与していくことができる環境づくりに努めます。また、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織等が避難に必要な情報の共有化を図るなど防災ネットワークを確立し、地域における防犯・防災対策を推進します。

また、福祉施設等を中心とした福祉避難所の確保を図り、障がい者等が安心して避難できる体制を整えます。

②－２ 緊急時の情報提供体制の整備（避難行動要支援者名簿の整備）

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、障がい者等の防災施策として要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられたことから、市では、名簿と地図情報をシステム化し、同意が得られた方の情報については、各地区に対し提供しています。引き続き名簿情報の更新を図るため、民生委員児童委員と連携し障がい者等の要支援者に分かりやすく説明し、名簿登載ができるよう啓発と理解を図ります。

また、自宅で急病等になった際、救急隊員等に過去の医療情報を提供するための「安心ポケット」の普及、啓発を防災訓練や市広報等により実施します。

②－３ 避難誘導體制の整備【重点取組】

災害発生時の円滑な避難誘導のため、避難行動要支援者名簿提出の同意が得られた方に対し、行政機関と地域の福祉関係者が連携し個別支援計画を作成するため、個人情報取り扱いに配慮しながら、障がい者一人ひとりに対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援方法の整備に努めます。

第5章

計画の推進

1 総合的な取組の推進

障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育、ボランティア、まちづくり、防災など広範囲な分野にわたることから、計画を着実に進めていくため、市の関係各課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な取組に努めていきます。

2 地域における関係団体、民間企業等との連携

障がい者の地域移行を進めるためには、相談支援事業を中心とした福祉サービスのネットワークの構築が必要不可欠であり、砺波地域障害者自立支援協議会をはじめとする関係機関・団体との連携を図ります。

また、就労支援などを進めるためには、障がい者の特性と企業のマッチングが重要であり、関係機関・団体や民間企業と連携しながら、計画の推進を図ります。

3 国・県の制度との調整

計画を推進するにあたっては、今後の国・県の制度の動向などが重要となるため、制度改正などの状況を踏まえて調整し、施策を展開していきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

市の関係各課をはじめ、本計画評価委員会、砺波地域障害者自立支援協議会において、毎年点検及び評価を受けて、計画の見直しや達成状況を確認していきます。

附 属 資 料

〔資料 1〕 砺波市福祉計画策定委員会等開催状況

1 策定委員会

	開催日時	開催場所
第 1 回	令和 2 年 9 月 9 日 (水) 午後 3 時 00 分～4 時 45 分	砺波市役所 3 階 小ホール
第 2 回	令和 2 年 12 月 23 日 (水) 午後 2 時 00 分～4 時 00 分	砺波市役所 3 階 小ホール

2 幹事会

	開催日時	開催場所
第 1 回	令和 2 年 11 月 16 日 (火) 午後 3 時 00 分～5 時 00 分	砺波市役所 3 階 小ホール

〔資料２〕 砺波市福祉計画策定の経過

年・月	策定委員会	アンケート・パブリックコメント等	地区懇談会等	策定作業（事務局）
R2 4月		・地域福祉計画 アンケート回収 (4月末)		・策定方針検討 ・策定計画確認 ・委員選考
5月	・市民公募委員2名募集 (市広報・市ホームページ等)	・障がい計画 アンケート回収 (5月末)		
6月	・策定委員の推薦依頼	・データ集計 ・データ分析		・現行計画の事業評価 を基に資料作成
7月				
8月	・策定委員決定	・庁内関係課 資料確認		
9月	・第1回策定委員会			・計画原稿（素案）作成
10月		・庁内関係課 資料確認	・障がい者団体 意見集約	
11月	・第1回幹事会			・計画原稿（素案）修正
12月	・第2回策定委員会			
R3 1月				
2月		・パブリックコメント 実施（1～15）		・計画原稿最終確認 ・議会全員協議会説明
3月				・計画書製本及び配布

〔資料3〕 砺波市福祉計画策定委員等名簿

1 策定委員

役職	所 属	役職等	氏 名
委員長 (第1号委員)	学識経験者 富山福祉短期大学	教 授	宮 嶋 潔
委 員 (第2号委員)	砺波市地区自治振興会協議会	会 長	井 上 五三男
委 員 (第2号委員)	砺波市老人クラブ連合会	会 長	平 井 宗 壽
委 員 (第2号委員)	砺波市ボランティア連絡協議会	会 長	清 澤 百合子
委 員 (第2号委員)	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	小 森 兼 重
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人砺波市社会福祉協議会	会 長	老 健
委 員 (第3号委員)	砺波市手をつなぐ育成会	会 長	大 屋 靖 久
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人たびだちの会 ワークハウスとなみ野	管理者	山 本 真由美
委 員 (第3号委員)	砺波保護区保護司会	会 長	寺 井 武 彦
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人 となみ野会 特別養護老人ホーム 砺波ふれあいの杜	施設長	浜 崎 浩 至
委 員 (第3号委員)	宗教法人善福寺 デイサービス聚楽	責任 役員	高 橋 香代子
委 員 (第4号委員)	砺波市教育委員会	委員長 職務代理者	林 克 彦
委 員 (第5号委員)	砺波医師会	会 長	藤 井 正 則
委 員 (第5号委員)	砺波市歯科医師会	会 長	田 守 徳 樹
委 員 (第6号委員)	砺波市福祉計画市民公募	委 員	今 井 智 子
委 員 (第6号委員)	砺波市福祉計画市民公募	委 員	小 野 麻 里

2 幹事会委員、事務局

No	所属・職名	氏 名
1	副市長	齊 藤 一 夫
2	福祉市民部長	黒 河 英 博
3	企画調整課長	高 畑 元 昭
4	総務課長	坪 田 俊 明
5	社会福祉課長	袴 谷 敏 実
6	高齢介護課長・地域包括支援センター所長	島 田 達 男
7	健康センター所長	中 田 実
8	庄川健康プラザ所長	川 島 ひとみ
9	市民課長	松 澤 由美子
10	生活環境課長	安 地 亮
11	商工観光課長	大 浦 信 雄
12	土木課長	栄前田 龍 平
13	都市整備課長	金 森 賢一郎
14	教育総務課長	河 合 実
15	こども課長	横 山 昌 彦
16	生涯学習・スポーツ課長	三 井 康 司
17	市立砺波総合病院総務課長	嶋 村 明
18	社会福祉協議会総務課長・地域福祉課長	藤 森 俊 行
事務局	社会福祉課主幹・地域福祉係長	朝 倉 由紀子
事務局	社会福祉課主幹・自立支援係長	小 竹 義 憲
事務局	高齢介護課主幹・介護・地域ケア係長	齊 藤 由香利

〔資料４〕 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条 この要綱は、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画及び砺波市障害者福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、その過程において幅広く関係者の意見等を反映させることにより、地域の特性に応じた事業展開に資するため、砺波市福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、福祉計画の策定に関し、必要に応じ市長に提言を行うものとする。（組織）

第３条 委員会は、１６名以内の委員をもって組織する。

（委員）

第４条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- （１） 学識経験者
- （２） 市民団体の関係者
- （３） 福祉団体の関係者
- （４） 教育の関係者
- （５） 医療の関係者
- （６） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第５条 委員の任期は、福祉計画の策定の日までとする。

（運営）

第６条 委員会に委員長を置く。

- ２ 委員長は、委員の互選により定める。
- ３ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- ４ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- ５ 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

（庶務）

第７条 委員会の庶務は、福祉市民部社会福祉課及び高齢介護課において処理する。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成１７年９月２７日から施行する。

附 則（平成２０年砺波市告示第５５号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年砺波市告示第１１７号）

この要綱は、平成２７年７月１３日から施行する。

第2編

第6期砺波市障がい福祉計画 第2期砺波市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的に策定するものです。また、平成30年度からは、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、「障害児福祉計画」を策定することとなりましたが、これは、国の基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の円滑な実施の確保を図るための計画であり、障がい福祉計画と一体のものとして策定するものです。

国においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい保健福祉制度の整備が行われています。

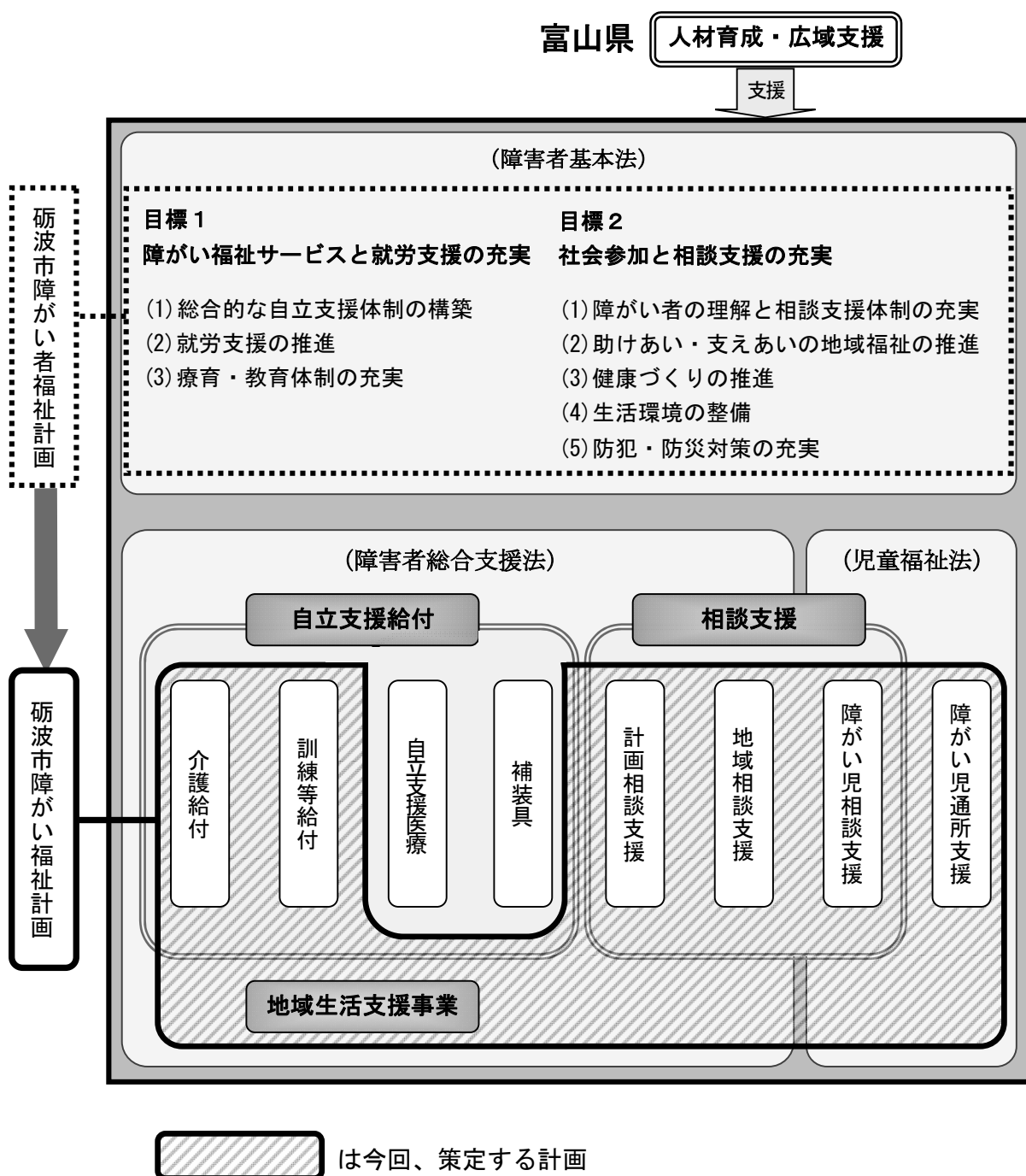
本市においては、これまで5期15年にわたって障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の確保に努めてきました。令和2年度をもって、第5期計画期間が終了することから、これまでの計画の見込量等に対する実績や、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など、本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえたうえで、障がい保健福祉施策の成果目標や活動指標、各サービス等の見込量及びその確保策を定めた第6期計画（令和3～5年度）を作成するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者等のための施策に関する基本的な計画として令和2年度に策定する「第3次砺波市障がい者福祉計画」のうち、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有し、3年ごとに見直しを図っていきます。

また、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画、砺波市子ども・子育て支援事業計画との調和を図っていきます。

■ 砺波市障がい福祉計画の位置付け



3 計画の基本理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）及び難病患者等を対象に、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整備し、障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の整備に努めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実と地域支援体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の充実を図ります。

さらに、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に努めます。

(6) 障がい福祉人材の確保

安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

4 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 必要とされる訪問系サービスの確保

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを確保します。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

地域生活を送る上で希望する障がい者等への生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター等の日中活動系サービスを確保します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図ります。

(4) **福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) **強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実**

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人数及び支援体制の現状を把握し、人材育成等を通じた支援体制の整備を図ります。

(6) **依存症対策の推進**

地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を進めます。

5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) **相談支援体制の構築**

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携に努める必要があります。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターと連携して、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実を図ります。

(2) **地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保**

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) **協議会の設置等**

障がい者等の実態把握、障がい者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を図るため、砺波地域障害者自立支援協議会から、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を受けます。

6 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) **地域支援体制の構築**

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援が、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できる支援体制の整備を進めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策と連携を図ります。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策と連携を図るとともに、子育て支援担当部署や保健医療担当部署との連携体制の確保に努めます。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校や障がい福祉サービスを提供する事業所等と連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域の人数やニーズ及び支援体制の現状を把握するとともに、地域資源の開発を行いながら、障がい児支援等の充実を図ります。

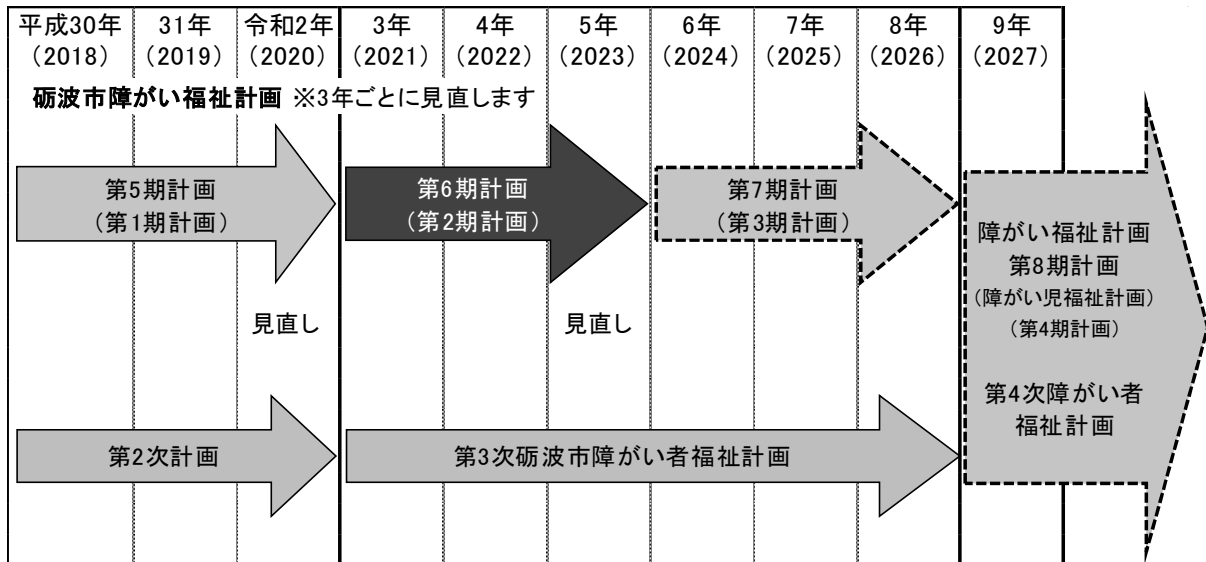
(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を進めます。

7 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

令和5年度を目標年度として位置付け、数値目標を設定し、計画を策定します。



8 計画の策定体制

(1) 砺波市障がい福祉計画策定委員会

障がい者団体を始め、学識経験者、市民団体、行政・教育・医療・福祉関係団体、福祉関係事業所等からの推薦等で構成する16人の策定委員で計画内容を審議しました。

(2) 庁内検討組織

各分野の課長等で構成する幹事会（18人）で計画原案を検討しました。

(3) 市民ニーズの反映

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び手帳を持たずに障がい児通所支援等を利用する2,481人のうち800人に対して「障がい福祉に関するアンケート調査」を行い、423人の方から回答がありました。

このアンケートの結果から、福祉サービスのニーズ等の分析を行い、計画のサービス見込量に反映しました。

また、今回のアンケート結果は、「障がい者福祉計画」の評価・見直しにも利用します。

I 調査概要

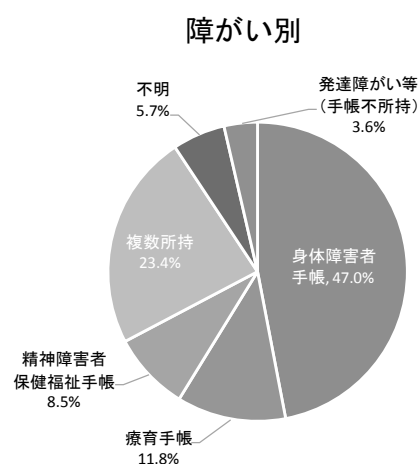
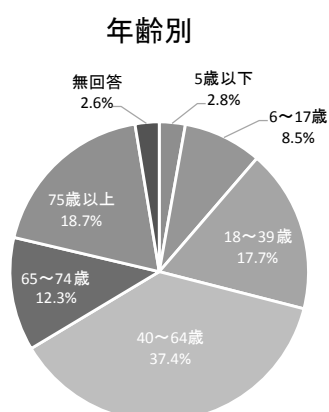
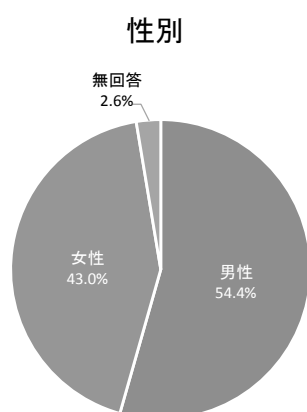
- ① 調査対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している砺波市民または、障がい福祉サービス利用中の施設等入所者及び手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している者

- ② 対象者数 手帳所持者 2,434 人（重複障がい調整後の実数）中 776 人
手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している者 47 人中 27 人
計 800 人
- 内訳 ・ 65 歳未満の中から無作為抽出 600 人
身体 252 人、知的 219 人、精神 143 人
（重複障がい者があるため合計は一致しない）
・ 65 歳以上の中から無作為抽出 200 人
身体 191 人、知的 5 人、精神 4 人
・ 施設等入所者等 26 人（再掲）
- ③ 調査方法 郵送返送方式
- ④ 調査期間（令和 2 年 5 月 1 日基準日）
令和 2 年 5 月 8 日から 5 月 31 日まで
- ⑤ 回収結果 回収数 423 人 回収率 52.9%

＜性別、年齢、手帳等の種類別回答者数＞

単位：人（％）

		回答者数	手帳等の種類別					
			身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	複数所持	不明	発達障がい等 (手帳不所持)
全体		423 (100.0)	199 (47.0)	50 (11.8)	36 (8.5)	99 (23.4)	24 (5.7)	15 (3.6)
性別	男性	230 (100.0)	100 (43.5)	26 (11.3)	19 (8.2)	60 (26.1)	14 (6.1)	11 (4.8)
	女性	182 (100.0)	93 (51.1)	24 (13.2)	16 (8.8)	37 (20.3)	8 (4.4)	4 (2.2)
	無回答	11 (100.0)	6 (54.5)	－ (－)	1 (9.1)	2 (18.2)	2 (18.2)	－ (－)
年齢	5歳以下	12 (100.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	－ (－)	4 (33.4)	－ (－)	6 (50.0)
	6～17歳	36 (100.0)	4 (11.1)	10 (27.8)	1 (2.8)	14 (38.9)	1 (2.8)	6 (16.6)
	18～39歳	75 (100.0)	10 (13.3)	22 (29.3)	8 (10.7)	31 (41.3)	2 (2.7)	2 (2.7)
	40～64歳	158 (100.0)	76 (48.1)	12 (7.6)	27 (17.1)	35 (22.2)	7 (4.4)	1 (0.6)
	65～74歳	52 (100.0)	44 (84.6)	1 (1.9)	－ (－)	5 (9.6)	2 (3.9)	－ (－)
	75歳以上	79 (100.0)	59 (74.7)	3 (3.8)	－ (－)	7 (8.9)	10 (12.6)	－ (－)
	無回答	11 (100.0)	5 (45.4)	1 (9.1)	－ (－)	3 (27.3)	2 (18.2)	－ (－)



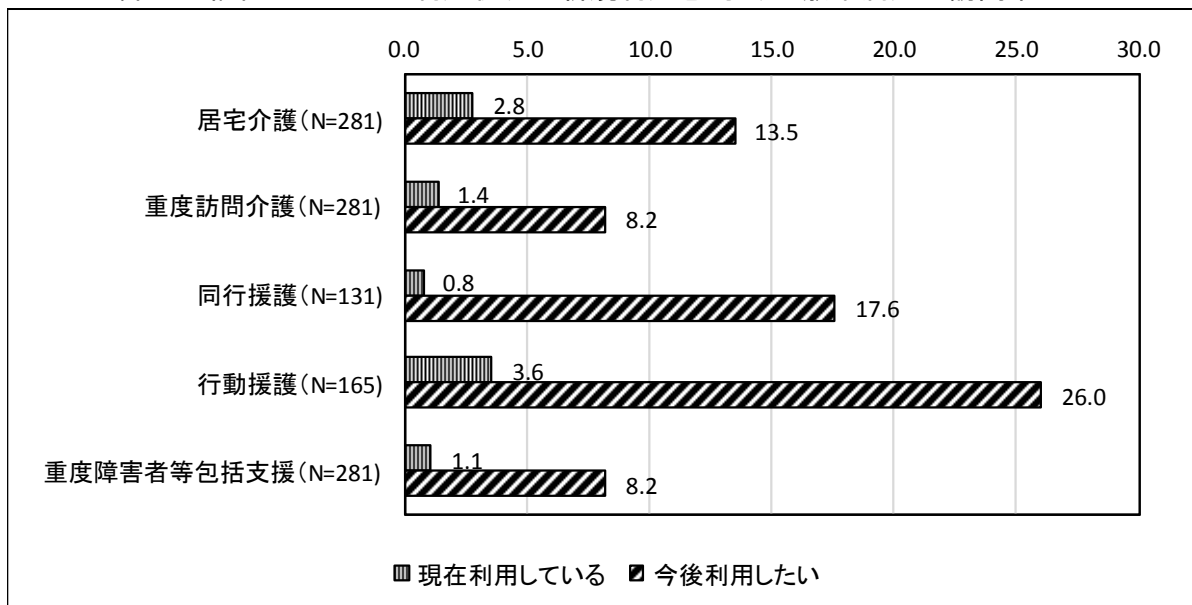
Ⅱ 障がい福祉サービスの利用意向の集計結果

障がい福祉サービスのニーズについては、サービスごとに現在の利用状況と利用していない場合、今後利用したいかを尋ねました。以下においては、65歳未満の281人の回答を抽出して集計しました。

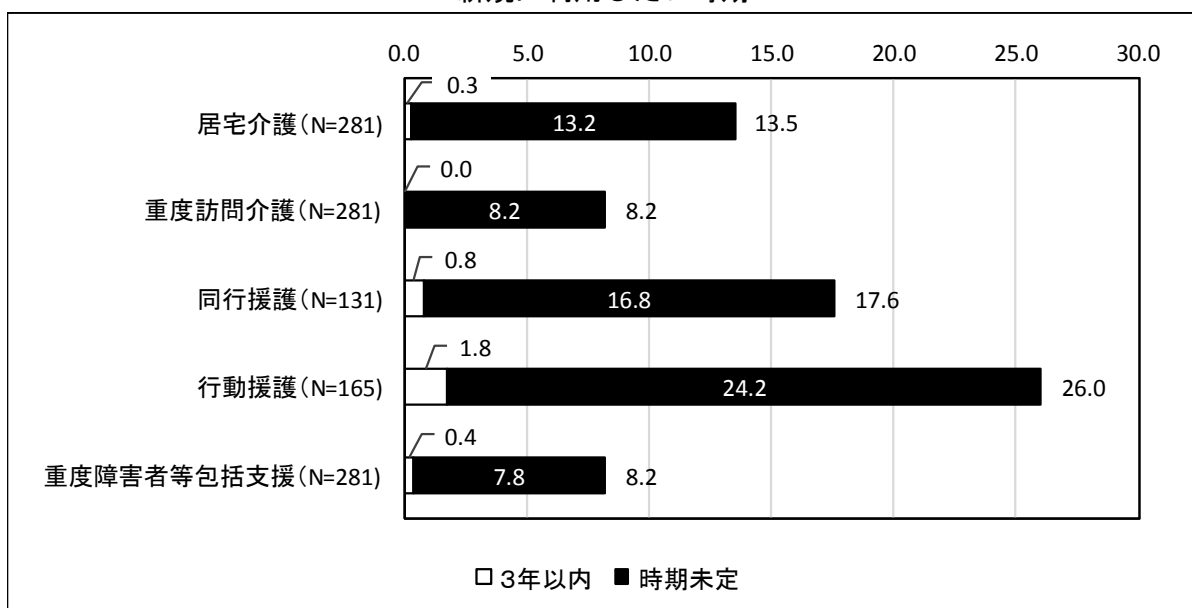
＜訪問系サービス＞

同行援護は、身体障害者手帳所持者、行動援護は療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者を集計対象としました。訪問系サービスでは、現在の利用状況は行動援護の利用が3.6%で最も多く、新規の利用意向は行動援護で26.0%、同行援護で17.6%あります。また、3年以内の利用意向は行動援護で1.8%となっています。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）＜訪問系＞



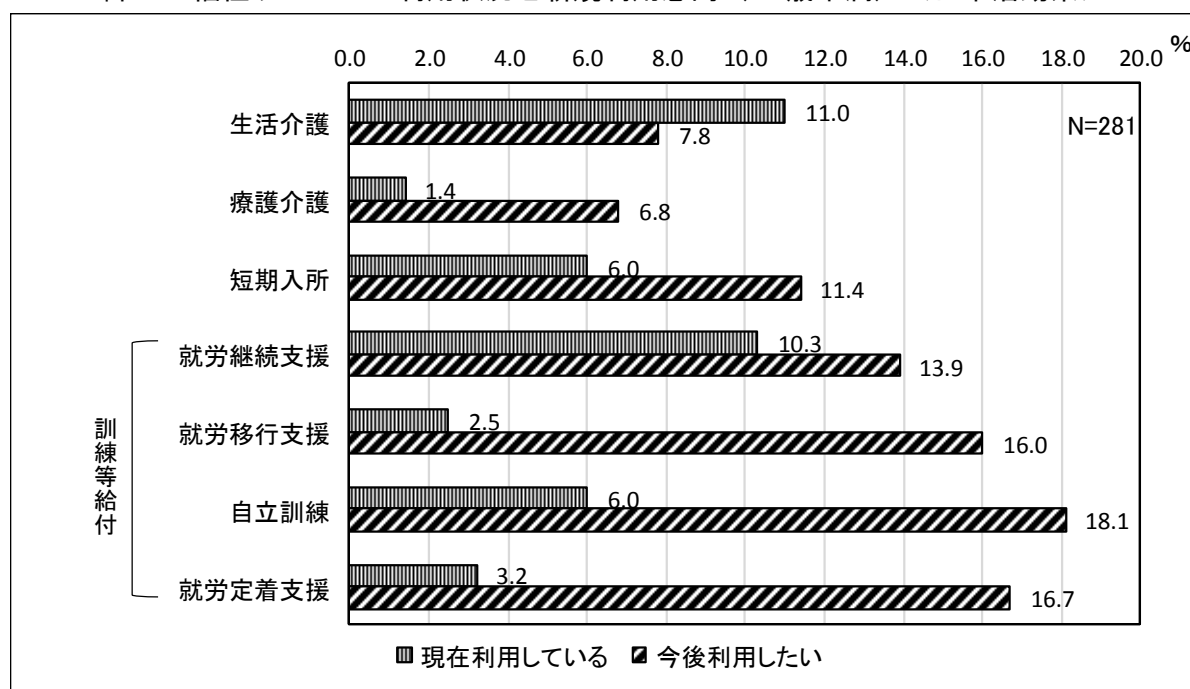
新規に利用したい時期



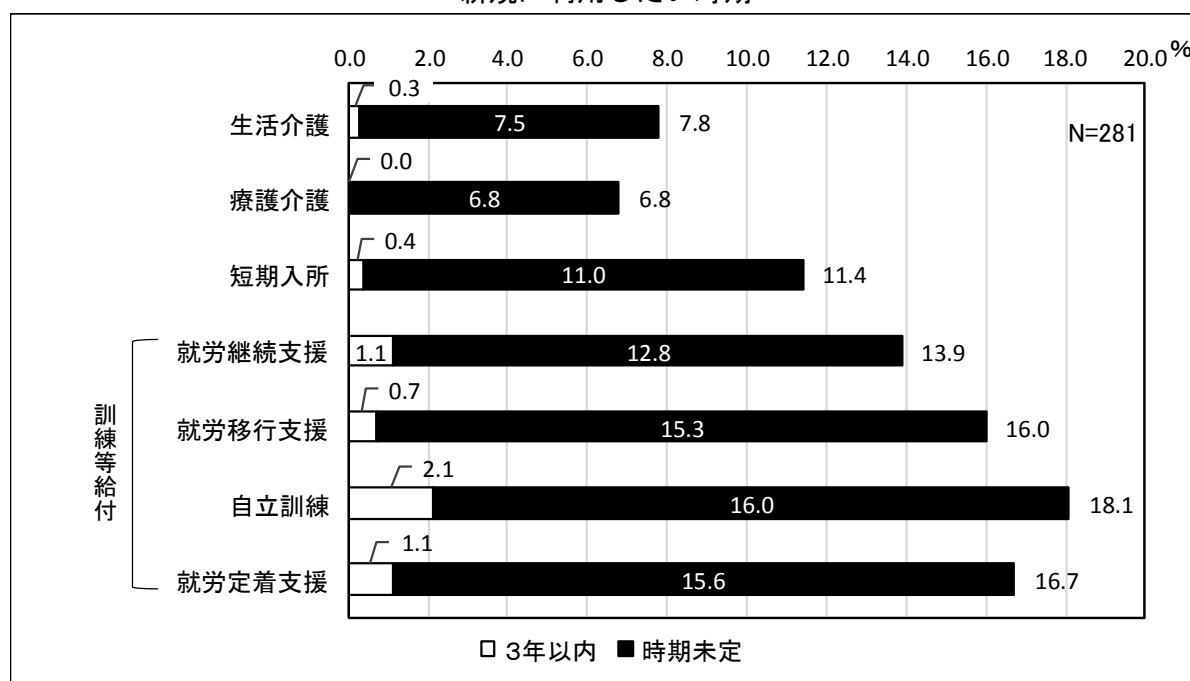
＜日中活動系サービス＞

日中活動系サービスでは、訓練等給付がいずれも10%以上の利用意向があり、3年以内の利用意向では自立訓練が2.1%と最も多くあります。就労定着支援については、既存の事業の中で同様の支援が一定程度行われており、この事業に限らず、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは高いと言えます。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）＜日中活動系＞



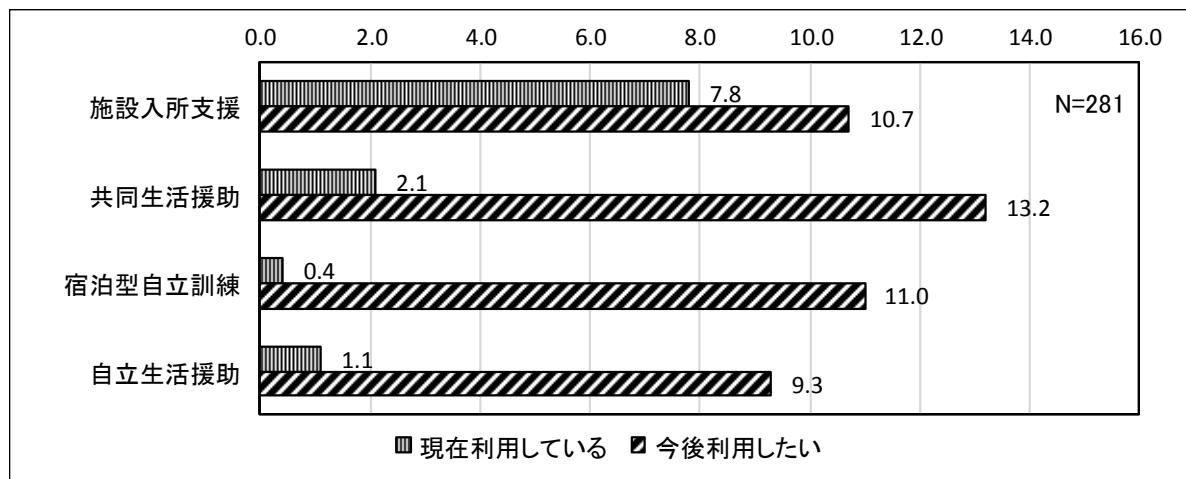
新規に利用したい時期



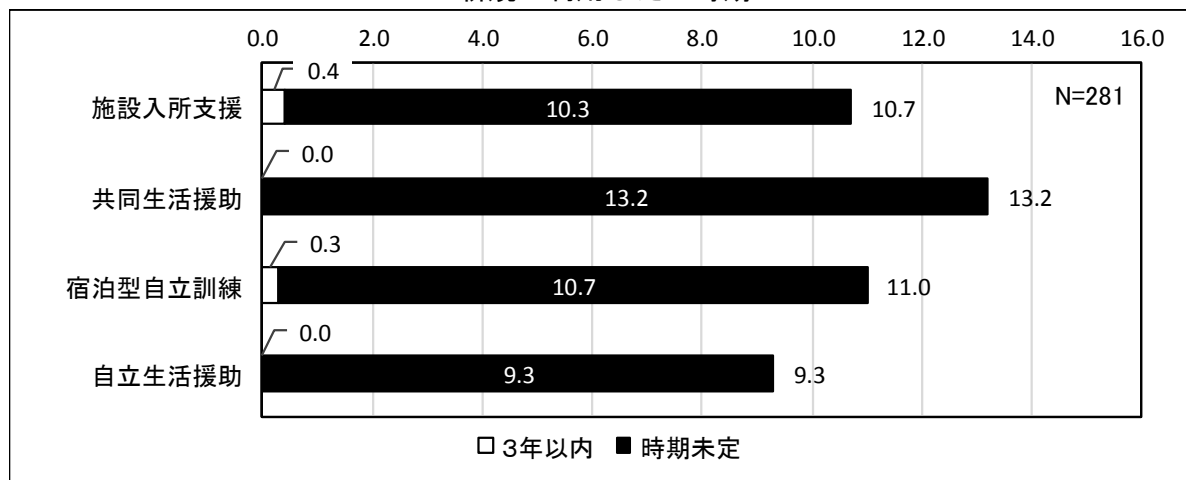
＜居住系サービス＞

居宅系のサービスについては、共同生活援助の利用意向が13.2%と最も高く、次いで宿泊型自立訓練の利用意向が11.0%となっています。3年以内の利用意向は、最も高い施設入所支援で0.4%となっています。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）＜居住系＞



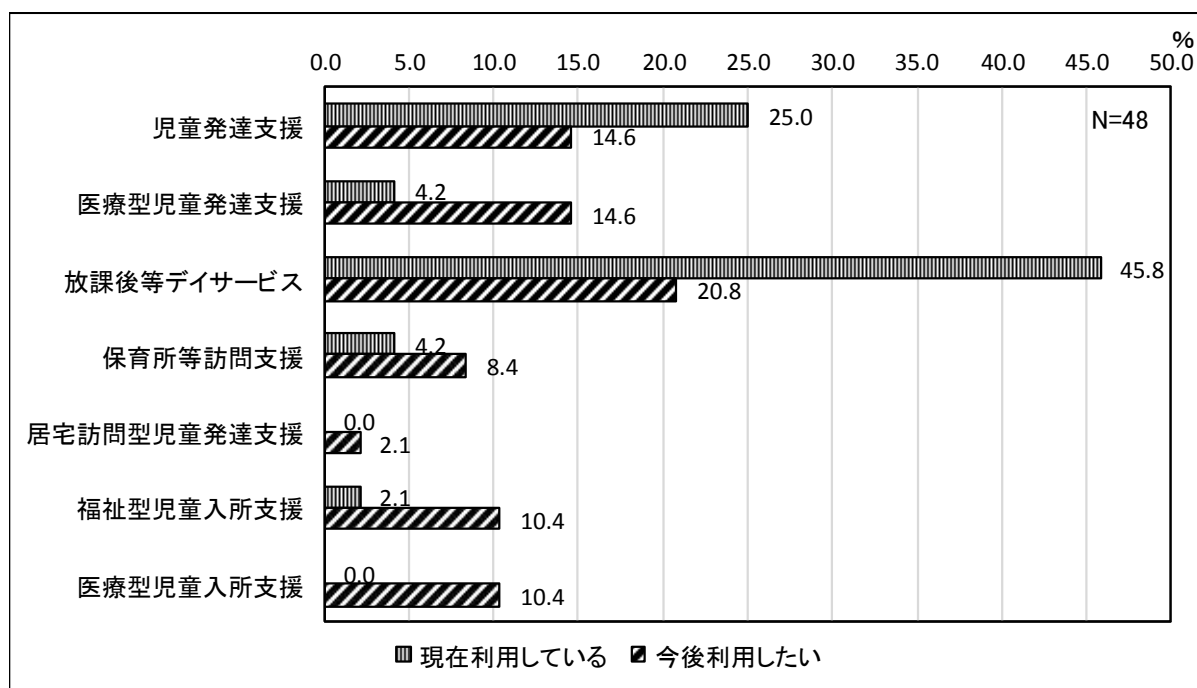
新規に利用したい時期



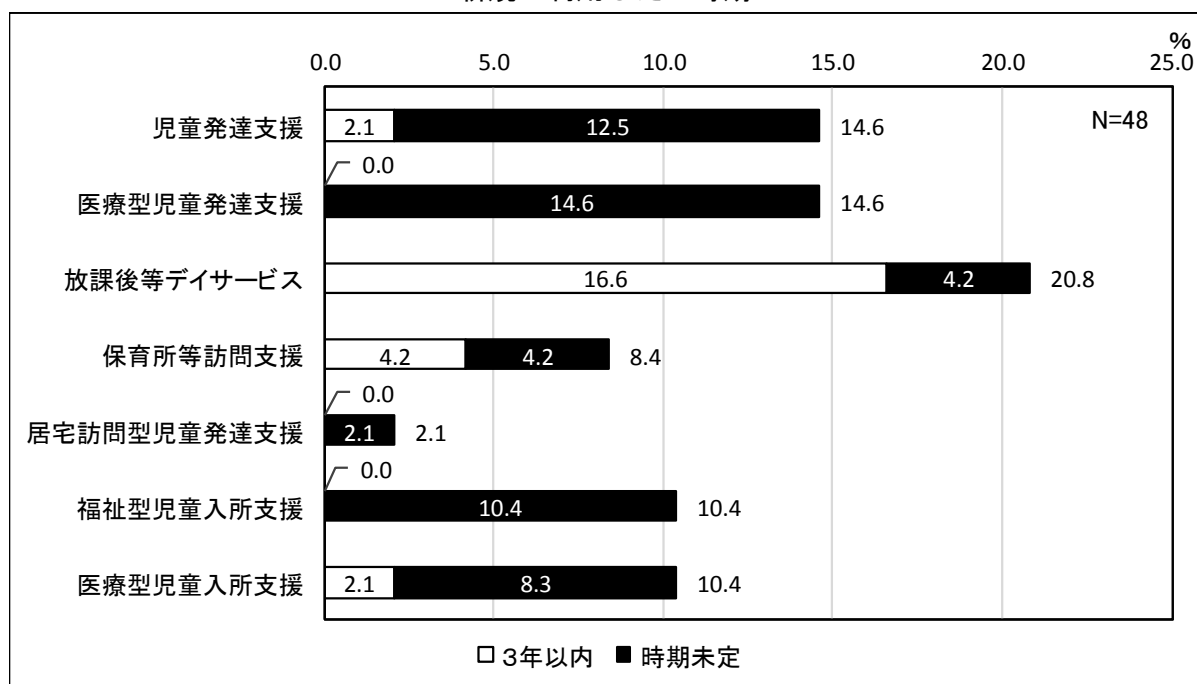
＜障がい児支援サービス＞

18歳未満の児童のサービスについては、アンケートに回答した18歳未満の児童の保護者48人のうち、現在の利用状況は、放課後デイサービスの利用が45.8%、児童発達支援の利用が25.0%と高く、今後の利用意向は、放課後等デイサービスが20.8%、児童発達支援が14.6%となっています。さらに3年以内の利用意向については放課後等デイサービスが16.6%と高くなっています。

障がい児支援サービスの利用状況と新規利用意向（18歳未満）



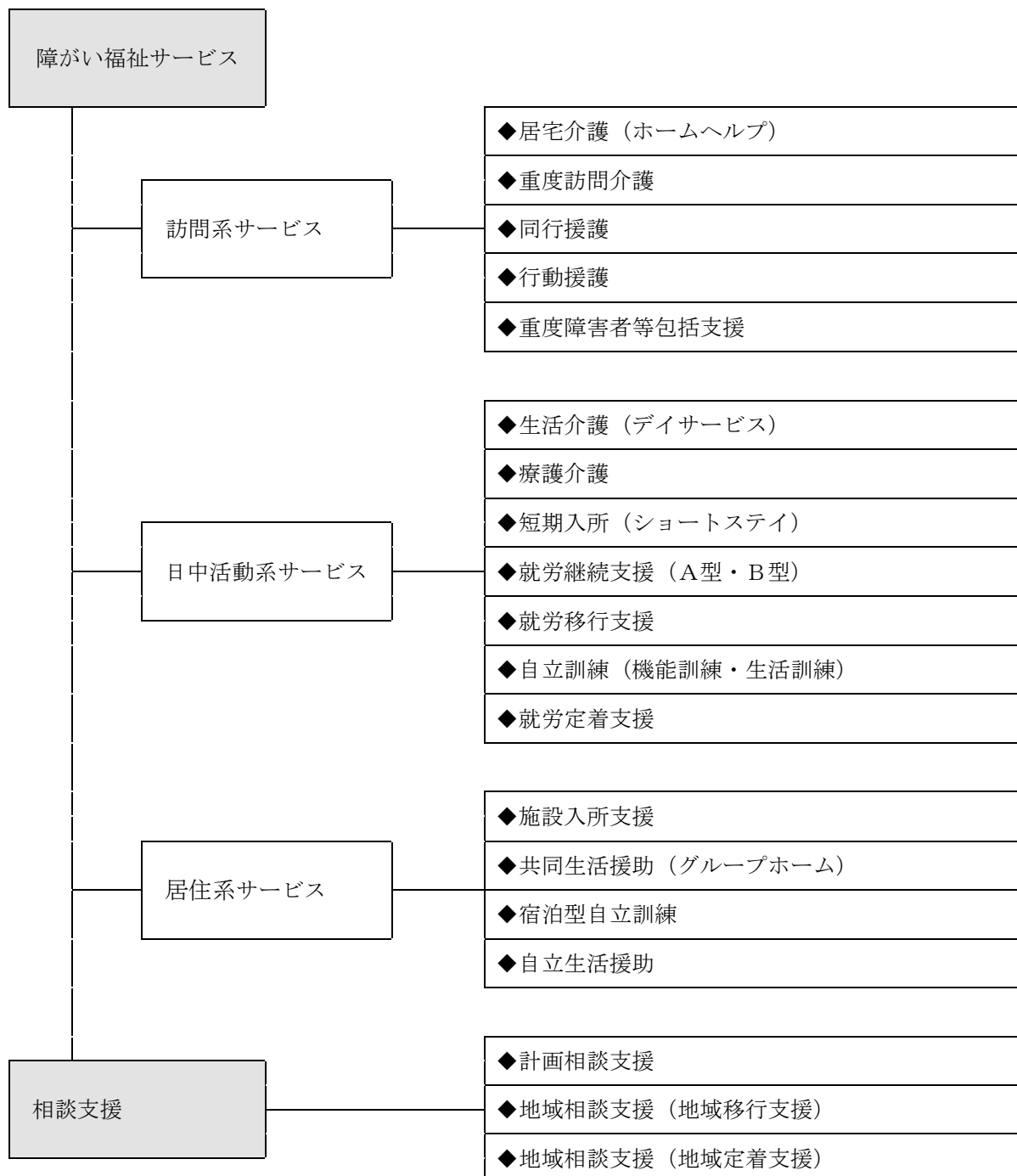
新規に利用したい時期

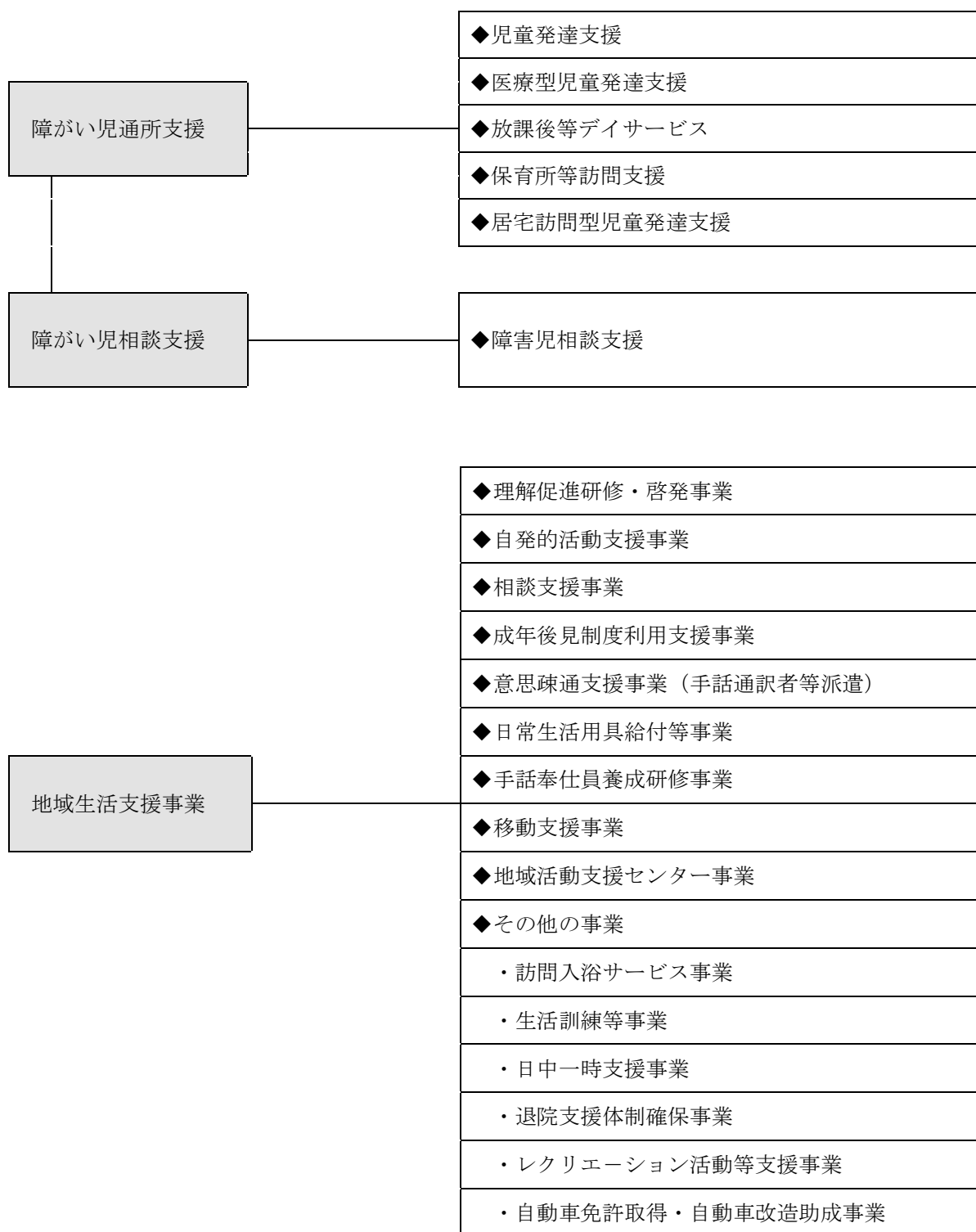


9 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がい者等の個々の障がい程度や勘案すべき事項（介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）を踏まえ個々に支給決定が行なわれる「障がい福祉サービス」及び「相談支援」と、利用者の状況に応じて市町村の創意工夫により柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

また、児童福祉法に基づき、障がい児を対象として市が提供するサービスには「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」があります。なお、「障害児入所支援」の実施主体は県となっています。





第2章

令和5年度の数値目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画において、必要な障がい福祉サービス、障がい児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業等の提供体制確保に係る事項について数値目標を設定します。

目標値の設定にあたっては、サービスの利用実態や令和2年度末までの実績見込み、県が示した積算の考え方及び「障がい福祉に関するアンケート調査」の結果から、福祉サービスのニーズ等の分析を行い、計画のサービス見込量（推計）に反映しました。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

地域生活の場として必要となるグループホーム等については、設置を推進する社会福祉法人等に対して必要な支援を行います。また、地域での日中活動の場として、生活介護、自立訓練等のサービスを確保します。

■＜第5期計画＞実績見込み

地域生活移行者数についての第5期の実績値は、平成29年度から令和2年度までの4年間で7人（平成28年度末時点の施設入所者数73人に対して9.6%）の見込みであり、目標を達成しています。受け皿となるグループホームについては、砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）（※）内で施設整備が進みましたが、入所者の高齢化、重度化が進むなか、さらなる地域生活への移行の推進には、地域で支える体制づくり（地域生活支援拠点等の整備など）が必要です。

また、施設入所者数の削減については目標（国の基本指針2%以上）を達成する見込みです。

※ 圏域：県が設定する障害保健福祉圏域。富山県には富山圏域、高岡圏域、新川圏域、砺波圏域の4圏域があり、砺波圏域は、砺波市、小矢部市、南砺市の3市で構成

項 目	令和2年度末（H30～R2 合計） 【第5期目標値】	令和2年度末実績見込 （H30～R2 合計）
福祉施設入所者の 地域生活移行者数	7人（9.6%）	7人（9.6%）

項 目	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
平成28年度末時点の施設入所者数 (A)	73 人	
施設入所者数 (B)	71 人	71 人
令和2年度末の減少見込 (A-B)	2 人 (2.7%)	2 人 (2.7%)

■＜第6期計画＞目標値

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者のうち、10人（13.9%）が地域での生活に移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所者数72人から3人（4.2%）減少することを目指します。

【国の基本指針】

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上を削減することを基本とする。

項 目	数 値	考え方
【第6期目標値】 令和5年度末までの 地域生活移行者数	10 人 (13.9%)	施設入所から住まいの場をグループホーム等へ移行する者の数（割合：10人÷72人）

項 目	数 値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	72 人	令和元年度末時点
令和5年度末の施設入所者数 (B)	69 人	令和5年度末時点
【第6期目標値】 令和5年度末の減少見込 (A-B)	3 人 (4.2%)	入所者の減少見込み者数 (割合：3人÷72人)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）では、富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関と調整しながら、砺波地域障害者自立支援協議会に保健、福祉関係者による協議の場を設置しました。今後は、地域全体の目標や課題を共有しながら、より強力な連携体制を取っていきます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率について、県が目標値を設定します。

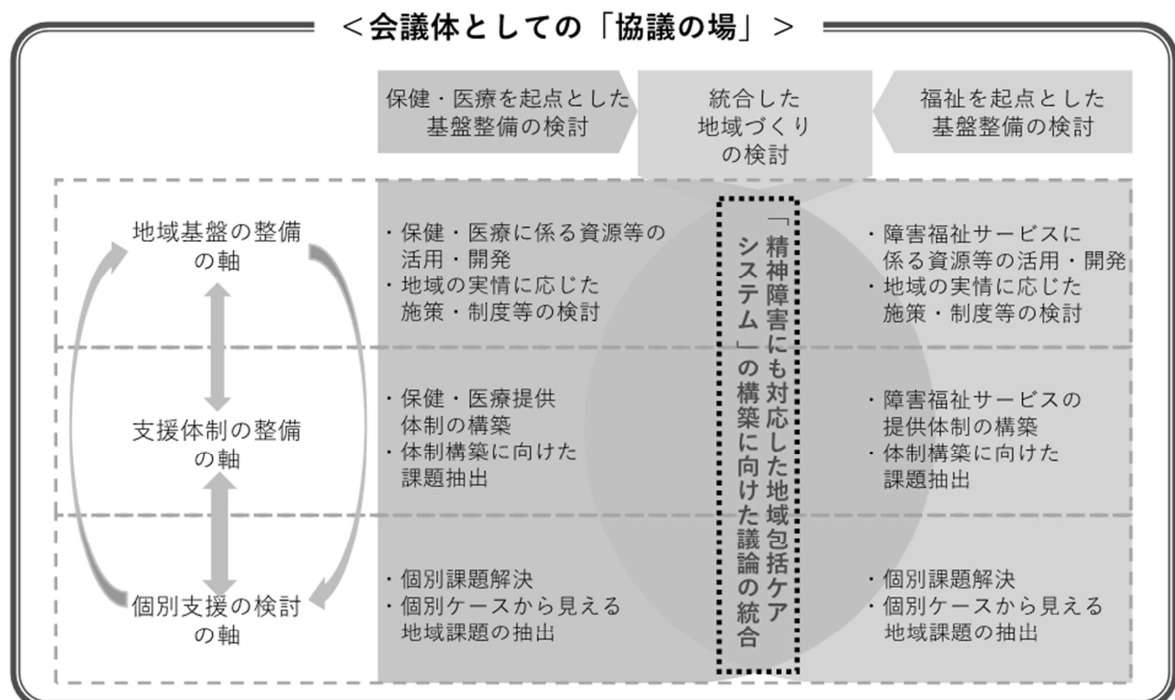
なお、県が算定した本市の令和5年度末の「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（サービス利用者数）」は21人（平成26年度末からの10年間の累計）であり、これを勘案して後述の「障がい福祉サービス等のサービス見込量」に反映させています。

【国の基本指針】

令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が示す式により算出される患者数を基本とする。

令和5年度における精神病床における早期退院率を、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。



出典：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータルサイトより「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（2019年度版）」

3 地域生活支援拠点等有する機能の充実

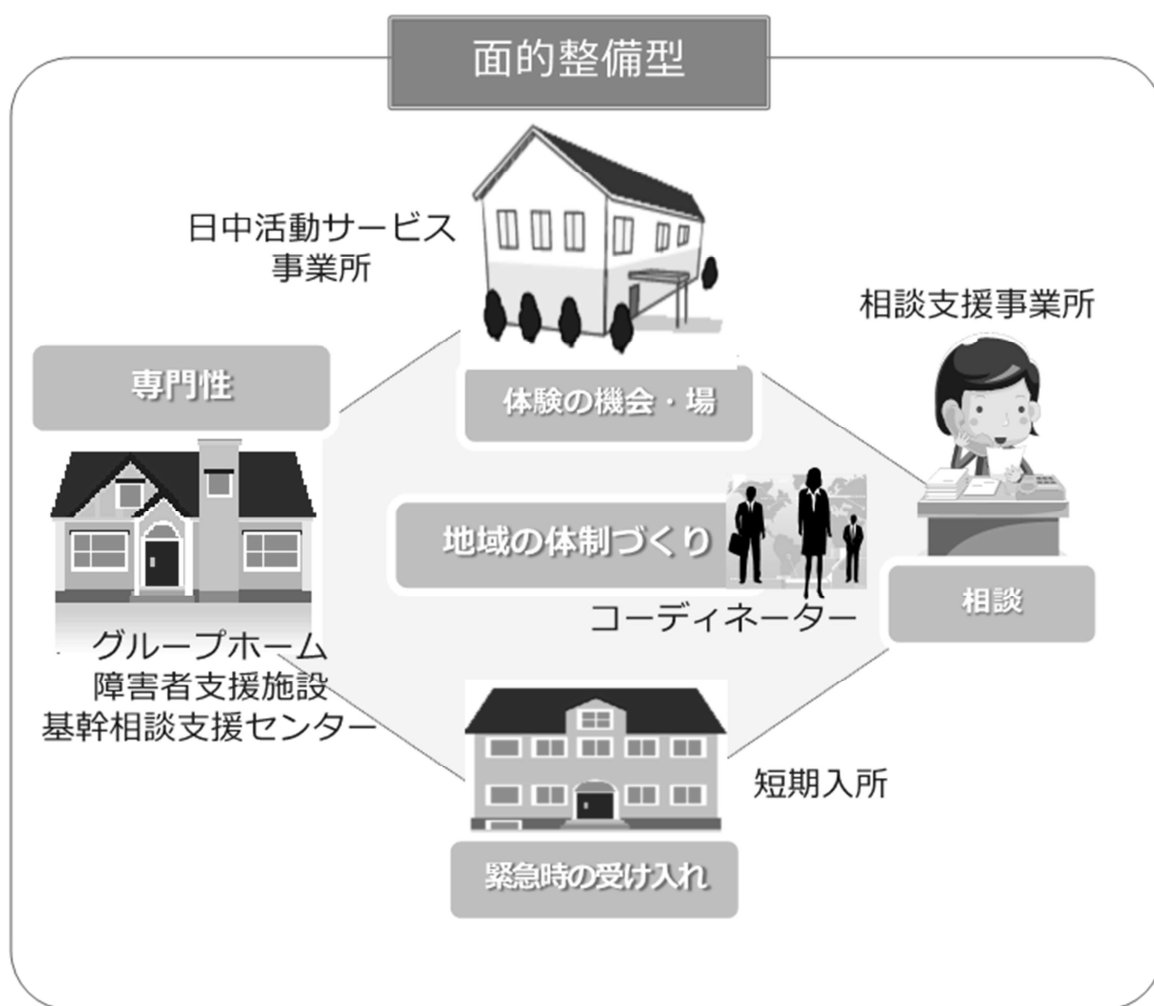
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活を支援する機能（※）として、砺波圏域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」という。）を、圏域で整備しました。

今後は、機能充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を行っていきます。

※ 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイによる緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うもの

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点等又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。



出典：厚生労働省「地域生活拠点等整備促進のための全国担当者会議（平成28年12月12日）」資料

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労を目指す障がい者を支援するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと各事業所が連携し、一般企業への就労を促進するための障害者トライアル雇用事業や職場適応訓練など障がい者のニーズに応じたきめ細やかな就労支援体制の構築に努めます。

また、国等の各種助成制度の支給期間満了後も継続雇用する事業主に対し、市独自に障害者雇用奨励金の制度を設けるなど、就労後の定着支援にも努めてきたところですが、就労定着支援事業の推進など、今後も職場定着への支援の取組を行っていきます。

■＜第5期計画＞実績見込み

令和2年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人数は、目標値6人に対し1人、17%の達成見込となっています。また、令和2年度の就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末利用者数の12人より25%以上の増加を目標としましたが、6人と減少する見込みです。

これは、就労移行支援事業を経ずに直接A型事業所を利用する人が増加し、就労移行支援事業所の利用者が減少しているためと考えられます。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所の割合は、利用者が通所した5施設のうち1か所、20%であり、目標の50%に達していません。

項 目	平成28年度 一般就労移行者数	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
一般就労移行者数	2人	6人	1人

項 目	平成28年度末 就労移行支援事業 利用者数	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
就労移行支援事業の利用者数 (増加率)	12人	15人(25%増)	6人(50%減)

項 目	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所の割合	50%	20%

項 目	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%	50%

■＜第6期計画＞目標値

令和5年度中の福祉施設等から一般就労への移行者数を令和元年度の一般就労への移行実績6人の1.5倍とし、年間9人とします。

うち、就労移行支援事業は1.5倍の3人、就労継続支援A型事業は1.33倍の4人、就労継続支援B型事業は2倍の2人の利用を目指します。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用すること、また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを、それぞれ目指します。

【国の基本指針】

令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、一般就労に移行する者の数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととする。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	6 人	令和元年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数	9 人	令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.5倍】

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の就労移行支援事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	2 人	令和元年度において、就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労移行支援事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	3 人	令和5年度において、就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.5倍】

項 目	数 値	考え方
令和元年度の就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	3人	令和元年度において、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	4人	令和5年度において、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.33倍】

項 目	数 値	考え方
令和元年度の就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	1人	令和元年度において、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	2人	令和5年度において、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの2倍】

項 目	数 値	考え方
【第6期目標値】令和5年度に就労定着支援事業を利用して一般就労に移行する者の割合	70%	令和5年度において就労定着支援事業を利用して一般就労に移行する者の割合

項 目	数 値	考え方
【第6期目標値】令和5年度の就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%	就労移行支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所の割合

5 障がい児支援の提供体制の整備等

市においては、児童発達支援センター「わらび学園」が砺波広域圏（砺波市・南砺市）内に設置されており、保育所等訪問支援も実施しています。今後は、砺波圏域（砺波市・小矢部市・南砺市）の障がい児等の中核的な療育支援施設として、機能拡充を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、圏域内にないため、事業所に開設について働きかけ、令和5年度末までに1か所設置することを目指します。

また、砺波地域障害者自立支援協議会に設置した医療的ケア児（※）支援のための協議の場及び圏域に配置した医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心に医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等との連携に努めます。

※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいいます。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及び、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

市町村単独での設置や確保が困難な場合には、圏域での設置や確保で差し支えない。

項 目	数 値 【第6期目標値】	考え方
児童発達支援センターの設置数	1 か所	砺波圏域に設置済み（「わらび学園」）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	○	砺波圏域に構築済み（「わらび学園」）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	令和5年度末までに砺波圏域に設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 か所	令和5年度末までに砺波圏域に設置
医療的ケア児支援のための関係機関等の連携を図るための協議の場	○	砺波地域障害者自立支援協議会（障害児部会）に設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	○	砺波圏域内の各相談支援事業所等に配置済み

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和2年5月に設置した砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保していきます。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針（別表第一の九）に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項 目	数 値 【第6期目標値】	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	○	基幹相談支援センターにおいて実施

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握と障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行うとともに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、基本指針（別表第一の十）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項 目	数 値 【第6期目標値】	考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○	令和5年度末までに構築

8 障がい福祉サービス等のサービス見込量

(1) 訪問系サービス

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施する「居宅介護（ホームヘルプ）」等のサービスがあり、各サービスの内容は次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 (ホームヘルプ)							
重度訪問介護	利用者数	33人	28人	37人	27人	40人	32人
同行援護							
行動援護	利用量(※)	467時間	497時間	527時間	528時間	563時間	629時間
重度障害者等 包括支援							

※ 利用量＝利用者数×1人当たりの利用量

■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)				
重度訪問介護	利用者数	34人	36人	38人
同行援護				
行動援護	利用量(※)	666時間	705時間	745時間
重度障害者等 包括支援				

※ 利用量＝利用者数×1人当たり利用量

■サービス見込量を確保するための方策

障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。居宅介護（ホームヘルプ）については、精神障がい者の退院後の生活を支援するための利用や高齢者の介護保険サービスと併給しての利用等が増えてきており、必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、相談支援事業所等と連携を図り、適切なサービス提供に努めます。

また、同行援護や行動援護等については、サービス内容や対象者などについて情報提供を行うとともに、サービス事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中の活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施する「生活介護」等のサービスと、「訓練等給付」として実施する「自立訓練（機能訓練）」等のサービスがあり、各サービスの内容は次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名		内 容
介 護 給 付	生活介護 （デイサービス）	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者又は難病等対象者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型＝雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結んで就労の場を提供します。
	就労継続支援 （B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が困難になった人、就労移行支援事業を利用したが、就労継続支援B型の利用が適当と判断された人を対象とします。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護 （デイサービス）	利用者数	131人	126人	133人	121人	135人	121人
	利用延日数	2,470日	2,223日	2,527日	2,273日	2,565日	2,384日
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	利用延日数	8日	0日	8日	0日	8日	0日
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	7人	4人	8人	1人	9人	2人
	利用延日数	77日	59日	88日	19日	99日	16日
就労移行支援	利用者数	13人	12人	14人	8人	15人	6人
	利用延日数	299日	171日	322日	128日	345日	78日
就労継続支援 （A型）	利用者数	68人	61人	75人	59人	79人	74人
	利用延日数	1,564日	1,176日	1,725日	1,222日	1,817日	1,384日
就労継続支援 （B型）	利用者数	59人	62人	60人	61人	61人	72人
	利用延日数	1,003日	1,042日	1,020日	1,049日	1,037日	1,210日
就労定着支援	利用者数	2人	2人	3人	2人	4人	2人
療養介護	利用者数	16人	16人	17人	16人	17人	17人
短期入所 （福祉型）	利用者数	25人	13人	29人	10人	33人	11人
	利用延日数	125日	115日	145日	86日	165日	87日
短期入所 （医療型）	利用者数	4人	2人	4人	4人	4人	2人
	利用延日数	20日	16日	20日	24日	20日	6日

■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護 （デイサービス）	利用者数	122人	123人	124人
	利用延日数	2,415日	2,435日	2,455日
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	1人	1人	1人
	利用延日数	8日	8日	8日
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	3人	5人	7人
	利用延日数	45日	75日	105日
就労移行支援	利用者数	7人	8人	8人
	利用延日数	91日	104日	104日
就労継続支援 （A型）	利用者数	75人	76人	77人
	利用延日数	1,400日	1,420日	1,440日
就労継続支援 （B型）	利用者数	73人	74人	75人
	利用延日数	1,226日	1,244日	1,262日
就労定着支援	利用者数	3人	4人	5人
療養介護	利用者数	17人	17人	18人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	12 人	13 人	14 人
	利用延日数	96 日	104 日	112 日
短期入所 (医療型)	利用者数	4 人	4 人	4 人
	利用延日数	20 日	20 日	20 日

■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等が地域で安心して生活するために、日中活動の場の充実を図ります。また、相談支援事業者等と連携して、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者がサービスを受けられるよう事業者情報等を提供します。

令和2年12月末現在、市内で日中活動系サービスを提供する事業所は、生活介護が12か所、就労移行支援が1か所、就労継続支援A型が4か所、就労継続支援B型が3か所となっています。

生活介護については、サービス提供事業所12か所のうち10か所が障がい福祉サービスの基準該当事業所(※)として、介護保険のデイサービス事業所が実施しており、今後も事業所の確保に努めます。

就労移行支援や就労継続支援に関しては、砺波地域障害者自立支援協議会をはじめ、地域の関係機関や団体と連携しながら雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保についても留意します。

就労定着支援については、障害者就業・生活支援センター等が同様の支援に取り組むとともに、就労移行支援事業所等によるサービス提供体制の整備に努めます。

短期入所については、今後も身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

※ 基準該当事業所とは、介護保険のデイサービス事業所等の指定事業所などで、市が障がい福祉サービスの基準を満たすと認める事業所

(3) 居住系サービス

住まいの場となる「居住系サービス」には、「介護給付」として実施する「施設入所支援」と、「訓練等給付」として実施する「共同生活援助（グループホーム）」等があり、各サービス内容は次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名		内 容
介護給付 訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する障がい者等につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がい者等につき、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居（※）があります。
	宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者を対象に、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練や支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、地域生活の支援を行います。利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

※ 入居定員を1人とするサテライト型住居については、単身等で生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
施設入所支援	73人	70人	72人	72人	71人	71人
共同生活援助 （グループホーム）	36人	38人	39人	39人	42人	43人
宿泊型自立訓練	7人	2人	8人	1人	9人	1人
自立生活援助	2	0人	2人	0人	3人	0人

■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	71人	70人	69人
共同生活援助 （グループホーム）	44人	44人	44人
宿泊型自立訓練	2人	2人	2人
自立生活援助	1人	1人	1人

■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等の地域移行を促進するためには、共同生活援助（グループホーム）を中心とした住まいの場の確保が重要です。市内には、令和2年12月末現在、共同生活援助（グループホーム）6か所と宿泊型自立訓練1か所がありますが、今後も入所施設等からの地域生活への移行の受け皿として、また、障がい者等やその親の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、親なき後の自立を支援する受け皿として、グループホームの整備に対して支援し、住まいの場の確保に努めます。

自立生活援助については、施設等からの地域移行者に限らず、地域での一人暮らしを希望する障がい者を広く支援できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

また、施設入所支援については、サービスが必要な障がい者等が継続して利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

障がい者等の自立した生活を支え、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者等の計画相談支援を提供します。

また、障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域移行・地域定着支援の個別給付化により、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った支援を提供します。

■サービスの内容

サービス名	内 容
計画相談支援	○サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	56人	75人	58人	85人	60人	82人
地域相談支援 （地域移行支援）	2人	1人	2人	0人	2人	0人
地域相談支援 （地域定着支援）	2人	0人	2人	1人	3人	0人

■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	84人	86人	88人
地域相談支援 （地域移行支援）	2人	2人	2人
地域相談支援 （地域定着支援）	1人	2人	2人

■サービス見込量を確保するための方策

障がい福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成が必須となっています。その人の障がい特性やニーズを十分把握した上で、さまざまな福祉サービスを組み合わせることで、切れ目のない支援が行えるよう、利用者等への情報提供を行います。

また、砺波地域障害者自立支援協議会を通じ、地域の事業者等との連携を図るとともに、砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援の質の向上や相談支援体制の強化に努めます。

9 児童福祉法による障がい児支援のサービス見込量

児童福祉法に基づく、障がい児を対象とした通所サービスについて、見込量やその確保策を定めるものです。障害者総合支援法に基づく居宅サービスと一体的に利用することができます。なお、入所サービスは「障害児入所支援」として県が実施主体となっています。

■サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な子どもに対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	○障害児支援利用援助 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

施設種別	内 容
児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施する施設です。

■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用者数	44人	40人	46人	34人	48人	36人
	利用延日数	572日	421日	598日	367日	624日	407日
医療型児童発達支援	利用者数	4人	2人	5人	3人	6人	3人
	利用延日数	40日	20日	50日	16日	60日	16日
放課後等デイサービス	利用者数	56人	43人	68人	49人	80人	71人
	利用延日数	728日	513日	816日	509日	960日	611日
保育所等訪問支援	利用者数	14人	0人	15人	0人	16人	6人
	利用延日数	14日	0日	15日	0日	16日	17日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	利用延日数	0日	0日	0日	0日	1日	0日
障害児相談支援	利用者数	26人	33人	28人	33人	30人	40人
医療的ケア児に対する 関連分野を調整する コーディネーター	配置人数 (砺波圏域)	0人	0人	1人	4人	2人	10人

■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	37人	38人	39人
	利用延日数	418日	430日	440日
医療型児童発達支援	利用者数	4人	4人	4人
	利用延日数	22日	22日	22日
放課後等デイサービス	利用者数	74人	76人	79人
	利用延日数	636日	654日	680日
保育所等訪問支援	利用者数	7人	8人	8人
	利用延日数	20日	23日	23日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人
	利用延日数	1日	1日	1日
障害児相談支援	利用者数	48人	55人	62人
医療的ケア児に対する 関連分野を調整する コーディネーター	配置人数 (砺波圏域)	11人	12人	13人

■サービスを確保するための方策

集団生活への適応訓練等の支援が必要な児童が早い段階でサービスが利用できるよう、健康センターやこども課等の関係部署と引き続き連携を図っていきます。

また、圏域では発達障がいの専門機関や医療機関が不足している等の課題がありますが、児童発達支援センター「わらび学園」を中心として、障がい児が身近な地域で、障がいの種別に関わりなく適切な支援が受けられるよう努めます。

特に、重症心身障がい児等が放課後等デイサービスを利用したり、外出が困難な場合に居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制や、医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターを配置し、関係機関と連携して圏域内の体制整備に努めます。

放課後等デイサービスについては、介護保険のデイサービス事業所等が障がい福祉サービスの基準該当事業所として実施してきましたが、令和元年度以降、新規の事業所が市内で2か所開設されました。今後も利用量の大幅な増加が見込まれることから、実施事業所の確保のための開設の働きかけや、研修機会の提供等による人材育成支援に努めます。

10 その他の活動指標

(1) 発達障がい児に対する支援

ペアレントトレーニング（※）やペアレントプログラム（※）等の支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで支援を受けることができる体制づくりを行います。

また、発達障がい児の保護者の悩みや孤立感を軽減し、共感的なサポートを行うペアレントメンター（※）の育成を目指します。

■見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

※ ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

※ ペアレント・プログラムとは、子どもの姿を「行動で見る」「行動で考える」ことで、子どものいいところに気づき、ほめ上手になることを目指す、保護者向けのプログラムです。

※ ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

砺波地域障害者自立支援協議会に設置した保健、福祉関係者による協議の場において、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関と連携を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援・共同生援助・自立生活援助等の障がい福祉サービスの利用を促進し、精神障がい者の地域定着を目指します。

■見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（砺波圏域）	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数（砺波圏域）	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（砺波圏域）	1回	1回	1回

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数 (1か月当たり)	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数 (1か月当たり)	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数 (1か月当たり)	15人	15人	15人
精神障がい者の自立生活援助利用者数 (1か月当たり)	1人	1人	1人

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者に対する総合的・専門的な相談支援の実施、人材育成、地域の相談機関との連携強化に取組み、地域の相談支援体制の強化に努めます。

■見込量（砺波圏域）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	320件	320件	320件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回	5回

(4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県や基幹相談支援センター等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加しスキルアップを図ります。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し分析した結果を事業所や関係自治体等と共有し、請求事務の適正化と効率化を図ります。

■見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する回数	1回	1回	1回

1.1 地域生活支援事業のサービス見込量

地域生活支援事業は、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的として、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業内容

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（実施の有無）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	○	○

■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施の有無）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	○	○	○

■サービス見込量を確保するための方策

平成26年度から、砺波市社会福祉協議会に委託して小学生を対象とした障がいの理解を深める教室や市民を対象とした障がい者を理解するための講座、障がい者等との交流活動を行っています。

国では、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、県においても、平成26年12月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が制定され、ともに平成28年4月から施行されました。

障がい者等に対する理解を深め、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくるために、今後とも、こどもから大人までの幅広い市民を対象とした研修会等の実施や障がい者等との交流活動の他、事業所訪問や広報活動等を行い、障がいに対する理解の推進と啓発に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業内容

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障がい者等や家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

■＜第5期計画＞各年度の実績（実施の有無）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自発的活動支援事業	○	○	○	○	○	○

■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施の有無）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	○	○	○

■サービス見込量を確保するための方策

自発的活動支援事業には、障がい者等や家族が互いの悩みを共有するピアサポートや障がい者等に対するボランティア活動支援などがあります。

障がい者等の家族が取り組むボランティア活動等について継続して支援を行い、共生社会の実現を目指します。

(3) 相談支援事業

■事業内容

事業名	内 容
相談支援事業	○相談支援 障がい者、保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会と連携し、地域の相談支援体制やネットワークの充実に努めます。 ○基幹相談支援センターの設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組等を検討します。

■＜第5期計画＞各年度の実績（実施箇所）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業者（※）	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
基幹相談支援センター （設置の有無）	×	×	×	×	○	○

■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施箇所）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業者（※）	5 か所	5 か所	5 か所
基幹相談支援センター （設置の有無）	○	○	○

※ 砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）内の指定一般相談支援事業者の数

■サービス見込量を確保するための方策

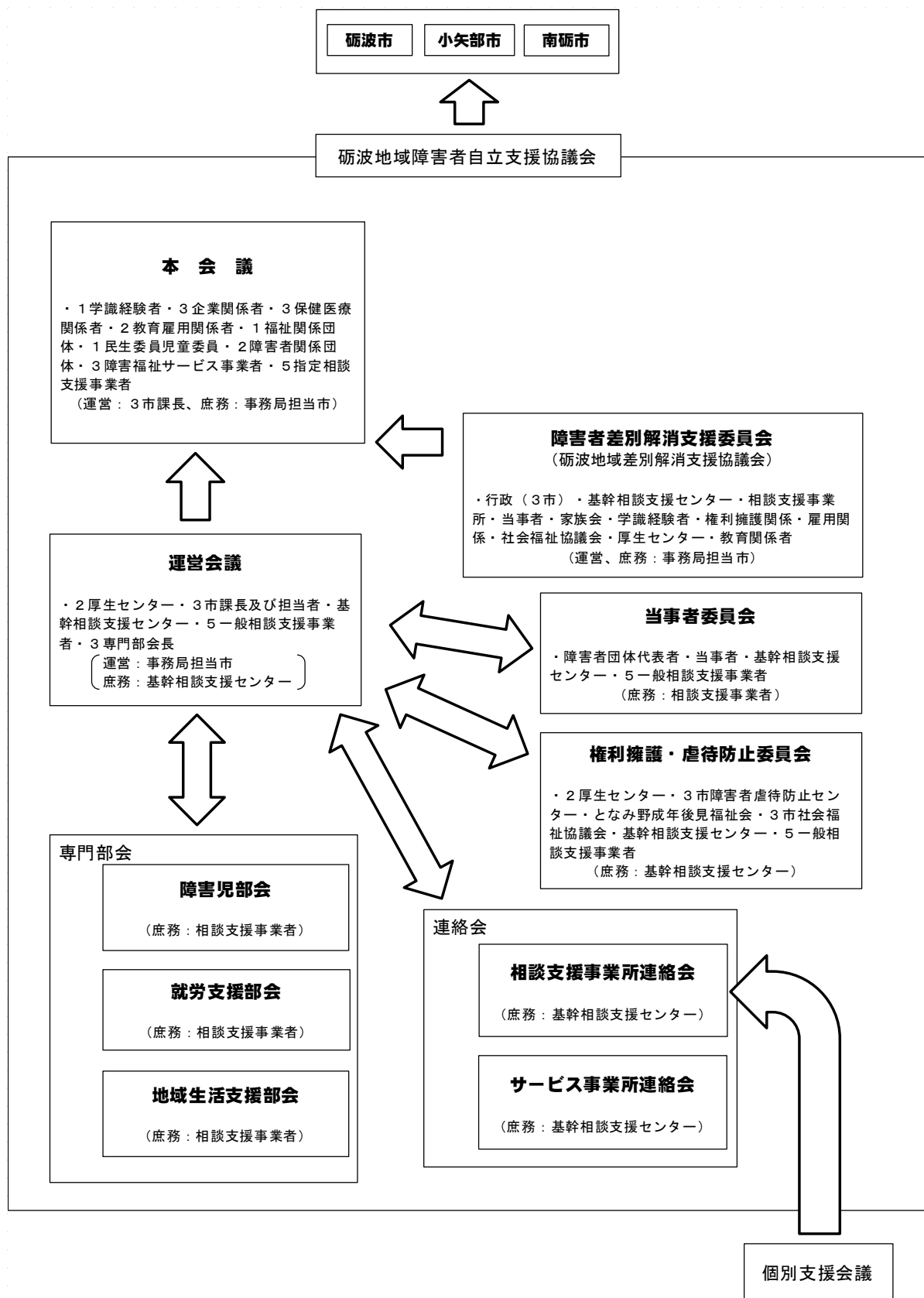
相談支援事業は、障がい福祉サービスの支給決定やサービス利用におけるケアマネジメントの推進にも重要な役割を果たしています。障がい者等や家族が身近なところで相談できるよう、相談支援事業者に引き続き委託して実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、砺波地域障害者自立支援協議会を砺波圏域3市（砺波市、小矢部市、南砺市）で平成19年10月に設立し、地域の関係機関との連携強化に努めています。今後も引き続き地域の課題を明らかにし、それを施策に反映していけるよう協議していきます。

さらに、令和2年5月に設置した地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化を図ります。

砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制

砺波市・小矢部市・南砺市



(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業内容

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。また、市長申立て等必要な支援を行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間の利用人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	1人	0人	2人	1人	2人	1人

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間の利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人

■サービス見込量を確保するための方策

身寄りがない等の理由で成年後見等の申立てができない知的障がい者又は精神障がい者については、市長が申立てを行う等必要な支援を行います。また、申立に要する費用や後見人等の報酬等助成制度の周知に努めます。

平成31年4月に設置した呉西地区成年後見センターの周知及び市民後見人の養成に取り組むなど、砺波市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用を支援するための体制の充実に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■事業内容

事業名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ派遣件数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
意思疎通支援事業 （手話通訳者等派遣）	30件	29件	30件	12件	30件	10件

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ派遣件数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業 （手話通訳者等派遣）	24件	24件	24件

■サービス見込量を確保するための方策

手話通訳者や要約筆記者派遣事業は、富山県聴覚障害者協会に委託して実施しています。協会との連携を図り、各種イベントや大会等で手話通訳者や要約筆記者を設置してもらうよう事業の周知やサービス利用の促進に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業内容

事業名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間件数）

種 目	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護・訓練支援用具	4件	5件	4件	6件	4件	6件
自立生活支援用具	5件	5件	5件	3件	5件	4件
在宅療養等支援用具	10件	5件	11件	2件	12件	4件
情報・意思疎通支援用具	4件	2件	5件	9件	5件	3件
排せつ管理支援用具	1,050件	1,104件	1,100件	1,122件	1,150件	1,130件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	1件	0件	1件	0件	1件	0件

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間件数）

種 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
自立生活支援用具	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	5件	6件	7件
情報・意思疎通支援用具	5件	5件	5件
排せつ管理支援用具	1,200件	1,250件	1,300件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	1件	1件	1件

■サービス見込量を確保するための方策

在宅での生活に必要な日常生活用具の給付を促進するため、積極的に事業の周知に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進等のため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成講習会を行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（養成講習修了人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（※）	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話奉仕員養成研修事業	24人	25人	24人	23人	24人	0人

※令和2年度の養成講座は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

■＜第6期計画＞各年度の見込み（養成講習修了人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	24人	24人	24人

■サービス見込量を確保するための方策

手話奉仕員養成講習会は、砺波市社会福祉協議会に委託して、初心者を対象とした「入門コース」と入門コース修了者等を対象とした「基礎コース」を実施しています。

引き続き砺波市社会福祉協議会との連携を図り、事業の周知に努め、受講者数の増加と、修了者数の増加を目指します。また、活動の場として聴覚障がい者等との交流促進を図ります。

(8) 移動支援事業

■事業内容

事業名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間実利用者数、延べ利用時間数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
移動支援事業 （実利用者数）	22 人	14 人	24 人	10 人	26 人	10 人
移動支援事業 （延べ利用時間数）	660 時間	741 時間	720 時間	543 時間	780 時間	308 時間

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間実利用者数、延べ利用時間数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業（実利用者数）	13 人	14 人	15 人
移動支援事業（延べ利用時間数）	650 時間	700 時間	750 時間

■サービス見込量を確保するための方策

事業の周知を図り、屋外での移動が困難な障がい者等の社会生活に必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出に対して支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進に努めます。

(9) 地域活動支援センター

■事業内容

事業名	内 容
地域活動支援センター	障がい者等に対して、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間利用者数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域活動支援センター （市内事業所利用者数）	1 か所 75 人	1 か所 78 人	1 か所 80 人	1 か所 70 人	1 か所 85 人	1 か所 70 人
地域活動支援センター （他市事業所利用者数）	2 か所 40 人	2 か所 31 人	2 か所 40 人	2 か所 33 人	2 か所 40 人	2 か所 30 人

■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施箇所数、年間利用者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター （※市内事業所利用者数）	1 か所 70 人	1 か所 75 人	1 か所 80 人
地域活動支援センター （※他市事業所利用者数）	2 か所 40 人	2 か所 40 人	2 か所 40 人

※ 市内事業所1か所は地域活動支援センターとなみ野、他市事業所2か所は地域活動支援センターひまわり（小矢部市）と地域活動支援センターピアサポートあい（南砺市）です。

■サービス見込量を確保するための方策

地域活動支援センターとなみ野に委託して、障がい者等の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図っています。

また、機能強化事業として、地域住民ボランティアの育成や障がいに対する理解促進の普及啓発等の事業を行っています。引き続き、事業の周知を図り、地域との連携等体制の整備に努めます。

(10) その他の事業（任意事業）

①訪問入浴サービス事業

■事業内容

事業名	内 容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ利用回数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴サービス事業	72回	69回	108回	99回	180回	105回

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ利用回数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	108回	120回	132回

■サービス見込量を確保するための方策

支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう事業の周知を図るとともに、事業者の確保に努めます。

②生活訓練等事業

■事業内容

事業名	内 容
生活訓練等事業	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活訓練等事業	295人	241人	300人	252人	305人	200人

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等事業	260人	265人	270人

■サービス見込量を確保するための方策

生活訓練等事業は、障がい者等の自立に必要な技能等をさまざまな活動を通して身につけていただくために、砺波市社会福祉協議会に委託して、書道教室、宿泊学習訓練、調理実習、フラワーアレンジメント教室等を行っています。引き続き、事業の周知を図り、障がい者等の自立した日常生活を支援します。

③日中一時支援事業

■事業内容

事業名	内 容
日中一時支援事業	障がい者等に対して、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練などを行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（実施箇所数、年間実利用者数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業 （実施箇所数）	23 か所	25 か所	24 か所	26 か所	24 か所	27 か所
日中一時支援事業 （実利用者数）	30 人	22 人	35 人	21 人	40 人	17 人

■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施箇所数、年間実利用者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業 （実施箇所数）	27 か所	28 か所	28 か所
日中一時支援事業 （実利用者数）	18 人	19 人	20 人

■サービス見込量を確保するための方策

日中一時支援事業は、障がい福祉サービス事業所のほか介護保険のデイサービス事業所等とも委託契約を結び、令和2年12月末現在27か所の事業所で実施しています。引き続き事業の周知を図り、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族等介護者の一時的な負担軽減を図ります。

④レクリエーション活動等支援事業

■事業内容

事業名	内 容
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（※）	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
レクリエーション活動等支援事業	150人	116人	150人	107人	150人	0人

※令和2年度の養成講座は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援事業	150人	150人	150人

■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等がスポーツを通じて体力の増進を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的に、砺波市身体障害者協会に委託して、継続して障がい者スポーツ大会を開催します。

なお、障がい者等のレクリエーション活動については、理解促進研修・啓発事業の一つとして、障がいのある人もない人も一緒に活動する交流事業を実施しています。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

■事業内容

事業名	内 容
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	身体障がい者を対象に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■＜第5期計画＞各年度の実績（年間人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	4人	改造2人	4人	0人	4人	改造1人

■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	4人	4人	4人

■サービス見込量を確保するための方策

自動車運転免許取得事業については、市内の自動車学校に委託して、対象者へ教習費用の一部を助成します。また、自動車改造助成事業については、個別に費用の一部を助成します。身体障がい者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的に、事業の周知を図ります。

第3章

計画の推進

1 計画の達成状況の点検・評価と見直し

本計画の目標達成のために、各年度において、事業の実施状況・達成状況等を市の関係部署をはじめ、砺波地域障害者自立支援協議会等において調査、分析、評価等を行い、必要に応じて計画や計画の推進方策の見直しを行います。

2 関係機関等との連携

障がいのある方の地域生活への移行を進めるためには、相談支援事業を中心とした福祉サービスのネットワークの構築が必要不可欠であり、砺波地域障害者自立支援協議会や富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関・団体との連携を図ります。

また、就労支援などを進めるためには、障がい者等の特性と企業のマッチングが重要であり、関係機関・団体、民間企業と連携しながら、計画の推進を図ります。

3 国・県の制度との調整

計画を推進するにあたっては、今後の国・県の制度の動向などに留意が必要となるため、制度改正などの状況を踏まえて、施策を展開していきます。

附属資料

〔資料１〕 障がい福祉計画策定委員会等開催状況

１ 策定委員会

	開催日	内 容
第１回	令和２年 11 月 27 日	現状と分析及び策定方針について
第２回	令和３年 １月 15 日	計画（素案）の審議

２ 幹事会

	開催日	内 容
第１回	令和２年 10 月 22 日	現状と分析及び策定方針について
第２回	令和２年 12 月 18 日	計画（素案）の審議

３ その他

実施日	内 容
令和２年 5 月 ８日～5 月 31 日	障がい福祉に関するアンケート調査の実施
令和３年 2 月 １日～2 月 15 日	パブリックコメント (案をホームページに掲載)

〔資料２〕 砺波市障がい福祉計画策定委員等名簿

１ 策定委員会委員（１６人）

役職	所 属	役職等	氏 名
委員長	富山福祉短期大学	教 授	鷹 西 恒
副委員長	富山県砺波厚生センター	所 長	垣 内 孝 子
委 員	砺波市地区自治振興会協議会	会 長	井 上 五三男
〃	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	小 森 兼 重
〃	社会福祉法人砺波市社会福祉協議会	会 長	老 健
〃	砺波市身体障害者協会	会 長	山 下 鉄 彦
〃	砺波市手をつなぐ育成会	会 長	大 屋 靖 久
〃	社会福祉法人わらび学園	相談支援 専門員	小 原 香 織
〃	社会福祉法人たびだちの会 ワークハウスとなみ野	管 理 者	山 本 真由美
〃	社会福祉法人湊明会	砺波エリア マネージャー	土 山 美由紀
〃	砺波地域福祉事業所大空と大地のぽぴー村	所 長	宮 崎 弘 美
〃	富山県立となみ総合支援学校	校 長	目 澤 浩 美
〃	砺波市小・中学校長会	代 表	広 橋 里 志
〃	砺波医師会	代 表	福 井 靖 人
〃	砺波市歯科医師会	会 長	田 守 徳 樹
〃	砺波公共職業安定所	統括職業 指導官	原 伸 光

2 幹事会委員（18人）

No	所属・職名	氏 名
1	副市長	齊 藤 一 夫
2	福祉市民部長	黒 河 英 博
3	企画調整課長	高 畑 元 昭
4	総務課長	坪 田 俊 明
5	社会福祉課長	袴 谷 敏 実
6	高齢介護課長・地域包括支援センター所長	島 田 達 男
7	健康センター所長	中 田 実
8	庄川健康プラザ所長	川 島 ひとみ
9	市民課長	松 澤 由美子
10	生活環境課長	安 地 亮
11	商工観光課長	大 浦 信 雄
12	土木課長	栄前田 龍 平
13	都市整備課長	金 森 賢一郎
14	教育総務課長	河 合 実
15	こども課長	横 山 昌 彦
16	生涯学習・スポーツ課長	三 井 康 司
17	市立砺波総合病院総務課長	嶋 村 明
18	社会福祉協議会総務課長・地域福祉課長	藤 森 俊 行

〔資料３〕 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱

※本要綱を準用し、砺波市障がい福祉計画策定委員会を設置しました。

（設置）

第１条 この要綱は、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画及び砺波市障害者福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、その過程において幅広く関係者の意見等を反映させることにより、地域の特性に応じた事業展開に資するため、砺波市福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、福祉計画の策定に関し、必要に応じ市長に提言を行うものとする。（組織）

第３条 委員会は、１６名以内の委員をもって組織する。

（委員）

第４条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- （１） 学識経験者
- （２） 市民団体の関係者
- （３） 福祉団体の関係者
- （４） 教育の関係者
- （５） 医療の関係者
- （６） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第５条 委員の任期は、福祉計画の策定の日までとする。

（運営）

第６条 委員会に委員長を置く。

- ２ 委員長は、委員の互選により定める。
- ３ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- ４ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- ５ 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

（庶務）

第７条 委員会の庶務は、福祉市民部社会福祉課及び高齢介護課において処理する。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成１７年９月２７日から施行する。

附 則（平成２０年砺波市告示第５５号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年砺波市告示第１１７号）

この要綱は、平成２７年７月１３日から施行する。

用 語 解 説

あ行・か行

グループホーム

グループホーム（共同生活援助）は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている障がいのある人を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

心の健康センター

富山県の精神保健福祉に関する総合的技術センターであり、厚生センター等関係機関への技術指導や技術援助、教育研修、調査研究などの業務を行っているほか、県民を対象に、精神保健福祉に関する相談や診療、ストレス対策事業、精神科デイケアを行っています。

雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合以上、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を雇用しなければならないこととされています。

事業主区分		～令和3年2月28日	令和3年3月1日～
民間企業	一般の民間企業	2.2%	2.3%
	特殊法人等	2.5%	2.6%
国及び地方公共団体	国、地方公共団体	2.5%	2.6%
	一定の教育委員会	2.4%	2.5%

さ行

サービス等利用計画

障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者について、相談支援専門員（障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行う資格を持つ者）が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等を検討し作成する計画です。定期的に計画の見直し（モニタリング）を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、厚生労働省令が定める期間（標準利用期間：2年間）にわたり、職場実習など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

宿泊型自立訓練施設

知的障がい者、精神障がい者が、居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行う施設です。

障がい者ケアマネジメント

障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施します。

ショートステイ（短期入所）

在宅障がい児（者）を介護している保護者等が病気などの理由により一時的に介護が困難になった場合に、障がい児（者）を一時的に障がい児（者）施設に受け入れ、必要な介護などを行うことをいいます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する手帳です。手帳の交付を受けるには、知事が指定した専門医（指定医）の診断書と写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

障害者職業センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している施設で、公共職業安定所と密接に連携しながら、障がい者に対して職業評価、職業指導、ジョブコーチ（障がい者が職場に円滑に適応できるよう、職場に出向いて障がい者に対する直接的・専門的支援等を行う）による支援事業等、障がいの種類や程度に応じた具体的な援助を行うとともに、事業主に対しても雇用管理に関する助言・援助を行っています。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付され、手帳の交付を受けた者に対し、各種の支援策を講じることにより、精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の交付を受けるには、医師の診断書または障害年金の年金証書の写しを添えて居住地の市町村役場に申請することが必要です。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉・保健医療サービスを提供する者との連携や調整その他の援助を行うことを業務内容としています。

スクールカウンセラー

専門的な心理学知識や心理援助知識を有し、各教育機関において児童・生徒・学生の不登校や校内・学内での種々の問題行動等の対応など、心理相談業務に従事する心理職専門家のことをいいます。

スクールソーシャルワーカー

児童相談所を始めとした行政機関や社会資源などの外部機関と教育機関との連携環境の構築、あるいは保護者の経済状況や就労状況などの生活面で、特に重大な困難や福祉的援助の必要性が認められる家庭への、社会保障・生活保護提供などを含めた自立支援相談を行なう専門家のことをいいます。

スタディメイト

小学校の普通の学級に在籍している学習障がい（LD）（※1）や注意欠陥／多動性障がい（ADHD）（※2）、高機能自閉症（※3）などの子どもたちが、学校の中で友達と仲良く遊んだり勉強したり、楽しい学校生活を送ることができるよう子どもたちの支援をする支援員のことをいいます。

(※1) 学習障がい (LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

(LD=Learning Disabilities)

(※2) 注意欠陥／多動性障がい (ADHD)

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

(ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

(※3) 高機能自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

生活福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付を行う制度で、富山県社会福祉協議会が実施しています。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力に欠ける成年者を保護するための制度で、平成11年の民法改正により、従来の禁治産・準禁治産制度を後見・保佐の制度に改め、新たに軽度の精神上的の障がいがある者を対象とする補助の制度が創設されました。

相談支援事業

一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業があります。

一般相談支援事業は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に必要な支援を行う「地域移行支援」と、退所・退院した方で地域生活が不安定な方に対し地域生活を継続していくための支援を行う「地域定着支援」を実施します。

特定相談支援事業と障害児相談支援事業は、障がい福祉サービス等利用計画についての相談及び作成の支援をし、障がい者（児）の抱える課題解決や適切なサービス利用に向けての支援を実施します。

た行

地域総合福祉推進事業（ケアネット型事業）

小地域（概ね小学校区）を単位として、乳幼児から高齢者までの要支援者一人ひとりを対象に、その地域住民と医療、保健、福祉関係者が一体となり、見守りや話し相手など制度化されていないサービスを（必要に応じて）提供し、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めようとするものです。

地域リハビリテーション

障がいのある人や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉および生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動をいいます。

デイサービス

在宅障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図るため、通所により創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することをいいます。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識能力を授けることを目的とする学校です。学校教育法の改正により、平成 19 年 4 月から、これまで障がい種別ごとに設置されていた盲、聾、養護学校の制度が、複数の障がいに対応することができる特別支援学校の制度に転換されました。

な行

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、富山県社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業です。

日常生活用具

在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図るために給付又は貸与する用具のことで、浴槽、便器、ストマ（蓄便、蓄尿袋）などがあります。

は行

ハローワーク

公共職業安定所、略称「職安」の愛称。国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく国民に安定した雇用機会を確保する事を目的とした施設です。

バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を営むうえで、障がいとなる物理的、制度的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことをいいます。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

ホームヘルプサービス

在宅の障がい者の家庭をホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除等の家事援助など、日常生活を営むために必要なサービスを提供することをいいます。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を断続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりのためのサービスです。

補装具

身体障がい児（者）の失われた身体機能を補い、職業その他日常生活を容易にするため用いられる器具の総称で、主なものとして、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いすなどがあります。

や行

ユニバーサルデザイン

建築物や製品等について、身体の障がいや年齢など個人差に関係なく、はじめから誰もが使いやすいように考慮されたデザインをいいます。

ら行

ライフステージ

人の一生を幼児期・学齢期・青（壮）年期・高齢期などに分けた、それぞれの段階のことをいいます。

療育手帳

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的としています。手帳の交付を受けるには、写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。なお、交付にあたっては知的障害者相談センターまたは児童相談所の判定結果に基づき決定がされます。

英文字

ADHD（注意欠陥／多動性障がい）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

（ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

ASD（自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群）

社会的なコミュニケーションや他の人とのやりとりが上手くできない、興味や活動が偏るといった特徴を持っていて、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群といった呼び方をされることもあります。問診や心理検査などを通して診断されます。親の育て方が原因ではなく、感情や認知といった部分に関与する脳の異常だと考えられています。

（ASD=Autism Spectrum Disorder）

LD（学習障がい）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

（LD=Learning Disabilities）

障がい福祉サービス事業者一覧

障がい福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）

令和2年12月1日現在

砺波地域障害者自立支援協議会 地域生活支援部会作成

○基幹相談支援事業者（地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を関係機関との連携を図りながら行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 漢 明 会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-6252 FAX 0763-33-6275

○指定一般相談支援事業者（総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 漢 明 会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625
地域活動支援センターとなみ野	砺波市出町中央13-1	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1379 砺波市出町中央13-1 TEL 0763-23-6540 FAX 0763-23-6541
地域活動支援センターひまわり	小矢部市埴生1476	社会福祉法人 黎 明 の 郷	〒932-0836 小矢部市埴生1476 TEL 0766-67-7340 FAX 0766-67-7341
わくわく小矢部相談支援事業所	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365
相談支援センターあい	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マ ー シ 園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-3535 FAX 0763-22-3350

○指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者

（総合的な相談、障害福祉サービス等の利用に関するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成などの相談支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	者	児
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 漢 明 会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625	○	○
地域活動支援センターとなみ野	砺波市出町中央13-1	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1379 砺波市出町中央13-1 TEL 0763-23-6540 FAX 0763-23-6541	○	○
聚楽サンガ	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	○	○
地域生活支援センターすまいる	小矢部市石動町9-30	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0053 小矢部市石動町9-30 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3828	○	
地域活動支援センターひまわり	小矢部市埴生1476	社会福祉法人 黎 明 の 郷	〒932-0836 小矢部市埴生1476 TEL 0766-67-7340 FAX 0766-67-7341	○	○
わくわく小矢部相談支援事業所	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	○	○
相談支援センターあい	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マ ー シ 園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-3535 FAX 0763-22-3350	○	○
特定相談支援事業所木の香	南砺市谷142	社会福祉法人 マ ー シ 園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029	○	
特定相談支援事業所八乙女	南砺市谷142	社会福祉法人 マ ー シ 園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029	○	
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011		○

○居宅介護・重度訪問介護（自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
ニチイケアセンター砺波	砺波市太郎丸1丁目8-12	株式会社ニチイ学館	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 TEL 0763-34-7261 FAX 0763-34-7263			
ニチイケアセンター石丸	砺波市石丸401	株式会社ニチイ学館	〒939-1301 砺波市石丸401 TEL 0763-34-1020 FAX 0763-34-1021			
ニチイケアセンター庄川	砺波市庄川町示野121	株式会社ニチイ学館	〒932-0315 砺波市庄川町示野121 TEL 0763-82-8588 FAX 0763-82-2042			
砺波市ヘルパーステーション（市役所）	砺波市栄町7-3	砺波市 (高齢介護課)	〒939-1398 砺波市栄町7-3 TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-7622			
砺波市ヘルパーステーション（庄 川）	砺波市庄川町青島401	砺波市 (高齢介護課)	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-4130 FAX 0763-82-4208			
ものがたりホームヘルパーステーション	砺波市太田1832	医療法人社団ナラティブホーム	〒939-1315 砺波市太田1382 TEL 0763-55-6200 FAX 0763-34-0103			
JAいなば福祉支援センター	小矢部市水島680	いなば農業協同組合	〒932-0102 小矢部市水島680 TEL 0766-61-3737 FAX 0766-61-2276			
小矢部市社協ホームヘルプセンター	小矢部市鷺島15	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	〒932-0821 小矢部市鷺島15 TEL 0766-67-8611 FAX 0766-67-4896			
【基】障害者支援施設 漢明園からまつ	小矢部市論田8	社会福祉法人 漢 明 会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺	小	南
南砺市井波ホームヘルプステーション	南砺市井波938	南砺市	〒932-0211 南砺市井波938 TEL 0763-82-0524 FAX 0763-82-7776			
マーシ園ヘルパーステーション	南砺市福野1736-1	社会福祉法人 マ ー シ 園	〒939-1561 南砺市福野1736-1 TEL 0763-55-6702 FAX 0763-55-6528			
旅川ホームヘルプサービス事業所	南砺市院林92-1	社会福祉法人 福寿会	〒939-1531 南砺市院林92-1 TEL 0763-22-6548 FAX 0763-22-7569			
ニチイケアセンター南砺	南砺市八幡13-1	株式会社ニチイ学館	〒939-1624 南砺市八幡13-1 TEL 0763-52-8086 FAX 0763-52-1716			
ふく満ホームヘルプサービス事業所	南砺市福光1045	社会福祉法人 福寿会	〒939-1662 南砺市福光1045 TEL 0763-53-0055 FAX 0763-53-1131			
JA福光ふれあいセンター	南砺市福光1192	福光農業協同組合	〒939-1662 南砺市福光1192 TEL 0763-52-8585 FAX 0763-52-8760			
となみケアサービス	南砺市野口191-1	(株)キャリアマッチングシステム 富山	〒939-1844 南砺市野口191-1 TEL 0763-62-3777 FAX 0763-62-3774			
【基】多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 漢 明 会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺	小	南
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション	南砺市利賀村百瀬川1313	南砺市社会福祉協議会	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川1313 TEL 0763-68-2316 FAX 0763-68-2866	×	×	南

障がい福祉サービス事業者一覧

○同行援護（重度の視覚障害者の人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
ニチイケアセンター砺波	砺波市太郎丸1丁目8-12	株式会社ニチイ学館	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 TEL 0763-34-7261 FAX 0763-34-7263
マーシ園ヘルパーステーション	南砺市福野1736-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1561 南砺市福野1736-1 TEL 0763-55-6702 FAX 0763-55-6528
ふく満ホームヘルプサービス事業所	南砺市福光1045	社会福祉法人 福寿会	〒939-1662 南砺市福光1045 TEL 0763-53-0055 FAX 0763-53-1131

○行動援護（自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
砺波市ヘルパーステーション（市役所）	砺波市栄町7-3	砺波市 （高齢介護課）	〒939-1398 砺波市栄町7-3 TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-7622			
砺波市ヘルパーステーション（庄川）	砺波市庄川町青島401	砺波市 （高齢介護課）	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-4130 FAX 0763-82-4208			
【基】障害者支援施設 溪明園からまつ	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺	小	南
【基】多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺	小	南
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション	南砺市利賀村百瀬川313	南砺市社会福祉協議会	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313 TEL 0763-68-2316 FAX 0763-68-2866	×	×	南

○障害児等療育支援事業（障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 （富山県砺波総合庁舎内）	社会福祉法人 溪明会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625

○児童発達支援（障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	×	小	南
【基】大空と大地のぼびー村	砺波市宮森461	企業組合労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺	小	南
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	×	小	南
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011			
【基】デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	×	小	南
【基】デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人 母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	×	×	南

○放課後等デイサービス（就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
【基】やなせ苑デイサービスセンター	砺波市柳瀬3	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1313 砺波市柳瀬3 TEL 0763-32-2090 FAX 0763-32-6543	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	砺波市安川297	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1438 砺波市安川297 TEL 0763-37-2161 FAX 0763-37-1526	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	砺波市苗加824-1	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1333 砺波市苗加824-1 TEL 0763-32-7295 FAX 0763-32-7296	砺	×	南
【基】砺波市北部デイサービスセンター	砺波市林1202	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1345 砺波市林1202 TEL 0763-33-3082 FAX 0763-33-3182	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺	小	×
【基】大空と大地のぼびー村	砺波市宮森461	企業組合労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺	小	×
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺	小	南
【共】東石丸の家	砺波市東石丸30-31	ソーシャルサポートYM株式会社	〒939-1302 砺波市東石丸30-31 TEL 0763-55-6431 FAX 0763-55-6432			
【基】デイサービスいろり	砺波市五郎丸333	株式会社いろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333 TEL 0763-32-2369 FAX 0763-32-2369	砺	×	南
【共】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470			
きつずる一むクロバー	砺波市東開発247-4	社会福祉法人 溪明会	〒939-1312 砺波市東開発247-4 TEL 0763-58-5540 FAX 0763-58-5540			
オンライン砺波	砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエア	株式会社マルチビジョン	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエア TEL 0763-55-6470 FAX 0763-55-6472			
ここいろ	砺波市杉木4丁目75 74ビル	合同会社燈	〒939-1355 砺波市杉木4丁目75 74ビル TEL 0763-58-5365 FAX 0763-58-5365			
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	砺	小	南
【基】デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	砺	小	南
【基】デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人 母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	×	×	南
ステップバイステップ	南砺市梅野字東野島2077-1	㈱サード・プレイス	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1 TEL 0763-55-6708 FAX 0763-55-6606			
ステップバイステップ福光店	南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ	㈱サード・プレイス	〒939-1702 南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ TEL 0763-58-5789 FAX 0763-58-5779			

障がい福祉サービス事業者一覧

○保育所等訪問支援（保育所等を利用している障害のある児童が、保育所等における集団生活へ適応するために専門的な支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011

○福祉型障害児入所施設（障害のある児童を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知能、技能習得の支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
富山県立砺波学園	砺波市福山1164	富山県	〒939-1436 砺波市福山1164 TEL 0763-37-0157 FAX 0763-37-1522

○短期入所（自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
富山県立砺波学園	砺波市福山1164	富山県	〒939-1436 砺波市福山1164 TEL 0763-37-0157 FAX 0763-37-1522
【共】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
ローカルセンター小矢部	小矢部市新西92-1	株式会社 ウェルサポート	〒932-0111 小矢部市新西92-1 TEL 0766-61-8533 FAX 0766-61-8534
マーシ園 木の香	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人 溪明会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881
特別養護老人ホーム 福寿園	南砺市松原678-1	社会福祉法人 福寿会	〒939-1518 南砺市松原678-1 TEL 0763-22-3556 FAX 0763-22-7539
特別養護老人ホーム いなみ	南砺市井波1310-1	社会福祉法人 福寿会	〒932-0211 南砺市井波1310-1 TEL 0763-82-7040 FAX 0763-82-7022

○療養介護（医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
独立行政法人国立病院機構 北陸病院	南砺市信末5963	独立行政法人 国立病院機構 北陸病院	〒939-1893 南砺市信末5963 TEL 0763-62-1340 FAX 0763-62-3460

○生活介護（常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	砺波市十年明33	社会福祉法人 手をつなぐとみなみ野	〒939-1353 砺波市十年明33 TEL 0763-32-1717 FAX 0763-32-1717			
【基】やなせ苑デイサービスセンター	砺波市柳瀬3	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1313 砺波市柳瀬3 TEL 0763-32-2090 FAX 0763-32-6543	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	砺波市安川297	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1438 砺波市安川297 TEL 0763-37-2161 FAX 0763-37-1526	砺	×	×
【基】ケアポート庄川デイサービスセンター	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1	社会福祉法人 庄川福祉会	〒932-0305 砺波市庄川町金屋字岩黒38-1 TEL 0763-82-6868 FAX 0763-82-4192	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	砺波市苗加824-1	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1333 砺波市苗加824-1 TEL 0763-32-7295 FAX 0763-32-7296	砺	×	×
【基】砺波市北部デイサービスセンター	砺波市林1202	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1345 砺波市林1202 TEL 0763-33-3082 FAX 0763-33-3182	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺	小	×
【基】大空と大地のぼびー村	砺波市宮森461	企業組合 労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺	小	南
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺	小	南
【基】デイサービスいろり	砺波市五郎丸333	株式会社いろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333 TEL 0763-32-2369 FAX 0763-32-2369	砺	×	南
【基】のぞみりハビリテーションアカデミー	砺波市宮丸183-1	健生株式会社	〒939-1352 砺波市宮丸183-1 TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827	砺	×	×
【共】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470			
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643			
多機能型事業所 溪明園めるへん	小矢部市石動町18-9	社会福祉法人 溪明会	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523			
【基】小矢部市デイサービスセンター	小矢部市鷺島15	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	〒932-0821 小矢部市鷺島15 TEL 0766-67-8611 FAX 0766-67-4896	×	小	×
【基】清楽園デイサービスセンター	小矢部市法楽寺1800-1	社会福祉法人 清楽会	〒932-0027 小矢部市法楽寺1800-1 TEL 0766-67-6664 FAX 0766-68-1490	×	小	×
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	砺	小	南
【基】リハビリ・デイサービスおやべ	小矢部市赤倉207	ライフ・クリエイティブ株式会社	〒932-0814 小矢部市赤倉207 TEL 0766-67-2001 FAX 0766-30-2520	砺	小	×
【基】富山型デイサービス城山	小矢部市城山町5-48	株式会社アトマ	〒932-0047 小矢部市城山町5-48 TEL 0766-53-5876 FAX 0766-53-5877	×	小	×
マーシ園木の香	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029			
マーシ園ハ乙女	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251			
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人 溪明会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881			
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205			

障がい福祉サービス事業者一覧

○生活介護（常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
【基】デイサービスセンターいなみ	南砺市井波1310-1	社会福祉法人 福寿会	〒932-0211 南砺市井波1310-1 TEL 0763-82-7030 FAX 0763-82-7022	×	×	南
【基】福野デイサービスセンター	南砺市松原500-2	社会福祉法人 福寿会	〒939-1518 南砺市松原500-2 TEL 0763-22-1050 FAX 0763-22-1051	×	×	南
【基】やすらぎ荘デイサービスセンター	南砺市梅野2007	社会福祉法人 福寿会	〒939-1724 南砺市梅野2007 TEL 0763-52-7206 FAX 0763-52-6159	×	×	南
【基】デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	×	小	南
【基】デイサービスセンターにこやかな里。	南砺市福野1466-1	株式会社こころ	〒939-1565 南砺市福野1466-1 TEL 0763-23-3811 FAX 0763-23-3811	×	×	南
【基】デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人 母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	×	×	南
【基】利賀デイサービスセンター	南砺市利賀村百瀬川313	南砺市社会福祉協議会	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313 TEL 0763-68-2316 FAX 0763-68-2866	×	×	南
【基】ケアタウン福野	南砺市柴田屋396-11	株式会社 ハートフル	〒939-1552 南砺市柴田屋396-11 TEL 0763-58-5632 FAX 0763-58-5362	×	×	南

○施設入所支援（施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障害者支援施設 湊明園からまつ、湊明園あすなろ	小矢部市論田8	社会福祉法人 湊明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
マーシ園 木の香	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029
マーシ園 ハ乙女	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人 湊明会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881

○宿泊型自立訓練施設（居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談等必要な支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
緑心会 あすみる	砺波市太田567-2	医療法人社団 緑心会	〒939-1315 砺波市太田567-2 TEL 0763-34-5677 FAX 0763-33-1340

○共同生活援助(グループホーム)（夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
共同生活援助事業所 ホーム十年明	砺波市十年明	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822
ホーム庄川、ホーム庄川第2	砺波市庄川町示野	社会福祉法人 湊明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252
たびだちの会グループホーム たびだち荘	砺波市十年明	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444
たびだちの会グループホーム ゆうゆう荘	砺波市中央町	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444
かたかご苑グループホーム ホーム東保	砺波市東保	社会福祉法人 たかおか万葉福祉会	〒933-0959 高岡市長江660 TEL 0766-36-1636 FAX 0766-36-1637
緑心会グループホーム チャレンジハイツ	砺波市矢木	医療法人社団 緑心会	〒939-1315 砺波市太田570 TEL 0763-33-1322 FAX 0763-33-1323
共同生活援助事業所 ホームあけぼの	小矢部市綾子	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822
共同生活援助事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの	小矢部市綾子	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822
ホームやつわ	小矢部市八和町	社会福祉法人 湊明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
ホームあやこ	小矢部市綾子	社会福祉法人 湊明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
ホームいするぎ	小矢部市石動町	社会福祉法人 湊明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
グリーン・フォンターナ	小矢部市新富町	医療法人社団 松風会	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414
まつかぜ	小矢部市新富町	医療法人社団 松風会	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414
アダージョ	小矢部市新富町	医療法人社団 松風会	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414
なでしこハウス	小矢部市島	医療法人社団 啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
藤村荘	小矢部市島	医療法人社団 啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
チュールリップ	小矢部市島	医療法人社団 啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
花菖蒲の家	小矢部市福上	医療法人社団 啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
ホーム風の谷	南砺市谷	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
ホームふくの実	南砺市福野	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
ホーム柴田屋	南砺市柴田屋	社会福祉法人 湊明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252
ホーム柴田屋みなみ	南砺市柴田屋	社会福祉法人 湊明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252
共同生活援助事業所 ホームたてのがはら	南砺市立野原東	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822

障がい福祉サービス事業者一覧

○就労移行支援（一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	砺波市中央町10-5	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444

○就労継続支援(A型)（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※雇用型）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
ジュピター	砺波市幸町5-5	株式会社ORION	〒939-1386 砺波市幸町5-5 TEL 0763-55-6168 FAX 0763-55-6169
新の葉	砺波市高道92	株式会社EACH ONE	〒939-1383 砺波市高道92 TEL 0763-58-5655 FAX 0763-58-5675
ワンダーランド砺波	砺波市太郎丸字堂島6568-1	株式会社ダイエードリームライツ	〒939-1363 砺波市太郎丸字堂島6568-1 TEL 0763-55-6210 FAX 0763-55-6215
オアシス砺波	砺波市東石丸372-13	株式会社OASIS	〒939-1302 砺波市東石丸372-13 TEL 0763-58-5211 FAX 0763-58-5216
self-A・151A福光	南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ	株式会社151A	〒939-1702 南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ TEL 0763-77-3773 FAX 0763-77-1177

○就労継続支援(B型)（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※非雇用型）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	砺波市庄川町青島401	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-5506 FAX 0763-82-5506
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	砺波市宮丸466-4	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1352 砺波市宮丸466-4 TEL 0763-33-6895 FAX 0763-33-6895
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	砺波市中央町10-5	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一	小矢部市鷺島66	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0821 小矢部市鷺島66 TEL 0766-68-2960 FAX 0766-68-2960
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二	小矢部市石動町9-30	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0053 小矢部市石動町9-30 TEL 0766-67-5145 FAX 0766-67-5145
多機能型事業所 漢明園るへん	小矢部市石動町18-9	社会福祉法人 漢明会	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523
障害福祉サービス事業所 トライ工房	小矢部市埴生1476	社会福祉法人 黎明の郷	〒932-0836 小矢部市埴生1476 TEL 0766-67-5225 FAX 0766-67-5226
斉藤商店	小矢部市平田3118	有限会社 斉藤商店	〒932-0136 小矢部市平田3118 TEL 0766-69-8181 FAX 0766-69-8183
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	南砺市院林82-1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-6870 FAX 0763-22-6870
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	南砺市高宮1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1741 南砺市高宮1 TEL 0763-52-6043 FAX 0763-52-6043
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	南砺市理休245	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1811 南砺市理休245 TEL 0763-62-3346 FAX 0763-62-3347
多機能型就労支援事業所 マーシ園すてっぷ	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
なんと共同作業所(多機能型事業所)	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-3133 FAX 0763-22-3133
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 漢明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205
みんなの台所・城端	南砺市野田1147	一般社団法人 さざんくろす	〒939-1842 南砺市野田1147 TEL 0763-58-5618 FAX 0763-58-5619

○障害者就業・生活支援センター（求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 漢明会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625

○自立訓練(生活訓練)（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体の連絡先	【基】契約市		
緑心会 あすみる	砺波市太田567-2	医療法人社団 緑心会	〒939-1315 砺波市太田570 TEL 0763-34-5677 FAX 0763-33-1340			
【基】やなせ苑デイサービスセンター	砺波市柳瀬3	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1313 砺波市柳瀬3 TEL 0763-32-2090 FAX 0763-32-6543	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	砺波市安川297	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1438 砺波市安川297 TEL 0763-37-2161 FAX 0763-37-1526	砺	×	×
【基】ケアポート庄川デイサービスセンター	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1	社会福祉法人 庄川福祉会	〒932-0305 砺波市庄川町金屋字岩黒38-1 TEL 0763-82-6868 FAX 0763-82-4192	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	砺波市苗加824-1	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1333 砺波市苗加824-1 TEL 0763-32-7295 FAX 0763-32-7296	砺	×	×
【基】砺波市北部デイサービスセンター	砺波市林1202	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1345 砺波市林1202 TEL 0763-33-3082 FAX 0763-33-3182	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺	×	×
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺	小	南
【基】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470	砺	×	×
【基】のぞみリハビリテーションアカデミー	砺波市宮丸183-1	健生株式会社	〒939-1352 砺波市宮丸183-1 TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827	砺	×	×
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	砺	×	×

障がい福祉サービス事業者一覧

○自立訓練（機能訓練）（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体の連絡先	【基】契約市		
【基】のぞみリハビリテーションアカデミー	砺波市宮丸183-1	健生株式会社	〒939-1352 砺波市宮丸183-1 TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827	砺	×	×

○移動支援（屋外での移動が困難な方に対して、外出の際に円滑な移動を支援します）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
ニチイケアセンター砺波	砺波市太郎丸1丁目8-12	株式会社ニチイ学館	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 TEL 0763-34-7261 FAX 0763-34-7263	砺	×	×
障害者支援施設 溪明園からまつ	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪 明 会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺	小	×
小矢部市社協ホームヘルプサービス	小矢部市鷺島15	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	〒932-0821 小矢部市鷺島15 TEL 0766-67-8611 FAX 0766-67-4896	×	小	×
マーシ園ヘルパーステーション	南砺市福野1736-1	社会福祉法人 マ ー シ 園	〒932-1561 南砺市福野1736-1 TEL 0763-55-6702 FAX 0763-55-6528	砺	小	南
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪 明 会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺	小	南
ふく満ホームヘルプサービス事業所	南砺市福光1045	社会福祉法人 福寿会	〒939-1662 南砺市福光1045 TEL 0763-53-0055 FAX 0763-53-1131	×	×	南
ニチイケアセンター南砺	南砺市八幡13-1	株式会社ニチイ学館	〒939-1624 南砺市八幡13-1 TEL 0763-52-8086 FAX 0763-52-1716	×	×	南

○日中一時支援（家庭で介護している方の事情によって、日中、一時的に支援が必要な障害者等を日帰りで預かり、食事や排せつ等の介護、見守りを行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
富山県立砺波学園	砺波市福山1164	富山県	〒939-1436 砺波市福山1164 TEL 0763-37-0157 FAX 0763-37-1522	砺	小	南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	砺波市庄川町青島401	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-5506 FAX 0763-82-5506	砺	×	南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	砺波市宮丸466-4	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1352 砺波市宮丸466-4 TEL 0763-33-6895 FAX 0763-33-6895	砺	×	×
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	砺波市十年明33	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1353 砺波市十年明33 TEL 0763-32-1717 FAX 0763-32-1717	砺	×	南
砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	砺波市宮森461	企業組合労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺	小	×
デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺	×	×
デイサービスいろり	砺波市五郎丸333	株式会社いろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333 TEL 0763-32-2369 FAX 0763-32-2369	砺	×	南
(宗)善福寺デイサービス聚楽	砺波市東中171	宗教法人 善 福 寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺	×	×
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二	小矢部市綾子5598	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-67-5145 FAX 0766-67-5145	砺	小	×
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一	小矢部市鷺島66	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0821 小矢部市鷺島66 TEL 0766-68-2960 FAX 0766-68-2960	×	小	×
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あす なる	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪 明 会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺	小	南
多機能型事業所 溪明園めるへん	小矢部市石動町18-9	社会福祉法人 溪 明 会	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	×	小	×
デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	×	小	南
【基】富山型デイサービス城山	小矢部市城山町5-48	株式会社アトマ	〒932-0047 小矢部市城山町5-48 TEL 0766-53-5876 FAX 0766-53-5877	×	小	×
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	南砺市院林82-1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-6870 FAX 0763-22-6870	砺	×	南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	南砺市高宮1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1741 南砺市高宮1 TEL 0763-52-6043 FAX 0763-52-6043	×	×	南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	南砺市理休336-1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1811 南砺市理休336-1 TEL 0763-62-3346 FAX 0763-62-3347	×	×	南
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人 溪 明 会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881	砺	小	南
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪 明 会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺	小	南
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011	砺	×	南
デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	砺	小	南
デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人 母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	×	×	南
ステップバイスステップ	南砺市梅野字東野島2077-1	(株)サード・プレイス	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1 TEL 0763-55-6708 FAX 0763-55-6606	×	小	南

○地域活動支援センター（創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
地域活動支援センターとなみ野	砺波市出町中央13-1	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1379 砺波市出町中央13-1 TEL 0763-23-6540 FAX 0763-23-6541
地域活動支援センターひまわり	小矢部市埴生1476	社会福祉法人 黎 明 の 郷	〒932-0836 小矢部市埴生1476 TEL 0766-67-7340 FAX 0766-67-7341
地域活動支援センターピアサポートあい	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マ ー シ 園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-2061 FAX 0763-22-3350

障がい福祉サービス事業者一覧

○認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症の特性に配慮した入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や日常生活上の世話、機能訓練を行います)

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
地域密着型サービス事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの	小矢部市綾子5599	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5599 TEL 0766-68-3826 FAX 0766-68-3827

※ 【基】は基準該当事業所＝介護保険の指定事業所などで、市が障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たすと認める事業所

※ 【共】は共生型事業所＝介護保険の指定事業所で、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の県の指定基準の特例を満たす事業所

※ 各市との契約があるため住所地によっては他市のサービスが受けられない場合があります。

※ 砺波・小矢部・南砺市の事業所を掲載してあります。詳細は各市にお問い合わせください。

第3次砺波市障がい者福祉計画
第6期砺波市障がい福祉計画
第2期砺波市障がい児福祉計画

令和3年3月発行

編集・発行／砺波市福祉市民部社会福祉課

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号

電 話 (0763) 33-1111

F A X (0763) 32-6186